



令和2年6月16日
大臣官房総務課

「国土交通省組織令の一部を改正する政令」が閣議決定

令和2年度の国土交通省の組織改編を実施するため、国土交通省組織令について所要の改正を行うもの。（令和2年7月1日施行）

I. 背景

今般、国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、国土交通省組織令等について所要の改正を行うものです。

II. 概要

国土交通省組織令等を以下のとおり改正します。

(1) 不動産・建設経済局の新設

近年、人口減少社会等の社会経済情勢の著しい変化が生じる中、土地・建設産業局が所掌する「不動産業政策」「建設産業政策」「土地政策」の3つの政策分野において、市場原理では十分に調整されない社会問題の解決に取り組むとともに、国土インフラストックが適切に利用・管理される環境を構築するために、土地・建設産業局の再編・強化を行い、不動産・建設経済局を新設する。

(2) 土地政策審議官の新設

人口減少の本格化、高齢化に伴う相続の大量発生、都市への人口集中等を背景とした所有者不明土地や管理不全土地の増加に伴う周辺環境への悪影響や外部不経済の問題に早急に対応するため、大臣官房に土地政策審議官を新設する。

(3) 大臣官房に置く審議官の数の変更

建物及び宅地の建設から流通までの総合的なシステムを大局的に把握する観点から、国土交通省行政全体に関係する政策について、省の内外を問わずハイレベルな調整・連携を実施するため、大臣官房に置かれる審議官を一人追加する。

(4) 大臣官房に置く参事官の数の変更

海外における新幹線システムの円滑な導入に向け、相手国とのハイレベルな調整を行うため、大臣官房に置かれる参事官を一人追加する。

(5) その他所要の改正を行う。

III. 今後のスケジュール

公 布：令和2年6月19日（金）

施 行：令和2年7月1日（水）

【問い合わせ先】

大臣官房総務課 法規第二係長 倉信 直通：03-5253-8184(内線21-463)
法規第七係長 村瀬 直通：03-5253-8185(内線21-484)
代表：03-5253-8111
FAX：03-5253-1523

国土交通省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 総合政策局及び都市局の所掌事務の一部を土地・建設産業局の所掌事務とし、土地・建設産業局の

所掌事務及び同局に置かれる課の所掌事務を変更し、同局の名称を不動産・建設経済局に変更すること。

(第二条、第四条、第六条、第七条、第十九条、第七十条から第七十四条関係)

第二 不動産・建設経済局に新たに参事官を一人置くこと。

(第七十条及び第八十一条関係)

第三 政策統括官の職務を変更すること。

(第十七条関係)

第四 大臣官房に土地政策審議官を置くこと。

(第二十条関係)

第五 大臣官房に置かれる審議官及び参事官の定数を改めること。

(第二十条及び第二十一条関係)

第六 大臣官房会計課の所掌事務を変更すること。

(第二十七条関係)

第七 総合政策局総務課の所掌事務を変更すること。

(第三十七条関係)

第八 国土政策局総合計画課の所掌事務を変更すること。

(第六十四条関係)

第九 その他所要の規定の整備を行うこと。

第十 この政令は、令和二年七月一日から施行すること。

(附則関係)

政令第 号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項、第二十条第一項並びに第二十一条第四項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条」を「第六十九条」に、「土地・建設産業局（第七十一条―第八十条）」を「不動産・建設経済局（第七十条―第八十一条）」に、「第八十一条」を「第八十二条」に改める。

第二条第一項中「土地・建設産業局」を「不動産・建設経済局」に改める。

第四条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十三号中「第三十七条第五号」を「第三十七条第四号」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条中第二十四号を第二十三号とし、第二十五号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十九号中「土地・建設産業局」を「不動産・建設経済局」に改め、同号を同条第二十八号とし、同条中第三十号を第二十九号

とし、第三十一号から第四十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条第八号中「土地・建設産業局」を「不動産・建設経済局」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「土地・建設産業局」を「不動産・建設経済局」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 土地の使用及び収用に関すること。

第六条中第二十号を第二十一号とし、第四号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の施行に関すること（政
策統括官の所掌に属するものを除く。）。

第七条第一号中「国土政策局及び」の下に「不動産・建設経済局並びに」を加え、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十二号中「第八十四条第六号」を「第八十五条第六号」に改め、同条を同条第十一号とし、同条第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十一号中「土地・建設産業局」を「不動産・建設経済局」に改

め、同号を同条第二十号とし、同条中第二十二号を第二十一号とし、第二十三号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一条第二号中「土地・建設産業局」を「不動産・建設経済局」に改める。

第十七条第二号ハを削り、同条第三号中「（有効かつ適切な利用が阻害され、又は阻害されるおそれがある土地に係るものに限る。）」を「であって次に掲げる事項に係るもの」に改め、同号に次のように加える。

イ 土地の有効かつ適切な利用が阻害され、又は阻害されるおそれがある場合における当該土地の利用

ロ 地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地理空間情報

（第七十三条において単に「地理空間情報」という。）の活用の推進

第十九条第一項中「土地・建設産業局」を「不動産・建設経済局」に改める。

第二十条の見出し中「建設流通政策審議官」を「土地政策審議官」に改め、同条第一項中「建設流通政策審議官」を「土地政策審議官」に、「二十一人」を「二十二二人」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 土地政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する適正かつ合理的な土地の利用及び管理並びに土地の取引の円滑化に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事

務を総括整理する。

第二十一条第一項中「十八人」を「十九人」に改める。

第二十二条第一項中「七課」を「六課」に改め、「地方課」を削る。

第二十七条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 公共事業の入札及び契約の改善に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 削除

第三十条第二号中「土地・建設産業局」を「不動産・建設経済局」に改める。

第三十七条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十七条第二号中「土地・建設産業局」を「不動産・建設経済局」に改める。

第五十一条第一号中「第四条第三十九号から第四十三号まで」を「第四条第三十八号から第四十二号まで

」に改める。

第六十二条中「六課」を「五課」に改め、「国土情報課」を削る。

第六十三条第二号中「他課及び」を「総合計画課及び広域地方政策課並びに」に改める。

第六十四条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 国土調査に関すること（不動産・建設経済局の所掌に属するものを除く。）。

第六十六条を削り、第六十七条を第六十六条とし、第六十八条から第七十条までを一条ずつ繰り上げる。

「第四目 土地・建設産業局」を「第四目 不動産・建設経済局」に改める。

第七十一条の見出しを「（不動産・建設経済局に置く課等）」に改め、同条中「土地・建設産業局」を「

「国際市場課

不動産・建設経済局」に、「八課」を「十課及び参事官一人」に、「企画課」を「情報活用推進課」に改め

「土地政策課」

、第一章第二節第三款第四目中同条を第七十条とする。

第七十四条を削る。

第七十三条（見出しを含む。）中「企画課」を「土地政策課」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中

「並びに地価調査課及び不動産市場整備課」を「及び他課」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を

同条第二号とし、同条第四号中「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の下に「（平成三十年法律第四十九号）」を加え、同条を同条第三号とし、同条中第六号を第十号とし、第五号を第九号とし、同号の前に次の五号を加える。

四 公共用地取得制度に関すること。

五 直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

六 直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事務の総括に関すること。

七 公有地の拡大の推進に関する法律の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。

八 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関すること。

第七十三条に次の一号を加える。

十一 国土審議会土地政策分科会の庶務に関すること。

第七十三条を第七十四条とする。

第七十二条第一号中「土地・建設産業局」を「不動産・建設経済局」に改め、同条第二号から第四号までを次のように改める。

二 不動産・建設経済局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること（国際市場課及び情報活用推進課の所掌に属するものを除く。）。

三 土地の使用及び収用に関すること（土地政策課の所掌に属するものを除く。）。

四 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の施行に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

第七十二条第五号から第十号までを削り、同条第十一号中「土地・建設産業局」を「不動産・建設経済局」に改め、同号を同条第五号とし、同条を第七十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

（国際市場課の所掌事務）

第七十二条 国際市場課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 不動産・建設経済局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 不動産・建設経済局の所掌事務に係る国際協力に関すること。

三 不動産・建設経済局の所掌に属する国際関係事務で海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関すること。

四 建設業者及び建設コンサルタント（第八十条において「建設業者等」という。）の労働力の調達（外国人に係るものに限る。）に関する企画及び立案並びに指導に関すること。

（情報活用推進課の所掌事務）

第七十三条 情報活用推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 不動産・建設経済局の所掌事務に関する情報通信技術の活用に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二 土地に関する総合的かつ基本的な政策（地理空間情報の活用の推進に係るものに限る。）の企画及び立案並びに推進に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

三 土地に関する総合的かつ基本的な政策の基礎となる事項の調査及び研究に関すること。

四 地理空間情報を活用した不動産取引の円滑化に関すること。

第七十七条中「総務課及び不動産市場整備課」を「他課及び参事官」に改める。

第七十九条第一号中「総務課」を「国際市場課」に改める。

第八十条第一号中「建設業者及び建設コンサルタント（以下この条において「及び」という。）」を削り、同条第三号中「こと」の下に「（国際市場課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第八号中「総務課」を「国際市場課」に改める。

第八十五条を削り、第八十四条を第八十五条とする。

第八十三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条を第八十四条とする。

第八十二条を第八十三条とし、第八十一条を第八十二条とし、第一章第二節第三款第四目中第八十条の次に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第八十一条 参事官は、不動産の管理に関する事業の発達、改善及び調整に関する事務をつかさどり、又は命を受けて不動産・建設経済局の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

第八十六条第四号中「国土政策局及び」の下に「不動産・建設経済局並びに」を加える。

第八十八条第十五号、第一百十九条第三号及び第二百二十五条第三号中「土地・建設産業局」を「不動産・建設経済局」に改める。

第二百八条第五項を次のように改める。

5 中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局の総務部長はそれぞれ中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局の副局長の職を占める者を、四国地方整備局の総務部長は四国地方整備局の次長の職を占める者をもって充てられるものとする。

附則第四条中「第七条第十八号」を「第七条第十七号」に改める。

附則第八条中「第六十七条各号」を「第六十六条各号」に改める。

附則第九条中「第六十八条」を「第六十七条」に改める。

附則第十条中「第七十条各号」を「第六十九条各号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和二年七月一日から施行する。

(建設業法施行令等の一部改正)

第二条 次に掲げる政令の規定中「土地・建設産業局」を「不動産・建設経済局」に改める。

一 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第十一条及び第三十一条

二 地価公示法施行令(昭和四十四年政令第百八十号)第二条第六項

三 社会資本整備審議会令(平成十二年政令第二百九十九号)第十一条第二項及び第三項ただし書

(国土審議会令の一部改正)

第三条 国土審議会令(平成十二年政令第二百九十八号)の一部を次のように改正する。

第六条の表土地政策分科会の項中「土地・建設産業局総務課」を「不動産・建設経済局土地政策課」に改める。

(建設業法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第四条 建設業法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第百七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三条のうち国土交通省組織令第四条第十号及び第四十七条第六号の改正規定中「第四条第十号」

を「第四条第九号」に改める。

理由

国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、新たに大臣官房に土地政策審議官を置くとともに、大臣官房に置かれる審議官及び参事官をそれぞれ一人追加するほか、土地・建設産業局の名称を不動産・建設経済局に変更し、新たに同局に国際市場課等を置く等の必要があるからである。

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)	(抄)	1
○ 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)	(抄)	(附則第二条関係)	38
○ 地価公示法施行令(昭和四十四年政令第八十号)	(抄)	(附則第二条関係)	39
○ 社会資本整備審議会令(平成十二年政令第二百九十九号)	(抄)	(附則第二条関係)	40
○ 国土審議会令(平成十二年政令第二百九十八号)	(抄)	(附則第三条関係)	41
○ 建設業法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第七十四号)	(抄)	(附則第四条関係)	42

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 秘書官（第一条）</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官及び国際統括官の設置等（第二条―第十七条の二）</p> <p>第二款 特別な職の設置等（第十八条―第二十一条）</p> <p>第三款 課の設置等</p> <p>第一目 大臣官房（第二十二条―第三十五条）</p> <p>第二目 総合政策局（第三十六条―第六十一条）</p> <p>第三目 国土政策局（第六十二条―第六十九条）</p> <p>第四目 不動産・建設経済局（第七十条―第八十一条）</p> <p>第五目 都市局（第八十二条―第九十条）</p> <p>第六目 水管理・国土保全局（第九十一条―第一百四条）</p> <p>第七目 道路局（第一百五―百十三条）</p> <p>第八目 住宅局（第一百四―百二十一条）</p> <p>第九目 鉄道局（第二百二―百二十九条の二）</p> <p>第十目 自動車局（第三百―百三十九条）</p> <p>第十一目 海事局（第四百―百五十六条）</p> <p>第十二目 港湾局（第四百七―百六十三条）</p> <p>第十三目 航空局（第四百六―百八十一条）</p> <p>第十四目 北海道局（第八―百八十九条）</p> <p>第十五目 政策統括官（第九―百十条）</p> <p>第三節 審議会等（第九―百一十一条）</p> <p>第四節 施設等機関（第九―百二十二―百二十五条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 秘書官（第一条）</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官及び国際統括官の設置等（第二条―第十七条の二）</p> <p>第二款 特別な職の設置等（第十八条―第二十一条）</p> <p>第三款 課の設置等</p> <p>第一目 大臣官房（第二十二条―第三十五条）</p> <p>第二目 総合政策局（第三十六条―第六十一条）</p> <p>第三目 国土政策局（第六十二―百七十条）</p> <p>第四目 土地・建設産業局（第七―百一―百八十条）</p> <p>第五目 都市局（第八―百一―百九十条）</p> <p>第六目 水管理・国土保全局（第九―百一―百四―百四―条）</p> <p>第七目 道路局（第一百五―百十三条）</p> <p>第八目 住宅局（第一百四―百二十一条）</p> <p>第九目 鉄道局（第二百二―百二十九条の二）</p> <p>第十目 自動車局（第三百―百三十九条）</p> <p>第十一目 海事局（第四百―百五十六条）</p> <p>第十二目 港湾局（第四百七―百六十三条）</p> <p>第十三目 航空局（第四百六―百八十一条）</p> <p>第十四目 北海道局（第八―百八十九条）</p> <p>第十五目 政策統括官（第九―百十条）</p> <p>第三節 審議会等（第九―百一十一条）</p> <p>第四節 施設等機関（第九―百二十二―百二十五条）</p>

第五節 地方支分部局

第一款 地方整備局（第二百六条―第二百八条）

第二款 北海道開発局（第二百九条―第二百十一条）

第三款 地方運輸局（第二百十二条―第二百六条）

第四款 地方航空局（第二百七条・第二百八条）

第五款 航空交通管制部（第二百九条・第二百二十条）

第二章 外局

第一節 観光庁

第一款 特別な職（第二百一一条・第二百二二条）

第二款 内部部局（第二百一三条―第二百二十四条の十）

第二節 気象庁

第一款 特別な職（第二百二十五条）

第二款 内部部局（第二百二十六条―第二百三十三条）

第三款 施設等機関（第二百三十四条―第二百三十九条）

第四款 地方支分部局（第二百四十条―第二百四十二条）

第三節 運輸安全委員会事務局

第一款 特別な職（第二百四十三条）

第二款 内部部局（第二百四十三条の二―第二百四十三条の九）

第四節 海上保安庁

第一款 特別な職（第二百四十四条・第二百四十五条）

第二款 内部部局（第二百四十六条―第二百五十三条）

第三款 施設等機関（第二百五十四条―第二百五十七条）

第四款 地方支分部局（第二百五十八条・第二百五十九条）

（大臣官房及び局並びに政策統括官及び国際統括官の設置等）

第二条 本省に、大臣官房及び次の十三局並びに政策統括官二人及び国際統括官一人を置く。

総合政策局

国土政策局

不動産・建設経済局

第五節 地方支分部局

第一款 地方整備局（第二百六条―第二百八条）

第二款 北海道開発局（第二百九条―第二百十一条）

第三款 地方運輸局（第二百十二条―第二百六条）

第四款 地方航空局（第二百七条・第二百八条）

第五款 航空交通管制部（第二百九条・第二百二十条）

第二章 外局

第一節 観光庁

第一款 特別な職（第二百一一条・第二百二二条）

第二款 内部部局（第二百一三条―第二百二十四条の十）

第二節 気象庁

第一款 特別な職（第二百二十五条）

第二款 内部部局（第二百二十六条―第二百三十三条）

第三款 施設等機関（第二百三十四条―第二百三十九条）

第四款 地方支分部局（第二百四十条―第二百四十二条）

第三節 運輸安全委員会事務局

第一款 特別な職（第二百四十三条）

第二款 内部部局（第二百四十三条の二―第二百四十三条の九）

第四節 海上保安庁

第一款 特別な職（第二百四十四条・第二百四十五条）

第二款 内部部局（第二百四十六条―第二百五十三条）

第三款 施設等機関（第二百五十四条―第二百五十七条）

第四款 地方支分部局（第二百五十八条・第二百五十九条）

（大臣官房及び局並びに政策統括官及び国際統括官の設置等）

第二条 本省に、大臣官房及び次の十三局並びに政策統括官二人及び国際統括官一人を置く。

総合政策局

国土政策局

土地・建設産業局

都市局
水管理・国土保全局

道路局

住宅局

鉄道局

自動車局

海事局

港湾局

航空局

北海道局

2 大臣官房に官庁営繕部を、水管理・国土保全局に水資源部、下水道部及び砂防部を、航空局に航空ネットワーク部、安全部及び交通管制部を置く。

(総合政策局の所掌事務)

第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌事務に関する総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

二 国土交通省の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること(大臣官房及び他局並びに政策統括官及び国際統括官の所掌に属するものを除く)。

三 社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進に関すること(大臣官房の所掌に属するものを除く)。

四 総合的な交通体系の整備に関すること。

五 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること(都市局の所掌に属するものを除く)。

都市局
水管理・国土保全局

道路局

住宅局

鉄道局

自動車局

海事局

港湾局

航空局

北海道局

2 大臣官房に官庁営繕部を、水管理・国土保全局に水資源部、下水道部及び砂防部を、航空局に航空ネットワーク部、安全部及び交通管制部を置く。

(総合政策局の所掌事務)

第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌事務に関する総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

二 国土交通省の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること(大臣官房及び他局並びに政策統括官及び国際統括官の所掌に属するものを除く)。

三 社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進に関すること(大臣官房の所掌に属するものを除く)。

四 総合的な交通体系の整備に関すること。

五 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること(都市局の所掌に属するものを除く)。

六 公共交通機関の確保及びその機能の改善に関する総合的な事業の
助成に関すること。

七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法
人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）
第十三条第一項第九号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関
すること。

八 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の組織及び運営一
般に関すること。

（削る）

九 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による建設機械施工
の技術検定に関すること。

十 海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和
四十五年法律第百三十六号）第三条第十五号の二に規定する海洋汚
染等をいう。以下同じ。）及び海上災害の防止に関すること（海上
保安庁並びに海事局及び港湾局の所掌に属するものを除く。）。

十一 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律（平成十九
年法律第三十四号）の施行に関すること。

十二 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であつて、航空保安業務
の高度化その他の交通の発達及び改善並びに気象業務に係るものに
関すること（気象庁及び他局の所掌に属するものを除く。）。

十三 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。

十四 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）
第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関すること。

十五 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三十六第
四項第十二号に規定する住宅団地再生貨物運送共同化事業に関する
こと。

六 公共交通機関の確保及びその機能の改善に関する総合的な事業の
助成に関すること。

七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法
人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）
第十三条第一項第九号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関
すること。

八 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の組織及び運営一
般に関すること。

九 土地の使用及び収用に関すること（大深度地下の公共的使用に関
する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の規定による大深度
地下の使用並びに所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措
置法（平成三十年法律第四十九号）の規定による所有者不明土地の
使用及び収用に関するものを除く。）。

十 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による建設機械施工
の技術検定に関すること。

十一 海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭
和四十五年法律第百三十六号）第三条第十五号の二に規定する海洋
汚染等をいう。以下同じ。）及び海上災害の防止に関すること（海
上保安庁並びに海事局及び港湾局の所掌に属するものを除く。）。

十二 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律（平成十九
年法律第三十四号）の施行に関すること。

十三 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であつて、航空保安業務
の高度化その他の交通の発達及び改善並びに気象業務に係るものに
関すること（気象庁及び他局の所掌に属するものを除く。）。

十四 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。

十五 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）
第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関すること。

十六 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三十六第
四項第十二号に規定する住宅団地再生貨物運送共同化事業に関する
こと。

- 十六 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関する事（港湾局の所掌に属するものを除く。）。
- 十七 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第七条第三項第三号に規定する貨物運送共同化事業に関する事。
- 十八 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関する事。
- 十九 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関する事（航空局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十 貨物自動車ターミナルに関する事。
- 二十一 貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関する事。
- 二十二 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）第二十二条第一項に規定する交通安全基本計画をいう。第三十七条第四号において同じ。）に係る事項の実施に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。
- 二十三 建設工事中用機械に係る建設技術に関する指導及び普及に関する事。
- 二十四 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七十七号）第七条に規定する資格に関する事。
- 二十五 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関する事。
- 二十六 独立行政法人環境再生保全機構の行う業務に関する事。
- 二十七 国土交通省の所掌に係る公共事業の円滑かつ計画的な実施を推進するための当該各公共事業（鉄道整備事業、港湾整備事業及び空港整備事業並びにこれらに関連するものを除く。第四十七条第一号において同じ。）間の調整に関する事。
- 二十八 直轄事業の施行の合理化のための方策（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関する

- 十七 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関する事（港湾局の所掌に属するものを除く。）。
- 十八 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第七条第三項第三号に規定する貨物運送共同化事業に関する事。
- 十九 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関する事。
- 二十 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関する事（航空局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十一 貨物自動車ターミナルに関する事。
- 二十二 貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関する事。
- 二十三 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）第二十二条第一項に規定する交通安全基本計画をいう。第三十七条第五号において同じ。）に係る事項の実施に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。
- 二十四 建設工事中用機械に係る建設技術に関する指導及び普及に関する事。
- 二十五 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七十七号）第七条に規定する資格に関する事。
- 二十六 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関する事。
- 二十七 独立行政法人環境再生保全機構の行う業務に関する事。
- 二十八 国土交通省の所掌に係る公共事業の円滑かつ計画的な実施を推進するための当該各公共事業（鉄道整備事業、港湾整備事業及び空港整備事業並びにこれらに関連するものを除く。第四十七条第一号において同じ。）間の調整に関する事。
- 二十九 直轄事業の施行の合理化のための方策（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関する

- ること（不動産・建設経済局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十九 直轄事業に係る建設工事用機械の整備及び運用（二以上の部に共通するものに限る。）に関すること。
- 三十 直轄事業の積算基準（建設工事用機械の使用に係る二以上の部に共通する積算基準に限る。）に関すること。
- 三十一 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）の規定による基本指針の策定の取りまじめに関すること並びに同法に規定する整備計画並びに特定周辺整備地区及び施設整備方針のうち建設業者の使用に供するための再生処理を行う特定施設以外の特定施設に係るものに関すること。
- 三十二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
- 三十三 社会資本整備審議会の庶務（産業分科会、住宅地分科会、都市計画・歴史的風土分科会、河川分科会、道路分科会及び建築分科会に係るものを除く。）に関すること。
- 三十四 交通政策審議会の庶務（観光分科会、陸上交通分科会、海事分科会、港湾分科会、航空分科会及び気象分科会に係るものを除く。）に関すること。
- 三十五 運輸審議会の庶務に関すること。
- 三十六 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること（国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所に係るものに限る。）。
- 三十七 中央交通安全対策会議の庶務（海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものに限る。）に関すること。
- 三十八 国土交通省の所掌事務に関する情報化に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 三十九 国土交通省の情報システムの整備及び管理に関すること。
- 四十 国土交通省の保有する個人情報の保護に関すること。
- 四十一 国土交通省の所掌事務に関する調査、情報の分析及び統計に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

- ること（土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。）。
- 三十 直轄事業に係る建設工事用機械の整備及び運用（二以上の部に共通するものに限る。）に関すること。
- 三十一 直轄事業の積算基準（建設工事用機械の使用に係る二以上の部に共通する積算基準に限る。）に関すること。
- 三十二 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）の規定による基本指針の策定の取りまじめに関すること並びに同法に規定する整備計画並びに特定周辺整備地区及び施設整備方針のうち建設業者の使用に供するための再生処理を行う特定施設以外の特定施設に係るものに関すること。
- 三十三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
- 三十四 社会資本整備審議会の庶務（産業分科会、住宅地分科会、都市計画・歴史的風土分科会、河川分科会、道路分科会及び建築分科会に係るものを除く。）に関すること。
- 三十五 交通政策審議会の庶務（観光分科会、陸上交通分科会、海事分科会、港湾分科会、航空分科会及び気象分科会に係るものを除く。）に関すること。
- 三十六 運輸審議会の庶務に関すること。
- 三十七 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること（国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所に係るものに限る。）。
- 三十八 中央交通安全対策会議の庶務（海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものに限る。）に関すること。
- 三十九 国土交通省の所掌事務に関する情報化に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 四十 国土交通省の情報システムの整備及び管理に関すること。
- 四十一 国土交通省の保有する個人情報の保護に関すること。
- 四十二 国土交通省の所掌事務に関する調査、情報の分析及び統計に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

四十二 国立国会図書館支部国土交通省図書館に関すること。

四十三 国土交通省設置法（以下「法」という。）第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（道路局の所掌に属するものを除く。）。

四十四 前各号に掲げるもののほか、国土交通省の所掌事務に係る政策に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（国土政策局の所掌事務）

第五条 国土政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

三 首都圏その他の各大都市圏及び東北地方その他の各地方のそれぞれの整備及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（都市局の所掌に属するものを除く。）。

四 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業（首都圏その他の各大都市圏及び北海道の区域内において行われるものを除く。）に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

五 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業に係る別に政令で定める事業（北海道総合開発計画に基づくものを除く。）に関する関係行政機関の経費の見積りの方針及び配分計画の調整に関すること。

六 株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第十五条第一項の規定により同項の規定による解散前の日本政策投資銀行から承継する資産のうち株式会

四十三 国立国会図書館支部国土交通省図書館に関すること。

四十四 国土交通省設置法（以下「法」という。）第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（道路局の所掌に属するものを除く。）。

四十五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省の所掌事務に係る政策に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（国土政策局の所掌事務）

第五条 国土政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

三 首都圏その他の各大都市圏及び東北地方その他の各地方のそれぞれの整備及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（都市局の所掌に属するものを除く。）。

四 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業（首都圏その他の各大都市圏及び北海道の区域内において行われるものを除く。）に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

五 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業に係る別に政令で定める事業（北海道総合開発計画に基づくものを除く。）に関する関係行政機関の経費の見積りの方針及び配分計画の調整に関すること。

六 株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第十五条第一項の規定により同項の規定による解散前の日本政策投資銀行から承継する資産のうち株式会

社日本政策投資銀行法施行令（平成二十年政令第二百号）附則第五条に規定する資産に該当するものの管理に關すること（北海道局の所掌に属するものを除く。）。

七 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項に規定する土地利用基本計画に關すること。

八 国土調査に關すること（不動産・建設経済局の所掌に属するものを除く。）。

九 国会等の移転（国会等の移転に關する法律（平成四年法律第九十九号）第一条に規定する国会等の移転をいう。以下同じ。）に係る総合的な政策の企画及び立案に關すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

十 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

十一 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。以下同じ。）の雪害の防除及び振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

十二 小笠原総合事務所の機構及び定員並びに運営に要する経費に關する關係行政機關との連絡調整に關すること。

十三 小笠原総合事務所の事務の運営の指導及び改善に關すること。

（不動産・建設経済局の所掌事務）

第六条 不動産・建設経済局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地価対策その他土地に關する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

二 国土利用計画法の規定による土地取引の規制その他土地利用の調整に關すること。

三 土地の使用及び収用に關すること。

社日本政策投資銀行法施行令（平成二十年政令第二百号）附則第五条に規定する資産に該当するものの管理に關すること（北海道局の所掌に属するものを除く。）。

七 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項に規定する土地利用基本計画に關すること。

八 国土調査に關すること（土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。）。

九 国会等の移転（国会等の移転に關する法律（平成四年法律第九十九号）第一条に規定する国会等の移転をいう。以下同じ。）に係る総合的な政策の企画及び立案に關すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

十 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

十一 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。以下同じ。）の雪害の防除及び振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

十二 小笠原総合事務所の機構及び定員並びに運営に要する経費に關する關係行政機關との連絡調整に關すること。

十三 小笠原総合事務所の事務の運営の指導及び改善に關すること。

（土地・建設産業局の所掌事務）

第六条 土地・建設産業局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地価対策その他土地に關する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

二 国土利用計画法の規定による土地取引の規制その他土地利用の調整に關すること。

三 所有者不明土地の利用の円滑化等に關する特別措置法の施行に關

- 四 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の施行に関する事（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 五 公共用地取得制度に関する事。
- 六 直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に関する企画及び立案、調整並びに指導に関する事。
- 七 直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事務の総括に関する事。
- 八 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行う事。
- 九 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関する事。
- 十 宅地の供給及び管理に関する事（都市局及び住宅局の所掌に属するものを除く。）。
- 十一 農住組合の設立及び業務に関する事（都市局の所掌に属するものを除く。）。
- 十二 地価の公示に関する事。
- 十三 不動産の鑑定評価に関する事。
- 十四 地籍調査その他の地籍整備に関する事。
- 十五 不動産業の発達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化に関する事。
- 十六 建設業（浄化槽工事業を含む。）の発達、改善及び調整並びに建設工事の請負契約の適正化に関する事（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。
- 十七 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関する事。
- 十八 測量業の発達、改善及び調整に関する事。

すること。

（新設）

- 四 公共用地取得制度に関する事。
- 五 直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に関する企画及び立案、調整並びに指導に関する事。
- 六 直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事務の総括に関する事。
- 七 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行う事。
- 八 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関する事。
- 九 宅地の供給及び管理に関する事（都市局及び住宅局の所掌に属するものを除く。）。
- 十 農住組合の設立及び業務に関する事（都市局の所掌に属するものを除く。）。
- 十一 地価の公示に関する事。
- 十二 不動産の鑑定評価に関する事。
- 十三 地籍調査その他の地籍整備に関する事。
- 十四 不動産業の発達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化に関する事。
- 十五 建設業（浄化槽工事業を含む。）の発達、改善及び調整並びに建設工事の請負契約の適正化に関する事（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。
- 十六 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関する事。
- 十七 測量業の発達、改善及び調整に関する事。

- 十九 公共工事の前払金保証事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二十 直轄事業における労働力及び資材の調達の円滑化に関する調整及び指導に関すること。
- 二十一 直轄事業の積算基準（労働力の調達に係る積算基準に限る。）に関すること。

（都市局の所掌事務）

第七条 都市局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（国土政策局及び不動産・建設経済局並びに政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）及び中部圏開発整備法（昭和四十四年法律第二百二号）の施行に関すること。
- 三 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域、近畿圏の近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域並びに中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備及び開発に関すること。
- 四 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）に規定する業務核都市基本方針及び業務核都市基本構想に関すること。
- 五 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業（首都圏その他の各大都市圏内において行われるものに限る。）に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 六 首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止並びに首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に関すること。
- 七 災害が発生した地域及び災害危険区域からの住居の集団的移転を促進する事業の援助及び助成に関すること。

- 十八 公共工事の前払金保証事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 十九 直轄事業における労働力及び資材の調達の円滑化に関する調整及び指導に関すること。
- 二十 直轄事業の積算基準（労働力の調達に係る積算基準に限る。）に関すること。

（都市局の所掌事務）

第七条 都市局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（国土政策局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）及び中部圏開発整備法（昭和四十四年法律第二百二号）の施行に関すること。
- 三 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域、近畿圏の近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域並びに中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備及び開発に関すること。
- 四 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）に規定する業務核都市基本方針及び業務核都市基本構想に関すること。
- 五 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業（首都圏その他の各大都市圏内において行われるものに限る。）に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 六 首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止並びに首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に関すること。
- 七 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の施行に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 八 災害が発生した地域及び災害危険区域からの住居の集団的移転を促進する事業の援助及び助成に関すること。

- 八 都市計画及び都市計画事業に関すること。
- 九 景観法（平成十六年法律第百十号）の規定による良好な景観の形成に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
- 十 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の規定による宅地の造成等の規制に関すること。
- 十一 宅地の耐震化（地震時における地盤の滑動、崩落又は液状化による被害の防止を図るために行う宅地の改良をいう。第八十五条第六号において同じ。）の推進に関すること。
- 十二 土地区画整理事業に関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること及び水管理・国土保全局の所掌に属するものを除く。）。
- 十三 民間都市開発事業に関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。
- 十四 前二号に掲げるもののほか、市街地再開発事業、流通業務団地造成事業その他市街地の整備改善に関すること（防災街区整備事業及び独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること並びに住宅局及び港湾局の所掌に属するものを除く。）。
- 十五 防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十条に規定する防災都市施設をいう。以下同じ。）の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関すること。
- 十六 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、次に掲げるものに関すること。
- イ 建築物の敷地の整備（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので重要な公共施設の整備を伴うものに限る。）並びに整備した敷地の管理及び譲渡に係る業務
- ロ 市街地再開発事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務

- 九 都市計画及び都市計画事業に関すること。
- 十 景観法（平成十六年法律第百十号）の規定による良好な景観の形成に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
- 十一 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の規定による宅地の造成等の規制に関すること。
- 十二 宅地の耐震化（地震時における地盤の滑動、崩落又は液状化による被害の防止を図るために行う宅地の改良をいう。第八十四条第六号において同じ。）の推進に関すること。
- 十三 土地区画整理事業に関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること及び水管理・国土保全局の所掌に属するものを除く。）。
- 十四 民間都市開発事業に関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。
- 十五 前二号に掲げるもののほか、市街地再開発事業、流通業務団地造成事業その他市街地の整備改善に関すること（防災街区整備事業及び独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること並びに住宅局及び港湾局の所掌に属するものを除く。）。
- 十六 防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十条に規定する防災都市施設をいう。以下同じ。）の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関すること。
- 十七 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、次に掲げるものに関すること。
- イ 建築物の敷地の整備（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので重要な公共施設の整備を伴うものに限る。）並びに整備した敷地の管理及び譲渡に係る業務
- ロ 市街地再開発事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務

ハ 防災街区整備事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもの）で都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務

ニ 土地区画整理事業（宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務

ホ 流通業務団地造成事業（宅地の造成と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務

十七 新住宅市街地開発事業に関する事

十八 新都市基盤整備事業に関する事

十九 駐車場に関する事（道路局及び自動車局の所掌に属するものを除く。）

二十 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による資金の貸付け（以下「都市開発資金の貸付け」という。）に関する事（不動産・建設経済局及び住宅局の所掌に属するものを除く。）

二十一 都市公園その他の公共空地及び保勝地の整備及び管理（皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑にあつては、これらの整備に限る。）に関する事

二十二 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する事

二十三 市民農園の整備の促進に関する事

二十四 屋外広告物に関する事

二十五 古都（明日香村を含む。）における歴史的風土の保存に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事

二十六 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。第三十条を除く。）の施行に関する事

（鉄道局の所掌事務）

第十一条 鉄道局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 鉄道、軌道及び索道（以下「鉄道等」という。）の整備並びにこれらの整備及び運行に関連する環境対策に関する事（道路局の所掌に属するものを除く。）

ハ 防災街区整備事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもの）で都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務

ニ 土地区画整理事業（宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務

ホ 流通業務団地造成事業（宅地の造成と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務

十八 新住宅市街地開発事業に関する事

十九 新都市基盤整備事業に関する事

二十 駐車場に関する事（道路局及び自動車局の所掌に属するものを除く。）

二十一 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による資金の貸付け（以下「都市開発資金の貸付け」という。）に関する事（土地・建設産業局及び住宅局の所掌に属するものを除く。）

二十二 都市公園その他の公共空地及び保勝地の整備及び管理（皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑にあつては、これらの整備に限る。）に関する事

二十三 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する事

二十四 市民農園の整備の促進に関する事

二十五 屋外広告物に関する事

二十六 古都（明日香村を含む。）における歴史的風土の保存に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事

二十七 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。第三十条を除く。）の施行に関する事

（鉄道局の所掌事務）

第十一条 鉄道局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 鉄道、軌道及び索道（以下「鉄道等」という。）の整備並びにこれらの整備及び運行に関連する環境対策に関する事（道路局の所掌に属するものを除く。）

- 二 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）の施行に関すること（不動産・建設経済局及び都市局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 鉄道等による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に関すること。

四 鉄道等の安全の確保に関すること（道路局の所掌に属するものを除く。）。

五 鉄道等に関する事故及びこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること（運輸安全委員会の所掌に属するものを除く。）。

六 鉄道等の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器（これらの部品を含む。以下「陸運機器等」という。）の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器等の製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の組織及び運営一般に関すること。

（政策統括官の職務）

第十七条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 国土交通省の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関する事務の総括に関すること。

二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策であつて次に掲げる事項に係るものに関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

イ 土地利用

ロ 交通施設の整備

（削る）

三 土地に関する総合的かつ基本的な政策であつて次に掲げる事項に

- 二 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）の施行に関すること（土地・建設産業局及び都市局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 鉄道等による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に関すること。

四 鉄道等の安全の確保に関すること（道路局の所掌に属するものを除く。）。

五 鉄道等に関する事故及びこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること（運輸安全委員会の所掌に属するものを除く。）。

六 鉄道等の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器（これらの部品を含む。以下「陸運機器等」という。）の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器等の製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の組織及び運営一般に関すること。

（政策統括官の職務）

第十七条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 国土交通省の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関する事務の総括に関すること。

二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策であつて次に掲げる事項に係るものに関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

イ 土地利用

ロ 交通施設の整備

ハ 地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地理空間情報（第六十六条第一号において単に「地理空間情報」という。）の活用の推進

三 土地に関する総合的かつ基本的な政策（有効かつ適切な利用が阻

係るものの企画及び立案並びに推進に関する調整に関すること。

イ 土地の有効かつ適切な利用が阻害され、又は阻害されるおそれがある場合における当該土地の利用

ロ 地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第

二条第一項に規定する地理空間情報（第七十三条において単に「地理空間情報」という。）の活用の推進

四 土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十一条の規定による土地に関する動向及び基本的な施策に関する年次報告等に関する調整に関すること。

五 国会等の移転に係る総合的な政策の企画及び立案に関する調整に関すること。

六 大深度地下使用協議会における大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（平成十二年政令第五百号）第四条第二号及び第三号に掲げる行政機関並びに関係都道府県との協議に関すること。

七 国土交通省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

（次長）

第十九条 総合政策局、不動産・建設経済局、水管理・国土保全局、道路局、鉄道局、自動車局、海事局及び航空局に、それぞれ次長一人を置く。

2 次長は、局長を助け、局の事務を整理する。

（総括審議官、技術総括審議官、政策立案総括審議官、公共交通・物流政策審議官、土地政策審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、海外プロジェクト審議官、公文書監理官、政策評価審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官及び技術審議官）

第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、政策立案総括審議官一人、公共交通・物流政策審議官一人、土地政策審議官一人、危機管理・運輸安全政策審議官一人、海外プロジェクト審議官一人、公文書監理官一人、政策評価審議官一人、サイバーセキュリティ

害され、又は阻害されるおそれがある土地に係るものに限る。）の企画及び立案並びに推進に関する調整に関すること。

四 土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十一条の規定による土地に関する動向及び基本的な施策に関する年次報告等に関する調整に関すること。

五 国会等の移転に係る総合的な政策の企画及び立案に関する調整に関すること。

六 大深度地下使用協議会における大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（平成十二年政令第五百号）第四条第二号及び第三号に掲げる行政機関並びに関係都道府県との協議に関すること。

七 国土交通省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

（次長）

第十九条 総合政策局、土地・建設産業局、水管理・国土保全局、道路局、鉄道局、自動車局、海事局及び航空局に、それぞれ次長一人を置く。

2 次長は、局長を助け、局の事務を整理する。

（総括審議官、技術総括審議官、政策立案総括審議官、公共交通・物流政策審議官、建設流通政策審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、海外プロジェクト審議官、公文書監理官、政策評価審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官及び技術審議官）

第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、政策立案総括審議官一人、公共交通・物流政策審議官一人、建設流通政策審議官一人、危機管理・運輸安全政策審議官一人、海外プロジェクト審議官一人、公文書監理官一人、政策評価審議官一人、サイバーセキュ

イ・情報化審議官一人、審議官二十二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び技術審議官五人を置く。

2 総括審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

3 技術総括審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

4 政策立案総括審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

5 公共交通・物流政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する交通機関の整備並びに貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

6 土地政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する適正かつ合理的な土地の利用及び管理並びに土地の取引の円滑化に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

7 危機管理・運輸安全政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する危機管理及び運輸の安全の確保に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

8 海外プロジェクト審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する国際関係事務で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るもの、経済上の連携その他の対外経済関係に関するもの及び国際協力に係るものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

9 公文書監理官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する公文

リテイ・情報化審議官一人、審議官二十一人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び技術審議官五人を置く。

2 総括審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

3 技術総括審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

4 政策立案総括審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

5 公共交通・物流政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する交通機関の整備並びに貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

6 建設流通政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する建物その他の施設の建設並びに宅地及び建物の流通に係る市場の整備に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

7 危機管理・運輸安全政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する危機管理及び運輸の安全の確保に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

8 海外プロジェクト審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する国際関係事務で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るもの、経済上の連携その他の対外経済関係に関するもの及び国際協力に係るものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

9 公文書監理官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する公文

書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報保護の適正な実施の確保に関する重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

10 政策評価審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する政策の評価に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

11 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

12 審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

13 技術審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(参事官及び技術参事官)

第二十一条 大臣官房に、参事官十九人及び技術参事官一人を置く。

2 大臣官房に置く参事官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

3 大臣官房に置く技術参事官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

(大臣官房に置く課等)

第二十二条 大臣官房に、官庁営繕部に置くもののほか、次の六課並びに監察官一人、危機管理官一人及び運輸安全監理官一人を置く。

人事課

書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報保護の適正な実施の確保に関する重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

10 政策評価審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する政策の評価に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

11 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

12 審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

13 技術審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(参事官及び技術参事官)

第二十一条 大臣官房に、参事官十八人及び技術参事官一人を置く。

2 大臣官房に置く参事官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

3 大臣官房に置く技術参事官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

(大臣官房に置く課等)

第二十二条 大臣官房に、官庁営繕部に置くもののほか、次の七課並びに監察官一人、危機管理官一人及び運輸安全監理官一人を置く。

人事課

総務課
広報課
会計課
(削る)
福利厚生課
技術調査課
2 官庁営繕部に、次の四課を置く。
管理課
計画課
整備課
設備・環境課

(会計課の所掌事務)

第二十七条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 二 国土交通省の所掌事務に関する財政投融资計画に関する事務の総括に関すること(総合政策局の所掌に属するものを除く)。
- 三 国土交通省所管の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- 四 国土交通省所管の特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- 五 東日本大震災復興特別会計の経理のうち国土交通省の所掌に係るものに関すること。
- 六 公共事業の入札及び契約の改善に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
- 七 庁内の管理に関すること。

第二十八条 削除

総務課
広報課
会計課
地方課
福利厚生課
技術調査課
2 官庁営繕部に、次の四課を置く。
管理課
計画課
整備課
設備・環境課

(会計課の所掌事務)

第二十七条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 二 国土交通省の所掌事務に関する財政投融资計画に関する事務の総括に関すること(総合政策局の所掌に属するものを除く)。
- 三 国土交通省所管の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- 四 国土交通省所管の特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- 五 東日本大震災復興特別会計の経理のうち国土交通省の所掌に係るものに関すること。
- 六 (新設)
六 庁内の管理に関すること。

(地方課の所掌事務)

第二十八条 地方課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 本省と地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、国土地理院、小笠原総合事務所、国土交通政策研究所、国土技術政策総合研究所、国土交通大学校及び航空保安大学校との間の連絡調整に関すること。

二 地方整備局、国土地理院及び国土技術政策総合研究所（以下この条において「地方整備局等」という。）の機構及び定員並びに地方整備局等の運営に要する経費の調整に関すること（法第三十一条第一項第二号に掲げる事務のうち法第四条第一項第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、第五十七号、第五十八号及び第六十一号（港湾に係るものに限る。）、第一百一号から第一百三号まで並びに第二百二十八号（港湾に係るものに限る。）に掲げる事務並びに法第三十一条第一項第六号に掲げる事務並びに第九十四条第一項各号に掲げる事務のうち法第四条第一項第五十七号及び第六十一号（港湾に係るものに限る。）、第一百一号、第一百二号並びに第九号（空港等の整備及び保全に係るものに限る。）に掲げる事務に係るもの（次号において「港湾空港関係事務」という。）に関するものを除く。）。

三 地方整備局等の行う工事、工事の設計及び工事管理並びに工事に関する調査に係る入札及び契約に関する事務その他の地方整備局等の事務の運営の指導及び改善に関すること（港湾空港関係事務に関するものを除く。）。

四 公共事業の入札及び契約の改善に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

（技術調査課の所掌事務）

第三十条 技術調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 直轄事業に係る建設技術に関する研究及び開発に関すること（他局及び官庁営繕部の所掌に属するものを除く。）。
二 直轄事業に係る技術基準及び積算基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に関すること（総合政策局及び土地・建設産業局の

（技術調査課の所掌事務）

第三十条 技術調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 直轄事業に係る建設技術に関する研究及び開発に関すること（他局及び官庁営繕部の所掌に属するものを除く。）。
二 直轄事業に係る技術基準及び積算基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に関すること（総合政策局及び不動産・建設経済局

- の所掌に属するものを除く。)
- 三 直轄事業に係る電気通信施設の整備及び管理に関すること。
 - 四 公共工事に係る評価の適正化に係る技術基準及び費用の縮減に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
 - 五 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であつて、測量その他の国土の管理に係るものに関する事。
 - 六 建設技術に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに建設技術に関する指導及び普及に関すること(他局及び官庁営繕部の所掌に属するものを除く。)
 - 七 国土交通省の所掌事務に関する建設技術に関する事務の総括に関する事。
 - 八 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること(総合政策局の所掌に属するものを除く。)

(総務課の所掌事務)

第三十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総合政策局の所掌事務に関する総合調整に関すること(政策課の所掌に属するものを除く。)
 - 二 国土交通省の所掌事務に関する財政投融资計画に関する事務の総括に関する事(政府関係金融機関の行う投融资に関するものに限る。)
 - 三 総合的な交通体系の整備に関する事(交通政策課及びモビリティサービス推進課の所掌に属するものを除く。)
- (削る)
- 四 交通安全基本計画に係る事項の実施に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。
 - 五 国土交通省の所掌事務に関する交通の安全の確保に関する事務の

- 所掌に属するものを除く。)
- 三 直轄事業に係る電気通信施設の整備及び管理に関すること。
 - 四 公共工事に係る評価の適正化に係る技術基準及び費用の縮減に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関する事。
 - 五 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であつて、測量その他の国土の管理に係るものに関する事。
 - 六 建設技術に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに建設技術に関する指導及び普及に関すること(他局及び官庁営繕部の所掌に属するものを除く。)
 - 七 国土交通省の所掌事務に関する建設技術に関する事務の総括に関する事。
 - 八 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること(総合政策局の所掌に属するものを除く。)

(総務課の所掌事務)

第三十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総合政策局の所掌事務に関する総合調整に関すること(政策課の所掌に属するものを除く。)
- 二 国土交通省の所掌事務に関する財政投融资計画に関する事務の総括に関する事(政府関係金融機関の行う投融资に関するものに限る。)
- 三 総合的な交通体系の整備に関する事(交通政策課及びモビリティサービス推進課の所掌に属するものを除く。)
- 四 土地の使用及び収用に関する事(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の規定による大深度地下の使用並びに所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定による所有者不明土地の使用及び収用に関する事を除く。)
- 五 交通安全基本計画に係る事項の実施に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。
- 六 国土交通省の所掌事務に関する交通の安全の確保に関する事務の

総括に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

六| 社会資本整備審議会の庶務（産業分科会、住宅地分科会、都市計画・歴史的風土分科会、河川分科会、道路分科会及び建築分科会に係るものを除く。）に関する事。

七| 交通政策審議会の庶務（交通体系分科会、技術分科会、観光分科会、陸上交通分科会、海事分科会、港湾分科会、航空分科会及び氣象分科会に係るものを除く。）に関する事。

八| 運輸審議会の庶務に関する事。

九| 中央交通安全対策会議の庶務（海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものに限る。）に関する事。

十| 前各号に掲げるもののほか、総合政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

（公共事業企画調整課の所掌事務）

第四十七条 公共事業企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌に係る公共事業の円滑かつ計画的な実施を推進するための当該各公共事業間の調整に関する事。

二 直轄事業の施行の合理化のための方策（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること（不動産・建設経済局の所掌に属するものを除く。）。

三 直轄事業に係る建設工事用機械の整備及び運用（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する事。

四 直轄事業の積算基準（建設工事用機械の使用に係る二以上の部局に共通する積算基準に限る。）に関する事。

五 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の規定による基本指針の策定の取りまとめに関する事並びに同法に規定する整備計画並びに特定周辺整備地区及び施設整備方針のうち建設業者の使用に供するための再生処理を行う特定施設以外の特定施設に係るものに関する事。

六 建設業法の規定による建設機械施工の技術検定に関する事。

総括に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

七| 社会資本整備審議会の庶務（産業分科会、住宅地分科会、都市計画・歴史的風土分科会、河川分科会、道路分科会及び建築分科会に係るものを除く。）に関する事。

八| 交通政策審議会の庶務（交通体系分科会、技術分科会、観光分科会、陸上交通分科会、海事分科会、港湾分科会、航空分科会及び氣象分科会に係るものを除く。）に関する事。

九| 運輸審議会の庶務に関する事。

十| 中央交通安全対策会議の庶務（海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものに限る。）に関する事。

十一| 前各号に掲げるもののほか、総合政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

（公共事業企画調整課の所掌事務）

第四十七条 公共事業企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌に係る公共事業の円滑かつ計画的な実施を推進するための当該各公共事業間の調整に関する事。

二 直轄事業の施行の合理化のための方策（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること（土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。）。

三 直轄事業に係る建設工事用機械の整備及び運用（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する事。

四 直轄事業の積算基準（建設工事用機械の使用に係る二以上の部局に共通する積算基準に限る。）に関する事。

五 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の規定による基本指針の策定の取りまとめに関する事並びに同法に規定する整備計画並びに特定周辺整備地区及び施設整備方針のうち建設業者の使用に供するための再生処理を行う特定施設以外の特定施設に係るものに関する事。

六 建設業法の規定による建設機械施工の技術検定に関する事。

七 建設工事用機械に係る建設技術に関する指導及び普及に関すること。

八 建設工事用機械に関する調査及び統計に関すること。

(情報政策課の所掌事務)

第五十一条 情報政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総合政策局の所掌事務(第四条第三十八号から第四十二号までに掲げるものに限る。)に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 国土交通省の所掌事務に関する情報化に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

三 国土交通省の保有する個人情報の保護に関すること。

四 国土交通省の所掌事務に関する調査、情報の分析及び統計に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

(国土政策局に置く課等)

第六十二条 国土政策局に、次の五課並びに計画官二人及び特別地域振興官一人を置く。

総務課

総合計画課

広域地方政策課

(削る)

地方振興課

離島振興課

(総務課の所掌事務)

第六十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土政策局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(総合計画課及び広域地方政策

七 建設工事用機械に係る建設技術に関する指導及び普及に関すること。

八 建設工事用機械に関する調査及び統計に関すること。

(情報政策課の所掌事務)

第五十一条 情報政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総合政策局の所掌事務(第四条第三十九号から第四十三号までに掲げるものに限る。)に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 国土交通省の所掌事務に関する情報化に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

三 国土交通省の保有する個人情報の保護に関すること。

四 国土交通省の所掌事務に関する調査、情報の分析及び統計に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

(国土政策局に置く課等)

第六十二条 国土政策局に、次の六課並びに計画官二人及び特別地域振興官一人を置く。

総務課

総合計画課

広域地方政策課

国土情報課

地方振興課

離島振興課

(総務課の所掌事務)

第六十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土政策局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(他課及び計画官の所掌に属す

課並びに計画官の所掌に属するものを除く。)

- 三 国土政策局の所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 四 国土審議会の庶務(土地政策分科会、北海道開発分科会、水資源開発分科会及び豪雪地帯対策分科会に係るものを除く。)に関すること。

- 五 前各号に掲げるもののほか、国土政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(総合計画課の所掌事務)

第六十四条 総合計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土利用計画及び国土形成計画の企画及び立案並びに推進に関すること(広域地方政策課及び計画官の所掌に属するものを除く。)

- 二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策に関する関係行政機関の事務の調整に関すること(政策統括官の所掌に属するものを除く。)

- 三 国土利用計画法第九条第一項に規定する土地利用基本計画に関すること。

- 四 国土調査に関すること(不動産・建設経済局の所掌に属するものを除く。)

- 五 国会等の移転に係る総合的な政策の企画及び立案に関すること(政策統括官の所掌に属するものを除く。)

- 六 多極分散型国土形成促進法の規定による国の行政機関等の東京都区部からの移転等に関すること。

(削る)

るものを除く。)

- 三 国土政策局の所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 四 国土審議会の庶務(土地政策分科会、北海道開発分科会、水資源開発分科会及び豪雪地帯対策分科会に係るものを除く。)に関すること。

- 五 前各号に掲げるもののほか、国土政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(総合計画課の所掌事務)

第六十四条 総合計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土利用計画及び国土形成計画の企画及び立案並びに推進に関すること(広域地方政策課及び計画官の所掌に属するものを除く。)

- 二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策に関する関係行政機関の事務の調整に関すること(政策統括官の所掌に属するものを除く。)

- 三 国土利用計画法第九条第一項に規定する土地利用基本計画に関すること。

(新設)

- 四 国会等の移転に係る総合的な政策の企画及び立案に関すること(政策統括官の所掌に属するものを除く。)

- 五 多極分散型国土形成促進法の規定による国の行政機関等の東京都区部からの移転等に関すること。

(国土情報課の所掌事務)

第六十六条 国土情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策(地理空間情報の活用の推進に係るものに限る。)の企画及び立案並びに推進に関すること。

(地方振興課の所掌事務)

第六十六条 地方振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（離島振興課及び特別地域振興官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 豪雪地帯の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(離島振興課の所掌事務)

第六十七条 離島振興課は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方における離島の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務（特別地域振興官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(計画官の職務)

第六十八条 計画官は、命を受けて、国土利用計画若しくは国土形成計画で全国の区域について定めるものの企画及び立案に関する事務のうち重要な専門的事項に係る事務を分掌し、又は総務課及び総合計画課の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画する。

(特別地域振興官の職務)

第六十九条 特別地域振興官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、離島（東京都小笠原村並びに鹿児島県奄美市及び大島郡に属する

二 国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の基礎となる事項の調査及び研究に関すること。

三 国土調査に関すること（土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。）。

(地方振興課の所掌事務)

第六十七条 地方振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（離島振興課及び特別地域振興官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 豪雪地帯の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(離島振興課の所掌事務)

第六十八条 離島振興課は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方における離島の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務（特別地域振興官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(計画官の職務)

第六十九条 計画官は、命を受けて、国土利用計画若しくは国土形成計画で全国の区域について定めるものの企画及び立案に関する事務のうち重要な専門的事項に係る事務を分掌し、又は総務課及び総合計画課の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画する。

(特別地域振興官の職務)

第七十条 特別地域振興官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、離島（東京都小笠原村並びに鹿児島県奄美市及び大島郡に属する

ものに限る。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

二 小笠原総合事務所の機構及び定員並びに運営に要する経費に關する關係行政機關との連絡調整に關すること。

三 小笠原総合事務所の事務の運営の指導及び改善に關すること。

第四目 不動産・建設経済局

(不動産・建設経済局に置く課等)

第七十条 不動産・建設経済局に、次の十課及び参事官一人を置く。

総務課

国際市場課

情報活用推進課

土地政策課

地価調査課

地籍整備課

不動産業課

不動産市場整備課

建設業課

建設市場整備課

(総務課の所掌事務)

第七十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 不動産・建設経済局の所掌事務に關する総合調整に關すること。

二 不動産・建設経済局の所掌事務に關する総合的な政策の企画及び立案に關すること(国際市場課及び情報活用推進課の所掌に屬するものを除く。)

三 土地の使用及び収用に關すること(土地政策課の所掌に屬するものを除く。)

四 大深度地下の公共的使用に關する特別措置法の施行に關すること(政策統括官の所掌に屬するものを除く。)

ものに限る。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

二 小笠原総合事務所の機構及び定員並びに運営に要する経費に關する關係行政機關との連絡調整に關すること。

三 小笠原総合事務所の事務の運営の指導及び改善に關すること。

第四目 土地・建設産業局

(土地・建設産業局に置く課)

第七十一条 土地・建設産業局に、次の八課を置く。

総務課

企画課

地価調査課

地籍整備課

不動産業課

不動産市場整備課

建設業課

建設市場整備課

(総務課の所掌事務)

第七十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 土地・建設産業局の所掌事務に關する総合調整に關すること。

二 土地・建設産業局の所掌に屬する国際關係事務に關する総合的な政策の企画及び立案に關すること。

三 土地・建設産業局の所掌事務に係る国際協力に關すること。

四 土地・建設産業局の所掌に屬する国際關係事務で海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する事。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

五 前各号に掲げるもののほか、不動産・建設経済局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(国際市場課の所掌事務)

第七十二条 国際市場課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 不動産・建設経済局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事。

二 不動産・建設経済局の所掌事務に係る国際協力に関する事。

三 不動産・建設経済局の所掌に属する国際関係事務で海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する事。

四 建設業者及び建設コンサルタント(第八十条において「建設業者等」という。)の労働力の調達(外国人に係るものに限る。)に関する企画及び立案並びに指導に関する事。

(情報活用推進課の所掌事務)

第七十三条 情報活用推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 不動産・建設経済局の所掌事務に関する情報通信技術の活用に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事。

二 土地に関する総合的かつ基本的な政策(地理空間情報の活用の推進に係るものに限る。)の企画及び立案並びに推進に関する事(

五 公共用地取得制度に関する事。

六 直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に関する企画及び立案、調整並びに指導に関する事。

七 直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事務の総括に関する事。

八 公有地の拡大の推進に関する法律の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行う事。

九 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関する事。

十 国土審議会土地政策分科会の庶務に関する事。

十一 前各号に掲げるもののほか、土地・建設産業局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(新設)

(新設)

政策統括官の所掌に属するものを除く。)

三 土地に関する総合的かつ基本的な政策の基礎となる事項の調査及び研究に關すること。

四 地理空間情報を活用した不動産取引の円滑化に關すること。

(土地政策課の所掌事務)

第七十四条 土地政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(削る)

一 地価対策その他土地に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること(政策統括官及び他課の所掌に属するものを除く。)

二 国土利用計画法の規定による土地取引の規制その他土地利用の調整に關すること(地価調査課の所掌に属するものを除く。)

三 所有者不明土地の利用の円滑化等に關する特別措置法(平成三十九年法律第四十九号)の施行に關すること。

四 公共用地取得制度に關すること。

五 直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に關する企画及び立案、調整並びに指導に關すること。

六 直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に關する事務の総括に關すること。

七 公有地の拡大の推進に關する法律の規定による土地の先買い及び土地開発公社に關する事務を行うこと。

八 都市開発資金の貸付けに關する法律の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに關すること。

九 宅地の供給及び管理に關すること(都市局及び住宅局の所掌に属するものを除く。)

十 農住組合の設立及び業務に關すること(都市局の所掌に属するものを除く。)

十一 国土審議会土地政策分科会の庶務に關すること。

(企画課の所掌事務)

第七十三条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 土地・建設産業局の所掌事務に關する総合的な政策の企画及び立案に關すること(総務課の所掌に属するものを除く。)

二 地価対策その他土地に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること(政策統括官並びに地価調査課及び不動産市場整備課の所掌に属するものを除く。)

三 国土利用計画法の規定による土地取引の規制その他土地利用の調整に關すること(地価調査課の所掌に属するものを除く。)

四 所有者不明土地の利用の円滑化等に關する特別措置法の施行に關すること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

五 宅地の供給及び管理に關すること(都市局及び住宅局の所掌に属するものを除く。)

六 農住組合の設立及び業務に關すること(都市局の所掌に属するものを除く。)

(新設)

(削る)

(不動産業課の所掌事務)

第七十七条 不動産業課は、不動産業の発達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化に関する事務(他課及び参事官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(建設業課の所掌事務)

第七十九条 建設業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 建設業(浄化槽工事業を含む。)の発達、改善及び調整に関すること(総合政策局並びに国際市場課及び建設市場整備課の所掌に属するものを除く。)

二 建設工事の請負契約の適正化に関すること(建設市場整備課の所掌に属するものを除く。)

三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関すること。

四 公共工事の前払金保証事業の発達、改善及び調整に関すること。

五 社会資本整備審議会産業分科会の庶務に関すること。

(建設市場整備課の所掌事務)

第八十条 建設市場整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 建設業者等の経営の方法の改善及び技術の向上のための方策(建設業者に係るものにあつては、専ら専門工事業者(主として土木一式工事又は建築一式工事を請け負う建設業者以外の建設業者をいう。)に係るものに限る。)に関する企画及び立案並びに指導に関すること。

二 建設工事の下請契約(発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が注文者となるものを除く。)の適正化に関すること。

第七十四条 削除

(不動産業課の所掌事務)

第七十七条 不動産業課は、不動産業の発達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化に関する事務(総務課及び不動産市場整備課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(建設業課の所掌事務)

第七十九条 建設業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 建設業(浄化槽工事業を含む。)の発達、改善及び調整に関すること(総合政策局並びに総務課及び建設市場整備課の所掌に属するものを除く。)

二 建設工事の請負契約の適正化に関すること(建設市場整備課の所掌に属するものを除く。)

三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関すること。

四 公共工事の前払金保証事業の発達、改善及び調整に関すること。

五 社会資本整備審議会産業分科会の庶務に関すること。

(建設市場整備課の所掌事務)

第八十条 建設市場整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 建設業者及び建設コンサルタント(以下この条において「建設業者等」という。)の経営の方法の改善及び技術の向上のための方策(建設業者に係るものにあつては、専ら専門工事業者(主として土木一式工事又は建築一式工事を請け負う建設業者以外の建設業者をいう。)に係るものに限る。)に関する企画及び立案並びに指導に関すること。

二 建設工事の下請契約(発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が注文者となるものを除く。)の適正化に関すること。

- 三 建設業者等の労働力及び資材の調達に関する企画及び立案並びに指導に関すること（国際市場課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 建設コンサルタントの共同の請負又は受託の方式の改善のための方策に関する企画及び立案並びに指導に関すること。
- 五 建設業者等が行う業務に必要な資金のあっせんに関すること。
- 六 建設業者等の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。
- 七 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の規定による基本方針の策定に関する事務のうち、建設業者等に係る創業に関すること。
- 八 測量業の発達、改善及び調整に関すること（国際市場課の所掌に属するものを除く。）。
- 九 直轄事業における労働力及び資材の調達の円滑化に関する調整及び指導に関すること。
- 十 直轄事業の積算基準（労働力の調達に係る積算基準に限る。）に関すること。

（参事官の職務）

第八十一条 参事官は、不動産の管理に関する事業の発達、改善及び調整に関する事務をつかさどり、又は命を受けて不動産・建設経済局の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

（都市局に置く課）

第八十二条 都市局に、次の八課を置く。

- 総務課
- 都市政策課
- 都市安全課
- まちづくり推進課
- 都市計画課

- 三 建設業者等の労働力及び資材の調達に関する企画及び立案並びに指導に関すること。
- 四 建設コンサルタントの共同の請負又は受託の方式の改善のための方策に関する企画及び立案並びに指導に関すること。
- 五 建設業者等が行う業務に必要な資金のあっせんに関すること。
- 六 建設業者等の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。
- 七 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の規定による基本方針の策定に関する事務のうち、建設業者等に係る創業に関すること。
- 八 測量業の発達、改善及び調整に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。
- 九 直轄事業における労働力及び資材の調達の円滑化に関する調整及び指導に関すること。
- 十 直轄事業の積算基準（労働力の調達に係る積算基準に限る。）に関すること。

（新設）

（都市局に置く課）

第八十一条 都市局に、次の八課を置く。

- 総務課
- 都市政策課
- 都市安全課
- まちづくり推進課
- 都市計画課

市街地整備課
街路交通施設課
公園緑地・景観課

(総務課の所掌事務)

第八十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 都市局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会の庶務に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、都市局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(都市政策課の所掌事務)

第八十四条 都市政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること(総務課及び都市安全課の所掌に属するものを除く。)
 - 二 首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止に関すること。
- (削る)

三 筑波研究学園都市の建設に関する総合的な計画の企画及び立案並びに推進に関すること。

四 関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画の企画及び立案並びに推進に関すること。

五 大阪湾臨海地域開発整備法(平成四年法律第百十号)の規定による大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備及び開発に関する総合的な計画の企画及び立案並びに推進に関すること。

六 大都市の機能の改善を図る観点からの、琵琶湖の総合的な保全に

市街地整備課
街路交通施設課
公園緑地・景観課

(総務課の所掌事務)

第八十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 都市局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会の庶務に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、都市局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(都市政策課の所掌事務)

第八十三条 都市政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること(総務課及び都市安全課の所掌に属するものを除く。)
 - 二 首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止に関すること。
- 三 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の施行に関すること
- (政策統括官の所掌に属するものを除く。)

四 筑波研究学園都市の建設に関する総合的な計画の企画及び立案並びに推進に関すること。

五 関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画の企画及び立案並びに推進に関すること。

六 大阪湾臨海地域開発整備法(平成四年法律第百十号)の規定による大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備及び開発に関する総合的な計画の企画及び立案並びに推進に関すること。

七 大都市の機能の改善を図る観点からの、琵琶湖の総合的な保全に

関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

七 首都圏整備計画の策定及び実施に関する状況の国会に対する報告並びにその概要の公表並びに近畿圏整備計画及び中部圏開発整備計画の実施に関する状況の公表に関すること。

(都市安全課の所掌事務)

第八十五条 都市安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都市局の所掌事務に関する総合的な防災に関する企画及び立案並びに都市局の所掌事務に関する防災に係る施策の調整に関すること。

二 都市局の所掌事務に関する第四十条第一号イに掲げる事項に関する総合的な政策の企画及び立案並びに都市局の所掌事務に関する当該事項に係る政策の調整に関すること。

三 災害が発生した地域及び災害危険区域からの住居の集団的移転を促進する事業の援助及び助成に関すること。

四 都市局の所掌事務に係る災害復旧事業の指導（公園に係るものにあつては、工事の指導を除く。）、監督及び助成に関すること。

五 宅地造成等規制法の規定による宅地の造成等の規制に関すること。

六 宅地の耐震化の推進に関すること。

七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（第二章から第四章まで、第五章第一節、第二節及び第四節並びに第六章から第八章までを除く。）の施行に関すること（防災街区計画整備組合が施行する防災街区整備事業、土地区画整理事業及び市街地再開発事業に関するものを除く。）。

八 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）に規定する緑地等の設置に関する計画に関すること。

(削る)

関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

八 首都圏整備計画の策定及び実施に関する状況の国会に対する報告並びにその概要の公表並びに近畿圏整備計画及び中部圏開発整備計画の実施に関する状況の公表に関すること。

(都市安全課の所掌事務)

第八十四条 都市安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都市局の所掌事務に関する総合的な防災に関する企画及び立案並びに都市局の所掌事務に関する防災に係る施策の調整に関すること。

二 都市局の所掌事務に関する第四十条第一号イに掲げる事項に関する総合的な政策の企画及び立案並びに都市局の所掌事務に関する当該事項に係る政策の調整に関すること。

三 災害が発生した地域及び災害危険区域からの住居の集団的移転を促進する事業の援助及び助成に関すること。

四 都市局の所掌事務に係る災害復旧事業の指導（公園に係るものにあつては、工事の指導を除く。）、監督及び助成に関すること。

五 宅地造成等規制法の規定による宅地の造成等の規制に関すること。

六 宅地の耐震化の推進に関すること。

七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（第二章から第四章まで、第五章第一節、第二節及び第四節並びに第六章から第八章までを除く。）の施行に関すること（防災街区計画整備組合が施行する防災街区整備事業、土地区画整理事業及び市街地再開発事業に関するものを除く。）。

八 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）に規定する緑地等の設置に関する計画に関すること。

第八十五条 削除

(まちづくり推進課の所掌事務)

第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市局の所掌事務に関するまちづくりの推進に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 官民の連携によるまちづくりの推進を図る活動の指導及び助成に關すること。
- 三 都市局の所掌事務に関する都市の再生に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 四 大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること(国土政策局及び不動産・建設経済局並びに政策統括官並びに都市政策課の所掌に属するものを除く。)
- 五 首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法の施行に關すること(都市政策課の所掌に属するものを除く。)
- 六 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域、近畿圏の近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域並びに中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備及び開発に關すること(市街地整備課の所掌に属するものを除く。)
- 七 多極分散型国土形成促進法に規定する業務核都市基本方針及び業務核都市基本構想に關すること。
- 八 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業(首都圏その他の各大都市圏内において行われるものに限る。)に關する関係行政機関の事務の調整に關すること。
- 九 首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に關すること(公園緑地・景觀課の所掌に属するものを除く。)
- 十 民間都市開発事業に關すること(港湾局の所掌に属するものを除く。)
- 十一 民間都市再生事業に關すること(港湾局の所掌に属するものを除く。)
- 十二 民間拠点施設整備事業(広域的地域活性化のための基盤整備に關する法律第七条第一項に規定する拠点施設整備事業で民間事業者

(まちづくり推進課の所掌事務)

第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市局の所掌事務に関するまちづくりの推進に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 官民の連携によるまちづくりの推進を図る活動の指導及び助成に關すること。
- 三 都市局の所掌事務に関する都市の再生に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 四 大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること(国土政策局及び政策統括官並びに都市政策課の所掌に属するものを除く。)
- 五 首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法の施行に關すること(都市政策課の所掌に属するものを除く。)
- 六 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域、近畿圏の近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域並びに中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備及び開発に關すること(市街地整備課の所掌に属するものを除く。)
- 七 多極分散型国土形成促進法に規定する業務核都市基本方針及び業務核都市基本構想に關すること。
- 八 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業(首都圏その他の各大都市圏内において行われるものに限る。)に關する関係行政機関の事務の調整に關すること。
- 九 首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に關すること(公園緑地・景觀課の所掌に属するものを除く。)
- 十 民間都市開発事業に關すること(港湾局の所掌に属するものを除く。)
- 十一 民間都市再生事業に關すること(港湾局の所掌に属するものを除く。)
- 十二 民間拠点施設整備事業(広域的地域活性化のための基盤整備に關する法律第七条第一項に規定する拠点施設整備事業で民間事業者

が施行するものをいう。) に関すること(港湾局の所掌に属するものを除く。)

十三 中心市街地の活性化に関する法律の施行に関すること(他局の所掌に属するものを除く。)

十四 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)に規定する都市再生歩行者経路協定、退避経路協定、管理協定、都市再生整備歩行者経路協定、都市利便増進協定及び低未利用土地利用促進協定に関すること並びに同法に規定する退避施設協定及び非常用電気等供給施設協定に関すること(住宅局の所掌に属するものを除く。)

十五 独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する事務であつて都市局の所掌に属するものの総括に関すること。

十六 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、建築物の敷地の整備(賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので重要な公共施設の整備を伴うものに限る。)並びに整備した敷地の管理及び譲渡に係るものに関すること。

十七 都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第六項、第七項及び第九項の規定による資金の貸付けに関すること(同条第七項の規定による資金の貸付けにあつては、独立行政法人都市再生機構の行う前号に規定する業務に係るものに限る。)

(市街地整備課の所掌事務)

第八十八条 市街地整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 土地区画整理事業に関すること(独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること及び水管理・国土保全局の所掌に属するものを除く。)

二 市街地再開発事業に関すること(独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること及び住宅局の所掌に属するものを除く。)

三 防災街区整備事業(都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。)の助成及び監督に関すること。

が施行するものをいう。) に関すること(港湾局の所掌に属するものを除く。)

十三 中心市街地の活性化に関する法律の施行に関すること(他局の所掌に属するものを除く。)

十四 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)に規定する都市再生歩行者経路協定、退避経路協定、管理協定、都市再生整備歩行者経路協定、都市利便増進協定及び低未利用土地利用促進協定に関すること並びに同法に規定する退避施設協定及び非常用電気等供給施設協定に関すること(住宅局の所掌に属するものを除く。)

十五 独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する事務であつて都市局の所掌に属するものの総括に関すること。

十六 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、建築物の敷地の整備(賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので重要な公共施設の整備を伴うものに限る。)並びに整備した敷地の管理及び譲渡に係るものに関すること。

十七 都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第六項、第七項及び第九項の規定による資金の貸付けに関すること(同条第七項の規定による資金の貸付けにあつては、独立行政法人都市再生機構の行う前号に規定する業務に係るものに限る。)

(市街地整備課の所掌事務)

第八十八条 市街地整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 土地区画整理事業に関すること(独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること及び水管理・国土保全局の所掌に属するものを除く。)

二 市街地再開発事業に関すること(独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること及び住宅局の所掌に属するものを除く。)

三 防災街区整備事業(都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。)の助成及び監督に関すること。

四 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、次に掲げるものに関すること。

イ 市街地再開発事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもの）で都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務

ロ 防災街区整備事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもの）で都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務

ハ 土地区画整理事業（宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務

ニ 流通業務団地造成事業（宅地の造成と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務

五 住宅街区整備事業に関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関するものを除く。）。

六 流通業務市街地の整備に関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関するものを除く。）。

七 都市再開発法の規定による再開発事業の計画の認定に関すること。

八 農住組合が行う交換分合に関すること。

九 都市の低炭素化の促進に関する法律第九条第一項に規定する集約都市開発事業に関すること（住宅局の所掌に属するものを除く。）。

十 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二条第五項に規定する工業団地造成事業に関すること（同法第十八条の二第一項に規定する処分管理計画に関するものを除く。）。

十一 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号）第二条第四項に規定する工業団地造成事業に関すること（同法第二十五条第一項に規定する処分管理計画に関するものを除く。）。

四 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、次に掲げるものに関すること。

イ 市街地再開発事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもの）で都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務

ロ 防災街区整備事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもの）で都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務

ハ 土地区画整理事業（宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務

ニ 流通業務団地造成事業（宅地の造成と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務

五 住宅街区整備事業に関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関するものを除く。）。

六 流通業務市街地の整備に関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関するものを除く。）。

七 都市再開発法の規定による再開発事業の計画の認定に関すること。

八 農住組合が行う交換分合に関すること。

九 都市の低炭素化の促進に関する法律第九条第一項に規定する集約都市開発事業に関すること（住宅局の所掌に属するものを除く。）。

十 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二条第五項に規定する工業団地造成事業に関すること（同法第十八条の二第一項に規定する処分管理計画に関するものを除く。）。

十一 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号）第二条第四項に規定する工業団地造成事業に関すること（同法第二十五条第一項に規定する処分管理計画に関するものを除く。）。

- 十二 新住宅市街地開発事業に関すること。
- 十三 新都市基盤整備事業に関すること。
- 十四 まちづくりに関する総合的な事業（主として住宅の供給を目的とするものを除く。）の指導及び助成に関すること。
- 十五 都市開発資金の貸付けに関すること（不動産・建設経済局及び住宅局並びにまちづくり推進課及び公園緑地・景観課の所掌に属するものを除く。）。

（住宅生産課の所掌事務）

第百十九条 住宅生産課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 工場生産住宅その他これに類するものの建設及び供給に関する指導及び助成に関すること。
- 二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）の施行に関すること（同法第六章に規定する事務にあつては、施工技術並びに住宅紛争処理支援センターが行う費用の助成及び負担金の徴収に係るものに限る。）。
- 三 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）の施行に関すること（不動産・建設経済局の所掌に属するものを除く。）。
- 四 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。第十七条を除く。）の規定による長期優良住宅の普及の促進に関すること。
- 五 住宅建設その他建築に関する新工法及び施工技術の指導及び助成に関すること。
- 六 建築物その他の構築物に共通する設計、施行方法及び安全条件に係る産業標準に関すること。
- 七 建築用資材の需給及び価格の調査に関すること。
- 八 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定による建築物に関するエネルギーの使用の合理化に関すること。

- 十二 新住宅市街地開発事業に関すること。
- 十三 新都市基盤整備事業に関すること。
- 十四 まちづくりに関する総合的な事業（主として住宅の供給を目的とするものを除く。）の指導及び助成に関すること。
- 十五 都市開発資金の貸付けに関すること（土地・建設産業局及び住宅局並びにまちづくり推進課及び公園緑地・景観課の所掌に属するものを除く。）。

（住宅生産課の所掌事務）

第百十九条 住宅生産課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 工場生産住宅その他これに類するものの建設及び供給に関する指導及び助成に関すること。
- 二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）の施行に関すること（同法第六章に規定する事務にあつては、施工技術並びに住宅紛争処理支援センターが行う費用の助成及び負担金の徴収に係るものに限る。）。
- 三 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）の施行に関すること（土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。）。
- 四 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。第十七条を除く。）の規定による長期優良住宅の普及の促進に関すること。
- 五 住宅建設その他建築に関する新工法及び施工技術の指導及び助成に関すること。
- 六 建築物その他の構築物に共通する設計、施行方法及び安全条件に係る産業標準に関すること。
- 七 建築用資材の需給及び価格の調査に関すること。
- 八 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定による建築物に関するエネルギーの使用の合理化に関すること。

九 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物の普及の促進に関すること。

十 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。

（都市鉄道政策課の所掌事務）

第二百二十五条 都市鉄道政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都市鉄道その他の大都市における旅客の運送に係る鉄道等（以下この条において「都市鉄道等」という。）の利用の促進及び都市鉄道等による運送サービスの向上に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 都市鉄道等の整備に関すること（道路局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

三 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法の施行に関すること（不動産・建設経済局及び都市局の所掌に属するものを除く。）。

四 都市鉄道等（索道を除く。）による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に関すること（事業の許可及び特許、事業の承継、法人の解散並びに事業の停止の命令に関する事務に限る。）。

五 東京地下鉄株式会社の行う業務に関すること（鉄道事業課の所掌に属するものを除く。）。

（地方整備局の内部組織）

第二百八条 東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局にそれぞれ副局長二人を、北陸地方整備局に次長一人を、四国地方整備局に次長二人を置く。

2 副局長は、地方整備局長を助け、命を受けて地方整備局の事務をつかさどる。

九 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物の普及の促進に関すること。

十 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。

（都市鉄道政策課の所掌事務）

第二百二十五条 都市鉄道政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都市鉄道その他の大都市における旅客の運送に係る鉄道等（以下この条において「都市鉄道等」という。）の利用の促進及び都市鉄道等による運送サービスの向上に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 都市鉄道等の整備に関すること（道路局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

三 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法の施行に関すること（土地・建設産業局及び都市局の所掌に属するものを除く。）。

四 都市鉄道等（索道を除く。）による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に関すること（事業の許可及び特許、事業の承継、法人の解散並びに事業の停止の命令に関する事務に限る。）。

五 東京地下鉄株式会社の行う業務に関すること（鉄道事業課の所掌に属するものを除く。）。

（地方整備局の内部組織）

第二百八条 東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局にそれぞれ副局長二人を、北陸地方整備局に次長一人を、四国地方整備局に次長二人を置く。

2 副局長は、地方整備局長を助け、命を受けて地方整備局の事務をつかさどる。

令和三年三月三十	過疎地域の自立促進に関する総合的な政策の企画	<p>期限</p> <p>事務</p>	<p>3 次長は、地方整備局長を助け、地方整備局の事務を整理する。</p> <p>4 地方整備局に、次の八部を置く。</p> <p>総務部 企画部 建設部 河川部 道路部 港湾空港部 営繕部 用地部</p> <p>5 中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局の総務部長はそれぞれ中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局の副局長の職を占める者を、四国地方整備局の総務部長は四国地方整備局の次長の職を占める者をもって充てられるものとする。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、地方整備局の内部組織は、国土交通省令で定める。</p> <p>附則</p> <p>(都市局の所掌事務についての読替え)</p> <p>第四条 都市局の所掌事務については、当分の間、<u>第七条第十七号中「関すること」とあるのは、「関すること(独立行政法人都市再生機構の行う業務に関するものを除く。)」とする。</u></p> <p>(国土政策局地方振興課の所掌事務の特例)</p> <p>第八条 国土政策局地方振興課は、<u>第六十六条各号に掲げる事務のほか</u>、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>
令和三年三月三十	過疎地域の自立促進に関する総合的な政策の企画	<p>期限</p> <p>事務</p>	<p>3 次長は、地方整備局長を助け、地方整備局の事務を整理する。</p> <p>4 地方整備局に、次の八部を置く。</p> <p>総務部 企画部 建設部 河川部 道路部 港湾空港部 営繕部 用地部</p> <p>5 四国地方整備局の総務部長は四国地方整備局の次長の職を占める者を、九州地方整備局の総務部長は九州地方整備局の副局長の職を占める者をもって充てられるものとする。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、地方整備局の内部組織は、国土交通省令で定める。</p> <p>附則</p> <p>(都市局の所掌事務についての読替え)</p> <p>第四条 都市局の所掌事務については、当分の間、<u>第七条第十八号中「関すること」とあるのは、「関すること(独立行政法人都市再生機構の行う業務に関するものを除く。)」とする。</u></p> <p>(国土政策局地方振興課の所掌事務の特例)</p> <p>第八条 国土政策局地方振興課は、<u>第六十七条各号に掲げる事務のほか</u>、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>

一日	及び立案並びに推進に関すること。
令和四年三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
令和七年三月三十一日	振興山村の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(国土政策局離島振興課の所掌事務の特例)

第九条 国土政策局離島振興課は、第六十七条に規定する事務のほか、令和五年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 離島振興計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

(国土政策局特別地域振興官の職務の特例)

第十条 国土政策局特別地域振興官は、第六十九条各号に掲げる事務のほか、令和六年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 奄美群島の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 奄美群島振興開発計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。
- 三 独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。
- 四 小笠原諸島の総合的な振興及び開発に関すること。

一日	及び立案並びに推進に関すること。
令和四年三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
令和七年三月三十一日	振興山村の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(国土政策局離島振興課の所掌事務の特例)

第九条 国土政策局離島振興課は、第六十八条に規定する事務のほか、令和五年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 離島振興計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

(国土政策局特別地域振興官の職務の特例)

第十条 国土政策局特別地域振興官は、第七十条各号に掲げる事務のほか、令和六年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 奄美群島の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 奄美群島振興開発計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。
- 三 独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。
- 四 小笠原諸島の総合的な振興及び開発に関すること。

○ 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）（附則第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（中央建設工事紛争審査会の庶務） 第十一条 中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）の庶務は、国土交通省不動産・建設経済局建設業課において処理する。</p>	<p>（中央建設工事紛争審査会の庶務） 第十一条 中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）の庶務は、国土交通省土地・建設産業局建設業課において処理する。</p>

改正案	現行
<p>（土地鑑定委員会に關し必要な事項）</p> <p>第二条 土地鑑定委員会（以下「委員会」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員二人以内を置くことができる。</p> <p>2 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。</p> <p>3 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者のうちから、それぞれ国土交通大臣が任命する。</p> <p>4 特別委員は当該特別の事項に關する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に關する調査が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>5 特別委員及び専門委員は、非常勤とする。</p> <p>6 委員会の庶務は、<u>国土交通省不動産・建設経済局</u>地価調査課において処理する。</p> <p>7 委員会の委員長は、会議の日時及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。</p> <p>8 委員会は、その所掌事務に關し、必要があると認めるときは、学識経験がある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>9 前二項に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、委員会が定める。</p>	<p>（土地鑑定委員会に關し必要な事項）</p> <p>第二条 土地鑑定委員会（以下「委員会」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員二人以内を置くことができる。</p> <p>2 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。</p> <p>3 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者のうちから、それぞれ国土交通大臣が任命する。</p> <p>4 特別委員は当該特別の事項に關する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に關する調査が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>5 特別委員及び専門委員は、非常勤とする。</p> <p>6 委員会の庶務は、<u>国土交通省土地・建設産業局</u>地価調査課において処理する。</p> <p>7 委員会の委員長は、会議の日時及び議題をあらかじめ委員に通知なければならない。</p> <p>8 委員会は、その所掌事務に關し、必要があると認めるときは、学識経験がある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>9 前二項に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、委員会が定める。</p>

改正案	現行
<p>（庶務）</p> <p>第十一条 審議会の庶務は、国土交通省総合政策局総務課において総括し、及び処理する。ただし、産業分科会、住宅地分科会、都市計画・歴史的風土分科会、河川分科会、道路分科会及び建築分科会に係るものについては、次項から第七項までに定めるところにより処理する。</p> <p>2 産業分科会の庶務は、国土交通省不動産・建設経済局建設業課において総括し、及び処理する。ただし、不動産業に関する重要事項に係るものについては、国土交通省不動産・建設経済局不動産業課において処理する。</p> <p>3 住宅地分科会の庶務は、国土交通省住宅局住宅政策課において総括し、及び処理する。ただし、宅地に関する重要事項に係るものについては、国土交通省不動産・建設経済局総務課において処理する。</p> <p>4 都市計画・歴史的風土分科会の庶務は、国土交通省都市局総務課において処理する。</p> <p>5 河川分科会の庶務は、国土交通省水管理・国土保全局総務課において処理する。</p> <p>6 道路分科会の庶務は、国土交通省道路局総務課において処理する。</p> <p>7 建築分科会の庶務は、国土交通省住宅局建築指導課において総括し、及び処理する。ただし、官公庁施設に関する重要事項に係るものについては、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課において処理する。</p>	<p>（庶務）</p> <p>第十一条 審議会の庶務は、国土交通省総合政策局総務課において総括し、及び処理する。ただし、産業分科会、住宅地分科会、都市計画・歴史的風土分科会、河川分科会、道路分科会及び建築分科会に係るものについては、次項から第七項までに定めるところにより処理する。</p> <p>2 産業分科会の庶務は、国土交通省土地・建設産業局建設業課において総括し、及び処理する。ただし、不動産業に関する重要事項に係るものについては、国土交通省土地・建設産業局不動産業課において処理する。</p> <p>3 住宅地分科会の庶務は、国土交通省住宅局住宅政策課において総括し、及び処理する。ただし、宅地に関する重要事項に係るものについては、国土交通省土地・建設産業局総務課において処理する。</p> <p>4 都市計画・歴史的風土分科会の庶務は、国土交通省都市局総務課において処理する。</p> <p>5 河川分科会の庶務は、国土交通省水管理・国土保全局総務課において処理する。</p> <p>6 道路分科会の庶務は、国土交通省道路局総務課において処理する。</p> <p>7 建築分科会の庶務は、国土交通省住宅局建築指導課において総括し、及び処理する。ただし、官公庁施設に関する重要事項に係るものについては、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課において処理する。</p>

改 正 案		現 行	
<p>（庶務） 第六条 審議会の庶務は、国土交通省国土政策局総務課において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ同表の下欄に掲げる課において処理する。</p>			
分科会	課	分科会	課
土地政策分科会	国土交通省不動産・建設経済局土地政策課	土地政策分科会	国土交通省土地・建設産業局総務課
北海道開発分科会	国土交通省北海道局総務課	北海道開発分科会	国土交通省北海道局総務課
水資源開発分科会	国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源政策課	水資源開発分科会	国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源政策課
豪雪地帯対策分科会	国土交通省国土政策局地方振興課	豪雪地帯対策分科会	国土交通省国土政策局地方振興課

○ 建設業法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百七十四号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（国土交通省組織令の一部改正）</p> <p>第三条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第九号及び第四十七条第六号中「建設機械施工」を「建設機械施工管理」に改める。</p>	<p>附 則</p> <p>（国土交通省組織令の一部改正）</p> <p>第三条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第十号及び第四十七条第六号中「建設機械施工」を「建設機械施工管理」に改める。</p>

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○	国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	1
○	都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）（抄）	3
○	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）（抄）	10
○	国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）	22
○	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）（抄）	23
○	地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）（抄）	39
○	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）（抄）	40
○	建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）	60
○	地価公示法施行令（昭和四十四年政令第百八十号）（抄）	61
○	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	62
○	国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）（抄）	86
○	社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）（抄）	87

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

- 第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。
- 2 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。
- 3 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。
- 4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。
- 5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。
- 6 実施庁並びにこれに置かれる官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、省令でこれを定める。
- 7 委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。第三項から第五項までの規定は、事務局の内部組織について、これを準用する。
- 8 委員会には、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、事務総局を置くことができる。

（官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職等）

- 第二十条 各省には、特に必要がある場合においては、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。
- 2 各庁には、特に必要がある場合においては、官房及び部の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で部長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。
- 3 各省及び各庁（実施庁を除く。）には、特に必要がある場合においては、前二項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。
- 4 実施庁には、特に必要がある場合においては、政令の定める数の範囲内において、第二項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、省令でこれを定める。

（内部部局の職）

- 第二十一条 委員会の事務局並びに局、部、課及び課に準ずる室に、それぞれ事務局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。
- 2 官房には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令でこれを定める。
- 3 局、部又は委員会の事務局には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5 実施庁に置かれる官房又は部には、政令の定める数の範囲内において、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、省令でこれを定める。官房又は部を置かない実施庁にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

○ 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）（抄）

（都市開発資金の貸付け）

第一条 国は、地方公共団体に対し、次に掲げる土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができる。

一 人口の集中の著しい政令で定める大都市（その周辺の地域を含む。）又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第四条第一項の規定により指定された地方拠点都市地域の中心となる都市で政令で定めるもの（その周辺の地域を含む。）の秩序ある発展を図るために整備されるべき主要な道路、公園、緑地、広場その他の政令で定める公共施設で、都市計画において定められたものの区域内の土地

二 次に掲げる土地（イからニまでに掲げる土地にあつては都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十二条の四第一項第二号に規定する防災街区整備地区計画の区域で政令で定めるもの及び同法第八条第一項第三号に規定する高度利用地区の区域その他の政令で定める区域の内にあるものに限る。）で、都市の機能を維持し、及び増進するため計画的に整備改善を図る必要がある重要な市街地の区域内にあり、その計画的な整備改善を促進するために有効に利用できるもの

イ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地及びこれに接続して既に市街地を形成している区域内の土地

ロ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域及びこれに接続して既に市街地を形成している区域内の土地

ハ 人口の集中の特に著しい政令で定める大都市の既に市街地を形成している区域内の土地

ニ 前号の地方拠点都市地域の中心となる都市で政令で定めるものの既に市街地を形成している区域内の土地

ホ 現に地域社会の中心となつている都市（その中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二条の中心市街地について同法第九条第一項に規定する基本計画が同条第十項の認定を受けたものに限る。）で政令で定めるものの既に市街地を形成している区域内の土地（同法第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域で政令で定めるものの区域内にあるものに限る。）

ヘ 大規模な災害を受けた都市で政令で定めるものの既に市街地を形成している区域内の土地（被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内にあるものに限る。）

2 国は、地方公共団体が次に掲げる資金の貸付けを行うときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金（第三号に掲げる資金の貸付けにあつては、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内）を貸し付けることができる。

一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三百条第一項の規定により指定された防災街区整備推進機構で政令で定めるものに対する同法第三百一条第三号に規定する土地で政令で定めるものうち前項第二号に掲げる土地に該当するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

二 中心市街地の活性化に関する法律第六十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構で政令で定めるものに対する同法第六十二条第三号に規定する土地のうち前項第二号に掲げる土地に該当するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

三 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条の六第一項に規定する認定計画提出者に対する同法第五条の七第一項に規定する認定公募設置等計画に基づく同法第五条の二第一項に規定する公募対象公園施設及び同条第二項第五号に規定する特定公園施設の建設に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てる資金の貸付け

3 国は、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）による土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に資するため、地方公共団体が次に掲げる貸付けを行う場合において、特に必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内を貸し付けることができる。

一 市街地再開発事業を施行する個人施行者（都市再開発法第七条の十五第二項に規定する個人施行者をいう。）で政令で定めるもの、市街地再開発組合又は再開発会社（同法第五十条の二第三項に規定する再開発会社をいう。次号において同じ。）に対する当該市街地再開発事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け

二 市街地再開発事業の施行者（都市再開発法第二条第二号に規定する施行者をいう。以下この号及び次条第四項において同じ。）が、施設建築物又は施設建築敷地（同法第二条第六号又は第七号に規定する施設建築物又は施設建築敷地をいう。以下この号において同じ。）に關する権利（施行地区（同条第三号に規定する施行地区をいう。以下この号において同じ。）内に宅地（同条第五号に規定する宅地をいう。以下この号において同じ。））、借地権（同条第十一号に規定する借地権をいう。以下この号において同じ。）又は権原に基づき建築物を有する者（施行者を除く。）が当該権利に対応して与えられることとなるものを除く。以下この号及び次条第四項において「施設に關する権利」という。）の全部又は一部を、国土交通省令で定めるところにより公募して譲渡しようとしたにもかかわらず譲渡することができなかつた場合において、次のいずれかに該当する者が出資している法人で政令で定めるものに取得させるときの当該法人に対する当該施設に關する権利の全部又は一部の取得に必要な費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け

イ 施行者

ロ 市街地再開発組合の組合員

ハ 再開発会社の株主（当該再開発会社の施行する市街地再開発事業の施行地区内に宅地又は借地権を有する者で当該権利に対応して施設建築物又は施設建築敷地に關する権利を与えられることとなるものに限る。）

4 国は、土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）に關し地方公共団体が次に掲げる貸付けを行う場合において、特に必要があると認めるときは、当該地方公共団体に對し、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内を貸し付けることができる。

一 公共施設（土地区画整理法第二条第五項に規定する公共施設をいう。以下この条において同じ。）のうち都市計画において定められた街路その他の重要な公共施設の新設又は改良に關する事業を含む土地区画整理事業で、施行地区（同法第二条第四項に規定する施行地区をいう。以下この条において同じ。）の面積、公共施設の種類及び規模等が政令で定める基準に適合するものを施行する個人施行者（同法第九条第五項に規定する個人施行者をいう。以下この項において同じ。））、土地区画整理組合又は区画整理会社（同法第五十一条の九第五項に規定する区画整理会社をいう。以下この項において同じ。）に對する当該土地区画整理事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け

二 土地の合理的かつ健全な高度利用に資する次に掲げる土地区画整理事業で、施行地区の面積、公共施設の種類及び規模等が政令で定める基準に適合するものを施行する個人施行者、土地区画整理組合又は区画整理会社に対する当該土地区画整理事業に要する費用で政令で定める範囲のものに充てるための無利子の資金の貸付け

イ 土地区画整理法第六条第四項（同法第十六条第一項及び第五十一条の四において準用する場合を含む。）の規定による市街地再開発事業区が事業計画において定められている土地区画整理事業

ロ 土地区画整理法第六条第六項（同法第十六条第一項及び第五十一条の四において準用する場合を含む。）の規定による高度利用推進区が事業計画において定められている土地区画整理事業

三 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第五十五条の二の規定による誘導施設整備区が事業計画において定められている土地区画整理事業で、施行地区の面積、公共施設の種類及び規模等が政令で定める基準に適合するものを施行する個人施行者、土地区画整理組合又は区画整理会社に対する当該土地区画整理事業に要する費用で政令で定める範囲のものに充てるための無利子の資金の貸付け

四 施行地区の全部又は一部が景観計画区域（景観法（平成十六年法律第十号）第八条第二項第一号に規定する景観計画区域をいう。以下この号において同じ。）に含まれる土地区画整理事業で、施行地区の面積（施行地区の一部が景観計画区域に含まれるものにあつては、施行地区の面積及び施行地区内の景観計画区域の面積。以下この条において同じ。）、公共施設の種類及び規模等が政令で定める基準に適合するものを施行する個人施行者、土地区画整理組合又は区画整理会社に対する当該土地区画整理事業に要する費用で政令で定める範囲のものに充てるための無利子の資金の貸付け

五 土地区画整理事業（前各号に規定する土地区画整理事業で、施行地区の面積、公共施設の種類及び規模等がそれぞれ当該各号の政令で定める基準に適合するものに限る。）の施行者（土地区画整理法第二条第三項に規定する施行者をいう。以下この条及び次条第五項において同じ。）が、保留地（同法第九十六条第一項又は第二項の規定により換地として定めない土地をいう。以下この号及び次条第五項において同じ。）の全部又は一部を、国土交通省令で定めるところにより公募して譲渡しようとしたにもかかわらず譲渡することができなかった場合において、次のいずれかに該当する者が出資している法人で政令で定めるものに取得させるときの当該法人に対する当該保留地の全部又は一部の取得に必要な費用で政令で定める範囲のものに充てるための無利子の資金の貸付け

イ 施行者

ロ 土地区画整理組合の組合員

ハ 区画整理会社の株主（当該区画整理会社の施行する土地区画整理事業の施行地区内の宅地（土地区画整理法第二条第六項に規定する宅地をいい、保留地を除く。）について所有権又は借地権（同条第七項に規定する借地権をいう。）を有する者に限る。）

5 国は、地方公共団体に対し、土地区画整理組合が国土交通省令で定める土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置を講じたにもかかわらず、その施行する土地区画整理事業を遂行することができないと認められるに至つた場合において、当該地方公共団体が、その施行地区となつていない区域について新たに施行者となり、土地区画整理法第二百二十八条第二項の規定により当該土地区画整理組合から引き継いで施行することとなつた土地区画整理事業（前項第一号から第四号までに規定する土地区画整理事業で、施行地区の面積、公共施設の種類及び規模等がそれぞれ当該各号の政令で定める基準に適合するものに限る。）に要する費用で政令で定める範囲のものに充てる資金を貸し付けることができる。

- 6 国は、地方公共団体が、都市再生特別措置法第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする法人（いづれも政令で定める要件に該当するものに限る。）に対する同法第百十九条第三号に規定する事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付けを行うときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内を貸し付けることができる。
- 7 国は、独立行政法人都市再生機構に対し、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項第一号から第五号まで、第七号、第九号及び第十号に掲げる業務（委託に基づき行うものを除く。）に要する資金の一部を貸し付けることができる。
- 8 国は、土地開発公社に対し、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第六条第一項の手続による土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができる。
- 9 国は、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号。以下「民間都市開発法」という。）第三条第一項の規定により指定された民間都市開発推進機構（以下「民間都市機構」という。）に対し、同法第四条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する資金の一部を貸し付けることができる。

（利率、償還方法等）

- 第二条 前条第一項、第二項又は第八項の規定による貸付金の利率は、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める。この場合において、同条第一項第二号の土地（同号イからニまでに掲げる土地で防災街区整備地区計画の区域内のもの、同号ニに掲げる土地の区域内の土地で政令で定めるもの並びに同号ホ及びへに掲げる土地に限る。）に係る貸付金又は同条第二項若しくは第八項の規定による貸付金の利率については、特にこれらの貸付金に係る土地の買取りが促進されるよう配慮して定めなければならない。
- 2 前条第三項から第七項まで又は第九項の規定による貸付金は、無利子とする。
- 3 前条第一項、第二項又は第八項の規定による貸付金の償還期間は、十年（四年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。
- 4 前条第三項の国又は地方公共団体の貸付金の償還期間、据置期間及び償還方法は、次の表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の償還期間の欄、据置期間の欄及び償還方法の欄各項に掲げるとおりとする。

項	区分	償還期間	据置期間	償還方法
一	前条第三項第一号の貸付金（二の項に掲げるものを除く。）	八年（都市再開発法第十一条第二項の規定により設立された市街地再開発組合で同条第三項の規定による事業計画の認可を受けていないものにあつては、十二年）以内	—	一括償還
二	前条第三項第一号の貸付金のうち施行者が施設に関する権利	二十五年以内（据置期間を含む。）	十年以内	均等半年賦償還

三	<p>の全部又は一部を、国土交通省令で定めるところにより公募して譲渡しようとしたにもかかわらず譲渡することができなかつた場合における当該施設に関する権利の管理処分に要する費用に充てるための貸付金</p>	<p>二十五年以内（据置期間を含む。）</p>	<p>十年以内</p>	<p>均等半年賦償還</p>	
5	<p>前条第四項の国又は地方公共団体の貸付金の償還期間、据置期間、償還方法及び償還期限の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の償還期間の欄、据置期間の欄、償還方法の欄及び償還期限の欄各項に掲げるとおりとする。</p>	<p>前条第四項第一号から第四号までの貸付金（二の項及び三の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>八年以内（据置期間を含む。）</p>	<p>六年以内</p>	
一	<p>項</p>	<p>区分</p>	<p>償還期間</p>	<p>据置期間</p>	<p>償還方法</p>
					<p>均等半年賦償還</p>
					<p>償還期限</p>
					<p>土地区画整理法第九条第三項、第二十一条第三項又は第五十一条の九第三項の規定による公告があつた日（土地区画整理組合が国土交通省令で定める土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置を講じたにもかかわらず、工事その他国土交通省令で定める主要な部分が相当期間にわたり実施されていない土地区画整理事業で、当該主要な部分を実施するために事業計画を変更したものを施行する場合における当該土地区画整理組合に対する貸付金（二の項において「特定貸付金」という。）にあつては、</p>

二	前条第四項第一号から第四号までの貸付金のうち土地区画整理法第十四条第二項の規定により設立された土地区画整理組合で同条第三項の規定による事業計画の認可を受けていないものに対するもの（三の項に掲げるものを除く。）	十年以内（据置期間を含む。）	八年以内	均等半年賦償還	当該事業計画の変更に係る同法第三十九条第四項の規定による公告があつた日（二の項において「変更公告の日」という。）の翌日から起算して十年以内
三	前条第四項第一号から第四号までの貸付金のうち施行者が保留地の全部又は一部を、国土交通省令で定めるところにより公募して譲渡しようとしたにもかかわらず譲渡することができなかつた場合における当該保留地の管理処分に必要な費用に充てるための貸付金	二十五年以内（据置期間を含む。）	十年以内	均等半年賦償還	土地区画整理法第二十一条第四項の規定による公告があつた日の翌日から起算して十二年（特定貸付金にあつては、変更公告の日の翌日から起算して十年）以内
四	前条第四項第五号の貸付金	二十五年以内（据置期間を含む。）	十年以内	均等半年賦償還	

6 前条第五項の規定による貸付金の償還期間は、八年（六年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。ただし、償還期限は、土地区画整理法第五十五条第九項の規定による公告があつた日の翌日から起算して十年以内とする。

7 前条第三項又は第四項の地方公共団体の貸付金の貸付けを受けた者が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき、その他貸付けの条件に違反したときは、当該地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該貸付けを受けた者から加算金を徴収することができるものとし、かつ、その徴収した加算金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

8 前項に定めるもののほか、前条第三項から第五項までの国又は地方公共団体の貸付金に関する償還期限の繰上げ又は延長、延滞金の徴収その

他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

9 前条第六項の規定による貸付金の償還期間は、十年（四年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。

10 前条第七項又は第九項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（同条第七項の規定による貸付金にあつては十年以内の、同条第九項の規定による貸付金にあつては五年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。

11 国は、前条第九項の規定による貸付金で民間都市開発法第四条第一項第一号に掲げる業務に要する資金に係るものについて民間都市機構が当該貸付金を充てて負担した費用の償還方法を勘案し特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その償還を、一括償還の方法によるものとするができる。この場合においては、その償還期間は、十年以内とする。

○ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買いに関する制度の整備、地方公共団体に代わつて土地の先行取得を行なうこと等を目的とする土地開発公社の創設その他の措置を講ずることにより、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もつて地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（用語の意義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公有地 地方公共団体の所有する土地をいう。
- 二 地方公共団体等 地方公共団体、土地開発公社及び政令で定める法人をいう。
- 三 都市計画区域 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域をいう。
- 四 都市計画施設 都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。

（公有地の確保及びその有効利用）

第三条 地方公共団体は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、良好な都市環境の計画的な整備を促進するため、必要な土地を公有地として確保し、公有地の有効かつ適切な利用を図るよう努めなければならない。

2 土地開発公社は、その設立の目的に従い、農林漁業との健全な調和に配慮しつつ公有地となるべき土地を確保し、これを適切に管理し、地方公共団体の土地需要に対処しうるよう努めなければならない。

（土地を譲渡しようとする場合の届出義務）

第四条 次に掲げる土地を所有する者は、当該土地を有償で譲り渡そうとするときは、当該土地の所在及び面積、当該土地の譲渡予定価額、当該土地を譲り渡そうとする相手方その他主務省令で定める事項を、主務省令で定めるところにより、当該土地が町村の区域内に所在する場合にあつては当該町村の長を経由して都道府県知事に、当該土地が市の区域内に所在する場合にあつては当該市の長に届け出なければならない。

一 都市計画施設（土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）で第三号に規定するもの以外のものを施行する土地に係るものを除く。）の区域内に所在する土地

二 都市計画区域内に所在する土地で次に掲げるもの（次号に規定する土地区画整理事業以外の土地区画整理事業を施行する土地の区域内に所在するものを除く。）

- イ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により道路の区域として決定された区域内に所在する土地
- ロ 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第三十三条第一項又は第二項の規定により都市公園を設置すべき区域として決定された区域

内に所在する土地

ハ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十六条第一項の規定により河川予定地として指定された土地

ニ イからハまでに掲げるもののほか、これらに準ずる土地として政令で定める土地

三 都市計画法第十条の第二項第二号に掲げる土地区画整理促進区域内の土地についての土地区画整理事業で、都府県知事が指定し、主務省令で定めるところにより公告したものを施行する土地の区域内に所在する土地

四 都市計画法第十二条第二項の規定により住宅街区整備事業の施行区域として定められた土地の区域内に所在する土地

五 都市計画法第八条第一項第十四号に掲げる生産緑地地区の区域内に所在する土地

六 前各号に掲げる土地のほか、都市計画区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。）内に所在する土地でその面積が二千平方メートルを下回らない範囲内で政令で定める規模以上のもの

2 前項の規定は、同項に規定する土地で次の各号のいずれかに該当するものを有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。

一 国、地方公共団体等若しくは政令で定める法人に譲り渡されるものとき、又はこれらの者が譲り渡すものとき。

二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十六条（同法第八十三条において準用する場合を含む。）又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第八十七条の規定の適用を受けるものとき。

三 都市計画法施設又は土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号に掲げる施設に関する事業その他これらに準ずるものとして政令で定める事業の用に供するために譲り渡されるものとき。

四 都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けた開発行為に係る開発区域に含まれるものとき。

五 都市計画法第五十二条の三第一項（第五十七条の四において準用する場合を含む。）の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後における当該公告に係る市街地開発事業等予定区域若しくは同法第五十七条の二に規定する施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内の土地の区域に含まれるものであるとき、同法第五十七条第一項の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後における当該公告に係る同法第五十五条第一項に規定する事業予定地に含まれるものとき、又は同法第六十六条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後における当該公告に係る都市計画事業を施行する土地の区域に含まれるものとき。

六 前項の届出に係るものであつて、第八条に規定する期間の経過した日の翌日から起算して一年を経過する日までの間において当該届出をした者により有償で譲り渡されるものとき。

七 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十二条第一項の規定により指定された規制区域に含まれるものとき。

八 国土利用計画法第二十七条の四第一項又は第二十七条の七第一項に規定する土地売買等の契約を締結する場合に第二十七条の四第一項（第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による届出を要するものであるとき。

九 その面積が政令で定める規模未満のものその他政令で定める要件を満たすものであるとき。

3 国土利用計画法第二十七条の四第一項の規定による届出は、第六条、第七条、第八条（同法第二十七条の五第一項若しくは第二十七条の八第一項の規定による勧告又は同法第二十七条の五第三項（同法第二十七条の八第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による通知を受けずに土地を有償で譲り渡す場合を除く。）、第九条及び第三十二条第三号（同法第二十七条の五第一項若しくは第二

十七条の八第一項の規定による勧告又は同法第二十七条の五第三項の規定による通知を受けずに土地を有償で譲り渡した者を除く。）の規定の適用については、第一項の規定による届出とみなす。

（地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出）

第五条 前条第一項に規定する土地その他都市計画区域内に所在する土地（その面積が政令で定める規模以上のものに限る。）を所有する者は、当該土地の地方公共団体等による買取りを希望するときは、同項の規定に準じ主務省令で定めるところにより、当該土地が町村の区域内に所在する場合にあつては当該町村の長を経由して都道府県知事に対し、当該土地が市の区域内に所在する場合にあつては当該市の長に対し、その旨を申し出ることができる。

2 前項の申出があつた場合においては、前条第一項の規定は、当該申出に係る同項に規定する土地につき、第八条に規定する期間の経過した日の翌日から起算して一年を経過する日までの間、当該申出をした者については、適用しない。

（土地の買取りの協議）

第六条 都道府県知事又は市長は、第四条第一項の届出又は前条第一項の申出（以下「届出等」という。）があつた場合においては、当該届出等に係る土地の買取りを希望する地方公共団体等のうちから買取りの協議を行う地方公共団体等を定め、買取りの目的を示して、当該地方公共団体が買取りの協議を行う旨を当該届出等をした者に通知するものとする。

2 前項の通知は、届出等のあつた日から起算して三週間以内に、これを行なうものとする。

3 都道府県知事又は市長は、第一項の場合において、当該届出等に係る土地の買取りを希望する地方公共団体等がないときは、当該届出等をした者に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

4 第一項の通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該通知に係る土地の買取りの協議を行なうことを拒んではならない。

5 第一項の通知については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

（土地の買取価格）

第七条 地方公共団体等は、届出等に係る土地を買い取る場合には、地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第六条の規定による公示価格を規準として算定した価格（当該土地が同法第二条第一項の公示区域以外の区域内に所在するときは、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した当該土地の相当な価格）をもつてその価格としなければならない。

（土地の譲渡の制限）

第八条 第四条第一項又は第五条第一項に規定する土地に係る届出等をした者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日又は時までの間、当該届出等に係る土地を当該地方公共団体等以外の者に譲り渡してはならない。

一 第六条第一項の通知があつた場合 当該通知があつた日から起算して三週間を経過する日（その期間内に土地の買取りの協議が成立しない

ことが明らかになったときは、その時)

- 二 第六条第三項の通知があつた場合 当該通知があつた時
- 三 第六条第二項に規定する期間内に同条第一項又は第三項の通知がなかつた場合 当該届出等をした日から起算して三週間を経過する日

(先買いに係る土地の管理)

第九条 第六条第一項の手続により買い取られた土地は、次に掲げる事業又はこれらの事業(第四号に掲げる事業を除く。)に係る代替地の用に供されなければならない。

一 都市計画法第四条第五項に規定する都市施設に関する事業

二 土地収用法第三条各号に掲げる施設に関する事業

三 前二号に掲げる事業に準ずるものとして政令で定める事業

四 第六条第一項の手続により買い取られた日から起算して十年を経過した土地であつて、都市計画の変更、同項の買取りの目的とした事業の廃止又は変更その他の事由によつて、将来にわたり前三号に掲げる事業又はこれらの事業に係る代替地の用に供される見込みがないと認められるものにあつては、前三号に掲げるもののほか、次に掲げる事業

イ 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に記載された同条第二項第二号又は第三号の事業

ロ 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第七条第一項に規定する認定地域再生計画に記載された同法第五条第二項第二号の事業(同条第四項第一号ロ又は第四号イ若しくはロの事業に限る。)

ハ イ又はロに掲げるもののほか、都市の健全な発展と秩序ある整備に資するものとして政令で定める事業

2 地方公共団体等は、第六条第一項の手続により買い取つた土地をこの法律の目的に従つて適切に管理しなければならない。

(設立)

第十条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県(都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。)又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあつては主務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

(法人格)

第十一条 前条の規定による土地開発公社は、法人とする。

(名称)

- 第十二条 土地開発公社は、その名称中に土地開発公社という文字を用いなければならない。
- 2 土地開発公社でない者は、その名称中に土地開発公社という文字を用いてはならない。

(出資)

- 第十三条 地方公共団体でなければ、土地開発公社に出資することができない。
- 2 土地開発公社の設立者である地方公共団体（以下「設立団体」という。）は、土地開発公社の基本財産の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。

(定款)

第十四条 土地開発公社の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 設立団体
 - 四 事務所の所在地
 - 五 役員の数、任期その他役員に関する事項
 - 六 業務の範囲及びその執行に関する事項
 - 七 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項
 - 八 公告の方法
 - 九 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項
- 2 定款の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、設立団体の議会の議決を経て第十条第二項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

- 第十五条 土地開発公社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
- 3 土地開発公社は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(役員及び職員)

第十六条 土地開発公社に、役員として、理事及び監事を置く。

- 2 理事及び監事は、設立団体の長が任命する。
- 3 設立団体の長は、役員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる場合又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認める場合には、その役員を解任することができる。
- 4 理事が数人ある場合において、定款に別段の定めがないときは、土地開発公社の事務は、理事の過半数で決する。
- 5 理事は、土地開発公社のすべての事務について、土地開発公社を代表する。ただし、定款の規定に反することはできない。
- 6 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
- 7 理事は、定款によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 8 監事の職務は、次のとおりとする。
 - 一 土地開発公社の財産の状況を監査すること。
 - 二 理事の業務の執行の状況を監査すること。
 - 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、土地開発公社の業務を監督する主務大臣又は都道府県知事に報告をすること。
- 9 土地開発公社と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合には、監事が土地開発公社を代表する。
- 10 土地開発公社の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務の範囲）

- 第十七条 土地開発公社は、第十条第一項の目的を達成するため、次に掲げる業務の全部又は一部を行うものとする。
- 一 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
 - イ 第四条第一項又は第五条第一項に規定する土地
 - ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
 - ハ 公営企業の用に供する土地
 - ニ 都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業その他政令で定める事業の用に供する土地
 - ホ イからニまでに掲げるもののほか、地域の秩序ある整備を図るために必要な土地として政令で定める土地
 - 二 住宅用地の造成事業その他土地の造成に係る公営企業に相当する事業で政令で定めるものを行うこと。
 - 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。
 - 2 土地開発公社は、前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行なうことができる。
 - 一 前項第一号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第二号の事業の実施とあわせて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行なうこと。
 - 二 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行なうこと。

- 3 土地開発公社は、第一項第一号ニに掲げる土地の取得については、地方公共団体の要請をまつて行うものとする。
- 4 土地開発公社は、その所有する土地を第一項第一号ニに掲げる土地として処分しようとするときは、関係地方公共団体に協議しなければならない。ただし、前項の要請に従つて処分する場合は、この限りでない。
- 5 第三項の要請及び前項の協議に関し必要な事項は、政令で定める。

(財務)

- 第十八条 土地開発公社の事業年度は、地方公共団体の会計年度の例による。
- 2 土地開発公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、設立団体の長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 土地開発公社は、毎事業年度の終了後二箇月以内に、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の意見を付けて、これを設立団体の長に提出しなければならない。
- 4 土地開発公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。
- 5 土地開発公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 6 土地開発公社は、債券を発行することができる。
- 7 土地開発公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
 - 一 国債、地方債その他主務大臣の指定する有価証券の取得
 - 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金
- 8 前各項に定めるもののほか、土地開発公社の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(監督)

- 第十九条 設立団体の長は、土地開発公社の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、土地開発公社に対し、その業務に関し必要な命令をすることができる。
- 2 主務大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、土地開発公社に対し、その業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして土地開発公社の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。
- 3 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 5 主務大臣又は都道府県知事は、土地開発公社の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、設立団体又はその長に対し、第一項の規定による命令その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

(役員及び職員の行為の制限)

- 第二十条 土地開発公社の役員及び職員は、その取扱いに係る土地を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。
- 2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

(設立団体が二以上である場合の長の権限の行使)

- 第二十一条 設立団体が二以上である土地開発公社に係る第十六条第二項及び第三項、第十八条第二項並びに第十九条第一項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

(解散)

- 第二十二条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第十条第二項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。

- 2 土地開発公社は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、土地開発公社に出資した者に対し、これを定款の定めるところにより分配しなければならない。

(清算中の土地開発公社の能力)

- 第二十二条の二 解散した土地開発公社は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

- 第二十二条の三 土地開発公社が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

- 第二十二条の四 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

- 第二十二条の五 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

- 第二十二条の六 清算人は、その氏名及び住所を土地開発公社の業務を監督する主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第二十二條の七 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第二十二條の八 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第二十二條の九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、土地開発公社の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(裁判所による監督)

第二十二條の十 土地開発公社の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(清算結了の届出)

第二十二條の十一 清算が結了したときは、清算人は、その旨を土地開発公社の業務を監督する主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第二十二條の十二 土地開発公社の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に

属する。

(不服申立ての制限)

第二十二條の十三 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第二十二條の十四 裁判所は、第二十二條の四の規定により清算人を選任した場合には、土地開発公社が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(検査役の選任)

第二十二條の十五 裁判所は、土地開発公社の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前二條の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「土地開発公社及び検査役」と読み替えるものとする。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の準用)

第二十三條 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八條の規定は、土地開発公社について準用する。

2 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、土地開発公社を地方公共団体とみなしてこれらの法令を準用する。

(国の援助)

第二十四條 国は、公有地の拡大を促進するため、地方公共団体による土地の取得が円滑に行なわれるように必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(土地開発公社に対する債務保証)

第二十五條 地方公共団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、土地開発公社の債務について保証契約をすることができる。

(土地開発公社に対する便宜の供与等)

第二十六條 地方公共団体の長その他の執行機関は、土地開発公社の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無

償で土地開発公社の利用に供することができる。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二条の二、第四百四十二条（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）及び第八十条の五第六項の規定は、地方公共団体の職員が土地開発公社の役員となる場合における当該地方公共団体の職員については、適用しない。

（不動産取得税の特例）

第二十七条 都道府県は、土地開発公社がその設立の際出資の目的として不動産を取得した場合における当該不動産の取得については、不動産取得税を課することができない。

（主務大臣）

第二十八条 この法律において、主務大臣は総務大臣及び国土交通大臣とし、主務省令は総務省令・国土交通省令とする。

（権限の委任）

第二十八条の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（大都市の特例）

第二十九条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する第三章の規定の適用については、政令で定める。

（事務の区分）

第二十九条の二 第四条第一項及び第五条第一項の規定により町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

（政令への委任）

第三十条 この法律に定めるもののほか、第二章及び第三章の規定の適用その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第三十一条 第十九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした土地開発公社の役員、清算人又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

2 土地開発公社の役員、清算人又は職員がその土地開発公社の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その土地開発公社に対して同項の刑を科する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第四条第一項の規定に違反して、届出をしないで土地を有償で譲り渡した者
- 二 第四条第一項に規定する届出について、虚偽の届出をした者
- 三 第八条の規定に違反して、同条に規定する期間内に土地を譲り渡した者

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした土地開発公社の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 一定款に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十五条第一項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。
- 三 第十八条第二項の規定に違反して、設立団体の長の承認を受けなかつたとき。
- 四 第十八条第三項の規定に違反して、同項に規定する書類を提出することを怠り、又はそれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしてこれを提出したとき。
- 五 第十八条第四項、第五項又は第七項の規定に違反したとき。
- 六 第十九条第一項の規定による命令に違反したとき。
- 七 第二十二条第二項の規定に違反して、残余財産を分配したとき。
- 八 第二十二条の八第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
- 九 第二十二条の八第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

第三十四条 第十二条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

（地方整備局）

第三十一条 地方整備局は、国土交通省の所掌事務のうち、次に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）の全部又は一部を分掌する。

一 第四条第一項第一号、第二十四号、第三十七号、第三十九号、第四十号及び第五十二号に規定する政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進に関すること。

二 第四条第一項第三号、第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、第三十二号から第三十四号まで、第四十四号、第四十五号、第四十六号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六十四号から第六十六号まで、第六十九号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十号、第七十一号、第一百一号から第一百三号まで、第一百十二号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十号、第七十一号、第一百一号から第一百三号まで、第一百十二号（基準の設定に係るものを除く。）及び第百二十八号に掲げる事務

三 測量業の発達、改善及び調整に関すること。

四 地価の調査に関すること。

五 第四条第一項第五十六号に規定する施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。

六 空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関すること。

2 地方整備局の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び組織は、政令で定める。

○ 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、公共の利益となる事業による大深度地下の使用に関し、その要件、手続等について特別の措置を講ずることにより、当該事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「大深度地下」とは、次の各号に掲げる深さのうちいずれか深い方以上の深さの地下をいう。

- 一 建築物の地下室及びその建設の用に通常供されることがない地下の深さとして政令で定める深さ
- 二 当該地下の使用をしようとする地点において通常の建築物の基礎ぐいを支持することができる地盤として政令で定めるもののうち最も浅い部分の深さに政令で定める距離を加えた深さ
- 2 この法律において「事業者」とは、第四条各号に掲げる事業を施行する者であつて大深度地下の使用を必要とする者をいう。
- 3 この法律において「事業区域」とは、大深度地下の一定の範囲における立体的な区域であつて第四条各号に掲げる事業を施行する区域をいう。

（対象地域）

第三条 この法律による特別の措置は、人口の集中度、土地利用の状況その他の事情を勘案し、公共の利益となる事業を円滑に遂行するため、大深度地下を使用する社会的経済的必要性が存在する地域として政令で定める地域（以下「対象地域」という。）について講じられるものとする。

（対象事業）

第四条 この法律による特別の措置は、次に掲げる事業について講じられるものとする。

- 一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路に関する事業
- 二 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）が適用され、若しくは準用される河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する水路、貯水池その他の施設に関する事業
- 三 国、地方公共団体又は土地改良区（土地改良区連合を含む。）が設置する農業用道路、用水路又は排水路に関する事業
- 四 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下単に「鉄道事業者」という。）が一般の需要に応ずる鉄道事業の用に供する施設に関する事業
- 五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業
- 六 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の用に供する施設に関する事業
- 七 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者（以下単に「認定電気通信事業者」という。）が同項に規定する認定電気通信事業（以下単に「認定電気通信事業」という。）の用に供する施設に関する事業

八 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物に関する事業

九 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス工作物に関する事業

十 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）による水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業又は下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設に関する事業

十一 独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）による水資源開発施設及び愛知豊川用水施設に関する事業

十二 前各号に掲げる事業のほか、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号に掲げるものに関する事業又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により土地を使用することができる都市計画事業のうち、大深度地下を使用する必要があるものとして政令で定めるもの

十三 前各号に掲げる事業のために欠くことができない通路、鉄道、軌道、電線路、水路その他の施設に関する事業

（安全の確保及び環境の保全の配慮）

第五条 大深度地下の使用に当たっては、その特性にかんがみ、安全の確保及び環境の保全に特に配慮しなければならない。

（基本方針）

第六条 国は、大深度地下の公共的使用に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 大深度地下における公共の利益となる事業の円滑な遂行に関する基本的な事項

二 大深度地下の適正かつ合理的な利用に関する基本的な事項

三 安全の確保、環境の保全その他大深度地下の公共的使用に際し配慮すべき事項

四 前三号に掲げるもののほか、大深度地下の公共的使用に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（大深度地下使用協議会）

第七条 公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るために必要な協議を行うため、対象地域ごとに、政令で定めるところにより、国の関係行政機関及び関係都道府県（以下この条において「国の行政機関等」という。）により、大深度地下使用協議会

(以下「協議会」という。)を組織する。

- 2 前項の協議を行うための会議(第五項において「会議」という。)は、国の行政機関等の長又はその指名する職員をもって構成する。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、関係市町村及び事業者に対し、資料の提供、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

- 4 協議会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

- 5 会議において協議が調った事項については、国の行政機関等は、その協議の結果を尊重しなければならない。

- 6 協議会の庶務は、国土交通省において処理する。

- 7 前項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(情報の提供等)

第八条 国及び都道府県は、公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用に資するため、対象地域における地盤の状況、地下の利用状況等に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業の準備のための立入り等及びその損失の補償に関する土地収用法の準用)

第九条 第四条各号に掲げる事業の準備のための土地の立入り、障害物の伐除及び土地の試掘等並びにこれらの行為により生じた損失の補償については、土地収用法第二章並びに第九十一条及び第九十四条の規定を準用する。この場合において、同法第十一条第一項、第三項及び第四項、第十四条第一項及び第三項、第十五条第一項、第九十一条第一項並びに第九十四条第一項及び第二項中「起業者」とあるのは「事業者」と、同法第九十一条第一項中「第十一条第三項、第十四条又は第三十五条第一項」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第九条において準用する第十一条第三項又は第十四条」と、「土地又は工作物」とあるのは「土地」と、同法第九十四条第一項中「前三条」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第九条において準用する第九十一条」と、「損失を受けた者」と、同条第六項中「起業者である者」とあるのは「事業者である者」と、同条第七項中「この法律」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」と読み替えるものとする。

(使用の認可)

第十条 事業者は、対象地域において、この章の定めるところに従い、使用の認可を受けて、当該事業者が施行する事業のために大深度地下を使用することができる。

(使用の認可に関する処分を行う機関)

第十一条 事業が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、国土交通大臣が使用の認可に関する処分を行う。

- 一 国又は都道府県が事業者である事業

二 事業区域が二以上の都道府県の区域にわたる事業

三 一の都道府県の区域を越え、又は道の区域の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの

イ 鉄道事業者がその鉄道事業（当該事業に係る路線又はその路線及び当該鉄道事業者若しくは当該鉄道事業者がその路線に係る鉄道線路を譲渡し、若しくは使用させる鉄道事業者が運送を行う上でその路線と密接に関連する他の路線が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）の用に供する施設に関する事業

ロ 認定電気通信事業者が認定電気通信事業（その業務区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）の用に供する施設に関する事業

ハ 電気事業法による一般送配電事業（供給区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）、送電事業（供給の相手方たる一般送配電事業者の供給区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）、特定送配電事業（供給地点が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）又は発電事業（当該事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続する電線路が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）の用に供する電気工作物に関する事業

四 前三号に掲げる事業と共同して施行する事業

ニ イからハまでに掲げる事業のために欠くことができない通路、鉄道、軌道、電線路、水路その他の施設に関する事業

2 事業が前項各号に掲げるもの以外のものであるときは、事業区域を管轄する都道府県知事が使用の認可に関する処分を行う。

（事前の事業間調整）

第十二条 事業者は、使用の認可を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事業概要書を作成し、前条第一項の事業にあつては当該事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に、同条第二項の事業にあつては都道府県知事にこれを送付しなければならない。

一 事業者の名称

二 事業の種類

三 事業区域の概要

四 使用の開始の予定時期及び期間

五 その他国土交通省令で定める事項

2 事業者は、前項の規定により事業概要書を送付したときは、国土交通省令で定めるところにより、事業概要書を作成した旨その他国土交通省令で定める事項を公告するとともに、事業区域が所在する市町村において、当該事業概要書を当該公告の日から起算しておおむね三十日間の期間を定めて、縦覧に供しなければならない。

3 第一項の規定により事業概要書を送付された事業所管大臣又は都道府県知事は、速やかに、事業区域が所在する対象地域に組織されている協議会の構成員にその写しを送付しなければならない。

4 前項の規定により事業概要書の写しを送付された協議会の構成員（第四条各号に掲げる事業を所管する行政機関に限る。以下この項において同じ。）は、同条各号に掲げる事業を施行する者のうち当該協議会の構成員が所管するものに対し、当該事業概要書の内容を周知させるため必

必要な措置を講じなければならない。

5 第二項の規定による公告をした事業者は、同項の縦覧期間内に、事業区域又はこれに近接する地下において第四条各号に掲げる事業を施行し、又は施行しようとする者から事業の共同化、事業区域の調整その他事業の施行に関し必要な調整の申出があったときは、当該調整に努めなければならない。

6 前項の規定による調整の結果、第二項の規定による公告をした事業者と共同して事業を施行することとなった事業者については、前各項の規定は、適用しない。

(調書の作成)

第十三条 事業者は、使用の認可を受けようとするときは、あらかじめ、事業区域に井戸その他の物件があるかどうかを調査し、当該物件があるときは、次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならない。

- 一 物件がある土地の所在及び地番
 - 二 物件の種類及び数量並びにその所有者の氏名及び住所
 - 三 物件に関して権利を有する者の氏名及び住所並びにその権利の種類及び内容
 - 四 調書を作成した年月日
 - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 2 前項の調書の様式は、国土交通省令で定める。

(使用認可申請書)

第十四条 事業者は、使用の認可を受けようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した使用認可申請書を、第十一条第一項の事業にあつては事業所管大臣を経由して国土交通大臣に、同条第二項の事業にあつては都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 事業者の名称
 - 二 事業の種類
 - 三 事業区域
 - 四 事業により設置する施設又は工作物の耐力
 - 五 使用の開始の予定時期及び期間
- 2 前項の使用認可申請書には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 使用の認可を申請する理由を記載した書類
 - 二 事業計画書
 - 三 事業区域及び事業計画を表示する図面

- 四 事業区域が大深度地下にあることを証する書類
 - 五 前条の規定により作成した調査
 - 六 前項第四号の耐力の計算方法を明らかにした書類
 - 七 事業の施行に伴う安全の確保及び環境の保全のための措置を記載した書類
 - 八 事業区域の全部又は一部が、この法律又は他の法律によつて土地を使用し、又は収用することができる事業の用に供されているときは、当該事業の用に供する者の意見書
 - 九 事業区域の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書
 - 十 事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたことを証する書類又は当該行政機関の意見書
 - 十一 第十二条第五項の規定により調整の申出があつたときは、当該調整の経過の要領及びその結果を記載した書類
 - 十二 その他国土交通省令で定める事項
 - 3 第一項の規定により使用認可申請書を提出された事業所管大臣は、遅滞なく、当該使用認可申請書及びその添付書類を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。
 - 4 第一項第三号及び第二項第三号に規定する事業区域の表示は、事業区域に係る土地又はこれに定着する物件に関して所有権その他の権利を有する者が、自己の権利に係る土地の地下が事業区域に含まれ、又は自己の権利に係る物件が事業区域にあることを容易に判断できるものでなければならぬ。
 - 5 第二項第八号から第十号までに掲げる意見書は、事業者が意見を求めた日から三週間を経過してもこれを得ることができなかつたときは、添付することを要しない。この場合においては、意見書を得ることができなかつた事情を疎明する書類を添付しなければならない。
- (使用認可申請書の補正及び却下)
- 第十五条 前条の規定による使用認可申請書及びその添付書類が同条又は同条に基づく国土交通省令の規定に違反するときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。使用の認可の申請に際し、第三十九条の規定による手数料を納めないうとき又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定により手数料を徴収する場合において当該手数料を納めないときも、同様とする。
- 2 事業者が前項の規定により補正を求められたにかかわらず、その定められた期間内に補正をしないときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、使用認可申請書を却下しなければならない。

(使用の認可の要件)

- 第十六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が次に掲げる要件のすべてに該当するときは、使用の認可をすることができる。
- 一 事業が第四条各号に掲げるものであること。

- 二 事業が対象地域における大深度地下で施行されるものであること。
- 三 事業の円滑な遂行のため大深度地下を使用する公益上の必要があるものであること。
- 四 事業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。
- 五 事業計画が基本方針に適合するものであること。
- 六 事業により設置する施設又は工作物が、事業区域に係る土地に通常の建築物が建築されてもその構造に支障がないものとして政令で定める耐力以上の耐力を有するものであること。
- 七 事業の施行に伴い、事業区域にある井戸その他の物件の移転又は除却が必要となるときは、その移転又は除却が困難又は不適當でないこと認められること。

(使用の認可の条件)

第十七条 使用の認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、使用の認可の趣旨に照らして、又は使用の認可に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。

(関係行政機関の意見の聴取等)

第十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、使用の認可に関する処分を行うとする場合において、第十四条第五項の規定により意見書の添付がなかったときその他必要があると認めるときは、同条第二項第八号の事業の用に供する者又は申請に係る事業の施行について関係のある行政機関の意見を求めなければならない。ただし、同号の事業の用に供する者については、その者を確認することができないときその他その意見を求めることができないときは、この限りでない。

2 申請に係る事業の施行について関係のある行政機関は、使用の認可に関する処分について、国土交通大臣又は都道府県知事に対して意見を述べることができる。

(説明会の開催等)

第十九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、使用の認可に関する処分を行うとする場合において必要があると認めるときは、申請に係る事業者に対し、事業区域に係る土地及びその付近地の住民に、説明会の開催等使用認可申請書及びその添付書類の内容を周知させるため必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(使用の認可の手續に関する土地収用法の準用)

第二十条 国土交通大臣又は都道府県知事が使用の認可に関する処分を行うとする場合の手續については、前二条に規定するもののほか、土地収用法第二十二條から第二十五條までの規定を準用する。この場合において、同法第二十二條、第二十三條第一項、第二十四條第一項及び第二十五條第一項中「事業の認定」とあり、並びに同法第二項中「認定」とあるのは「使用の認可」と、同法第二十三條第一項中「場合において、

当該事業の認定について利害関係を有する者から次条第二項の縦覧期間内に国土交通省令で定めるところにより公聴会を開催すべき旨の請求があつたときその他」とあるのは「場合において」と、同条第二項並びに同法第二十四条第二項及び第四項中「起業者」とあるのは「事業者」と、同法第二十三条第二項及び第二十四条第一項から第四項までの規定中「起業地」とあるのは「事業区域」と、同条第一項中「第二十条」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第十六条」と、同項及び同条第三項中「事業認定申請書」とあるのは「使用認可申請書」と読み替えるものとする。

(使用の認可の告示等)

第二十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第十六条の規定によって使用の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を当該使用の認可を受けた事業者（以下「認可事業者」という。）に文書で通知するとともに、次に掲げる事項をそれぞれ官報又は当該都道府県の公報で告示しなければならない。

- 一 認可事業者の名称
 - 二 事業の種類
 - 三 事業区域
 - 四 事業により設置する施設又は工作物の耐力
 - 五 使用の期間
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による告示をしたときは、直ちに、関係都道府県知事にその旨を通知するとともに、事業区域を表示する図面の写しを送付しなければならない。
 - 3 都道府県知事は、第一項の規定による告示をしたときは、直ちに、国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。
 - 4 使用の認可は、第一項の規定による告示があつた日から、その効力を生ずる。

(事業区域を表示する図面の長期縦覧)

第二十二条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第十六条の規定によって使用の認可をしたときは、直ちに、事業区域が所在する市町村の長にその旨を通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の通知を受けたときは、直ちに、第二十条において準用する土地収用法第二十四条第一項の規定により送付を受けた事業区域を表示する図面を、第二十九条第四項において準用する第二十八条第六項又は第三十条第三項若しくは第四項（事業区域の全部の使用が廃止された場合に限る。）の規定による通知を受ける日まで公衆の縦覧に供しなければならない。

3 土地収用法第二十四条第四項及び第五項の規定は、市町村長が第一項の通知を受けた日から二週間を経過しても前項の規定による手続を行わない場合に準用する。この場合において、同条第四項中「起業地」とあるのは「事業区域」と、「起業者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

(登録簿)

第二十三条 都道府県知事は、その管轄区域における大深度地下の使用の認可に関する登録簿（次項において単に「登録簿」という。）を調製し、公衆の閲覧に供するとともに、請求があつたときはその写しを交付しなければならない。

2 登録簿の調製、閲覧その他登録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(使用の認可の拒否)

第二十四条 国土交通大臣又は都道府県知事は、使用の認可を拒否したときは、遅滞なく、その旨を申請に係る事業者に文書で通知しなければならない。

(使用の認可の効果)

第二十五条 第二十一条第一項の規定による告示があつたときは、当該告示の日において、認可事業者は、当該告示に係る使用の期間中事業区域を使用する権利を取得し、当該事業区域に係る土地に関するその他の権利は、認可事業者による事業区域の使用を妨げ、又は当該告示に係る施設若しくは工作物の耐力及び事業区域の位置からみて認可事業者による事業区域の使用に支障を及ぼす限度においてその行使を制限される。

(占用の許可等の特例)

第二十六条 前条の規定に基づく認可事業者による事業区域の使用については、道路法、河川法その他の法令中占用の許可及び占用料の徴収に関する規定は、適用しない。

(使用の認可に基づく地位の承継)

第二十七条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他認可事業者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、当該認可事業者が施行する事業の全部を承継する法人に限る。）は、被承継人が有していた使用の認可に基づく地位を承継する。

(権利の譲渡)

第二十八条 使用の認可に基づく権利の全部又は一部は、第十一条第一項の事業にあつては国土交通大臣、同条第二項の事業にあつては都道府県知事の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2 前項の規定による国土交通大臣への承認の申請は、事業所管大臣を経由して行わなければならない。この場合においては、事業所管大臣は、遅滞なく、申請書を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 第一項の規定による承認の申請書の様式は、国土交通省令で定める。

4 第十七条の規定は、第一項の規定による承認について準用する。

5 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による承認をしたときは、それぞれ官報又は当該都道府県の公報で告示しなければならない。

- 6 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、直ちに、その旨を、事業区域が所在する市町村の長に通知するとともに、国土交通大臣にあっては関係都道府県知事に通知し、都道府県知事にあっては国土交通大臣に報告しなければならない。
- 7 使用の認可に基づく権利の全部又は一部を譲り受けた者は、譲渡人が有していた使用の認可に基づく地位を承継する。

(使用の認可の取消し)

第二十九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、認可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の認可（前条第一項の規定による承認を含む。以下この条において同じ。）を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。
- 二 施行する事業が第十六条各号に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなったとき。
- 三 正当な理由なく事業計画に従って事業を施行していないと認められるとき。
- 四 第十七条（前条第四項において準用する場合を含む。）の規定により使用の認可に付された条件に違反したとき。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により使用の認可を取り消そうとするときは、あらかじめ、事業所管大臣の意見を聴かなければならない。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により使用の認可を取り消したときは、それぞれ官報又は当該都道府県の公報で告示しなければならない。
- 4 前条第六項の規定は、前項の規定による告示をした場合に準用する。
- 5 使用の認可は、第三項の規定による告示があった日から将来に向かって、その効力を失う。

(事業の廃止又は変更)

第三十条 第二十一条第一項の規定による告示があった後、認可事業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、又はこれを変更したために事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなったときは、認可事業者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨（事業区域の一部を使用する必要がなくなったときにあつては、使用の必要がない事業区域の部分及びこれを表示する図面を含む。）を届け出なければならない。

- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出を受け取ったときは、事業区域の全部又は一部の使用が廃止されたこと（事業区域の一部の使用の廃止にあつては、使用の廃止に係る事業区域の部分を含む。）を、それぞれ官報又は当該都道府県の公報で告示しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による告示をしたときは、直ちに、事業区域が所在する市町村の長及び関係都道府県知事に対し、その旨を通知するとともに、事業区域の一部の使用の廃止にあつては、使用の廃止に係る事業区域の部分を表示する図面の写しを送付しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第二項の規定による告示をしたときは、直ちに、その旨を、事業区域が所在する市町村の長に通知し、国土交通大臣に報告するとともに、事業区域の一部の使用の廃止にあつては、当該市町村長に使用の廃止に係る事業区域の部分を表示する図面の写しを送付しなければならない。

- 5 第三項又は前項の通知（事業区域の一部の使用の廃止に係るものに限る。次項において同じ。）を受けた市町村長は、直ちに、使用の廃止に係る事業区域の部分を表示する図面を第二十二条第二項に規定する日まで公衆の縦覧に供しなければならない。
- 6 土地収用法第二十四条第四項及び第五項の規定は、市町村長が第三項又は第四項の通知を受けた日から二週間を経過しても前項の規定による手続を行わない場合に準用する。この場合において、同条第四項中「起業地」とあるのは「事業区域」と、「起業者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。
- 7 使用の認可は、第二項の規定による告示があった日から将来に向かって、その効力（事業区域の一部の使用の廃止に係るものにあつては、使用の廃止に係る事業区域の部分における効力）を失う。

（事業区域の明渡し）

- 第三十一条 認可事業者は、事業の施行のため必要があるときは、事業区域にある物件を占有している者に対し、期限を定めて、事業区域の明渡しを求めることができる。
- 2 前項の規定による明渡しの際限は、同項の請求をした日の翌日から起算して三十日を経過した後の日でなければならない。
 - 3 第一項の規定による明渡しの際限までの間に、物件の引渡し又は移転（以下この章において「物件の引渡し等」という。）を行わなければならない。ただし、次条第三項の規定による支払がないときは、この限りでない。
 - 4 第一項に規定する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

（事業区域の明渡しに伴う損失の補償）

- 第三十二条 認可事業者は、前条の規定による物件の引渡し等により同条第一項の物件に関し権利を有する者が通常受ける損失を補償しなければならない。
- 2 前項の規定による損失の補償は、認可事業者と損失を受けた者とが協議して定めなければならない。
 - 3 認可事業者は、前条第二項の明渡しの際限までに第一項の規定による補償額を支払わなければならない。
 - 4 第二項の規定による協議が成立しないときは、土地収用法第九十四条第二項から第十二項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「起業者」とあるのは「認可事業者」と、同条第六項中「起業者である者」とあるのは「認可事業者である者」と、同条第七項中「この法律」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」と読み替えるものとする。
 - 5 前項において準用する土地収用法第九十四条第二項又は第九項の規定による裁決の申請又は訴えの提起は、事業の進行及び事業区域の使用を停止しない。

（補償金の供託）

第三十三条 認可事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第三項の規定による補償金の支払に代えて、これを供託することができる。

- 一 補償金の提供をした場合において、補償金を受けるべき者がその受領を拒んだとき。
 - 二 補償金を受けるべき者が補償金を受領することができないとき。
 - 三 認可事業者が補償金を受けるべき者を確知することができないとき。ただし、認可事業者に過失があるときは、この限りでない。
 - 四 認可事業者が収用委員会が裁決した補償金の額に対して不服があるとき。
 - 五 認可事業者が差押え又は仮差押えにより補償金の払渡しを禁じられたとき。
- 2 前項第四号の場合において、補償金を受けるべき者の請求があるときは、認可事業者は、自己の見積り金額を払い渡し、裁決による補償金の額との差額を供託しなければならない。
 - 3 認可事業者は、先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記若しくは買戻しの特約の登記に係る権利の目的物について補償金を支払うときは、これらの権利者のすべてから供託しなくてもよい旨の申出があったときを除き、その補償金を供託しなければならない。
 - 4 前三項の規定による供託は、事業区域の所在地の供託所にしなければならない。
 - 5 認可事業者は、第一項から第三項までの規定による供託をしたときは、遅滞なく、その旨を補償金を取得すべき者に通知しなければならない。

(物上代位)

第三十四条 前条第三項の先取特権、質権又は抵当権を有する者は、同項の規定により供託された補償金に対してその権利を行うことができる。

(事業区域の明渡しの代行)

- 第三十五条 第三十一条第三項本文の場合において次の各号のいずれかに該当するときは、市町村長は、認可事業者の請求により、物件の引渡し等を行うべき者（以下この条及び次条において「義務者」という。）に代わって、物件を引き渡し、又は移転しなければならない。
- 一 義務者がその責めに帰すことができない理由によりその義務を履行することができないとき。
 - 二 認可事業者が過失がなくて義務者を確知することができないとき。
 - 2 市町村長は、前項の規定により物件の引渡し等を行うのに要した費用を義務者から徴収するものとする。
 - 3 前項の場合において、市町村長は、義務者及び認可事業者にあらかじめ通知した上で、第一項の規定により市町村長が物件の引渡し等を行うのに要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、義務者が認可事業者から受けるべき第三十二条第一項の補償金を義務者に代わって受けることができる。
 - 4 認可事業者が前項の規定により補償金の全部又は一部を市町村長に支払った場合においては、この法律の適用については、認可事業者が市町村長に支払った金額の限度において、第三十二条第一項の補償金を支払ったものとみなす。
 - 5 市町村長は、第二項に規定する費用を第三項の規定により徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないとき認めるときは、義務者に対し、あらかじめ納付すべき金額並びに納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。
 - 6 市町村長は、前項の規定によって通知を受けた者が同項の規定によって通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

7 前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに第五項の規定により納付すべき金額を納付しないときは、市町村長は、国税滞納処分の例によって、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(事業区域の明渡しの代執行)

第三十六条 第三十一条第三項本文の場合において義務者がその義務を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても明渡しの間までに完了する見込みがないときは、都道府県知事は、認可事業者の請求により、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県知事が前項の規定による代執行に要した費用を徴収する場合に準用する。

(その他の損失の補償)

第三十七条 第三十二条第一項に規定する損失のほか、第二十五条の規定による権利の行使の制限によって具体的な損失が生じたときは、当該損失を受けた者は、第二十一条第一項の規定による告示の日から一年以内に限り、認可事業者に対し、その損失の補償を請求することができる。

(原状回復の義務)

第三十八条 認可事業者は、使用の認可の取消し、事業の廃止又は変更その他の事由によって事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、当該事業区域の全部若しくは一部を原状に復し、又は当該事業区域の全部若しくは一部及びその周辺における安全の確保若しくは環境の保全のため必要な措置をとらなければならない。

(手数料)

第三十九条 第十四条の規定によって国土交通大臣に対して使用の認可を申請する者は、国に実費を勘案して政令で定める額の手料を納付しなければならない。ただし、その者が国又は都道府県であるときは、この限りでない。

(鑑定人等の旅費及び手当の負担)

第四十条 第九条又は第三十二条第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第九十四条第六項において準用する同法第六十五条第六項の規定による鑑定人及び参考人の旅費及び手当は、事業者の負担とする。

(行政手続法の適用除外)

第四十一条 この法律において準用する土地収用法の規定により収用委員会又はその会長若しくは指名委員がする処分については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(都道府県知事がした処分等に対する不服申立て)

第四十二条 都道府県知事がした使用の認可に関する処分に対する不服がある者は、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。

2 都道府県知事が使用の認可に関する処分についての審査請求の裁決をした場合には、その裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。

(不服申立てに対する裁決)

第四十三条 国土交通大臣の第十一条第一項の事業に係る使用の認可に関する処分についての審査請求に対する裁決は、事業所管大臣の意見を聴いた後にしなければならない。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、使用の認可についての審査請求又は再審査請求があつた場合において、使用の認可に至るまでの手続その他の行為に関して違法があつても、それが軽微なものであつて使用の認可に影響を及ぼすおそれがないと認めるときは、裁決をもって当該審査請求又は再審査請求を棄却することができる。

(使用の認可の手続の省略)

第四十四条 審査請求又は再審査請求に対する裁決により使用の認可が取り消された場合において、国土交通大臣又は都道府県知事が再び使用の認可に関する処分をしようとするときは、使用の認可につき既に行った手続その他の行為は、法令の規定に違反するものとして当該取消しの理由となつたものを除き、省略することができる。

(訴訟)

第四十五条 この法律において準用する土地収用法の規定に基づく収用委員会の裁決に関する訴えは、これを提起した者が事業者であるときは損失を受けた者を、損失を受けた者であるときは事業者を、それぞれ被告としなければならない。

(期間の計算、通知及び書類の送達の方法に関する土地収用法の準用)

第四十六条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による期間の計算、通知及び書類の送達の方法については、土地収用法第三百三十五条の規定を準用する。

(代理人)

第四十七条 この法律で定める手続その他の行為を代理人が行うときは、当該代理人は、書面をもって、その権限を証明しなければならない。

(権限の委任)

第四十八条 この法律に規定する国土交通大臣又は事業所管大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

(事務の区分)

第四十九条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げるもの（第十一条第一項の事業に関するものに限る。）は地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務と、第二号に掲げるもの（第十一条第二項の事業に関するものに限る。）は同法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

- 一 都道府県が第九条において準用する土地収用法第十一条第一項及び第四項並びに第十四条第一項、第二十条において準用する同法第二十四条第四項及び第五項並びに第二十五条第二項、第二十二條第三項及び第三十条第六項において準用する同法第二十四条第四項及び第五項、第二十三条第一項、第三十六条第一項並びに同条第二項において準用する第三十五条第三項の規定により処理することとされている事務
- 二 市町村が第九条において準用する土地収用法第十二条第二項並びに第十四条第一項及び第三項、第二十条において準用する同法第二十四条第二項、第二十二條第二項、第三十条第五項並びに第三十五条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定により処理することとされている事務

(指定都市の区及び総合区に関する特例)

第五十条 この法律（第七条第三項を除く。）の規定中市町村又は市町村長に関する規定は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区及び総合区又は区長及び総合区長に適用する。

(政令への委任)

第五十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項については、政令で定める。

第五十二条 第九条又は第三十二条第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）において準用する土地収用法第九十四条第六項において準用する同法第六十五条第一項第二号の規定によつて、収用委員会に出頭を命じられた鑑定人が虚偽の鑑定をしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条において準用する土地収用法第十一条第一項に規定する場合において、都道府県知事の許可を受けずに土地に立ち入り、又は立ち入らせた事業者
- 二 第九条において準用する土地収用法第十三条の規定に違反して同法第十一条第三項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げた者
- 三 第九条において準用する土地収用法第十四条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに障害物を伐除した者又は都道府

県知事の許可を受けずに土地に試掘等（同項に規定する試掘等をいう。）を行った者

第五十四条 第九条又は第三十二条第四項において準用する土地収用法第九十四条第六項において準用する同法第六十五条第一項第三号の規定による実地調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する場合は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第九条又は第三十二条第四項において準用する土地収用法第九十四条第六項において準用する同法第六十五条第一項第一号の規定により出頭を命じられた者が、正当の事由がなくて出頭せず、陳述せず、又は虚偽の陳述をしたとき。
- 二 第九条又は第三十二条第四項において準用する土地収用法第九十四条第六項において準用する同法第六十五条第一項第一号の規定により資料の提出を命じられた者が、正当の事由がなくて資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出したとき。
- 三 第九条又は第三十二条第四項において準用する土地収用法第九十四条第六項において準用する同法第六十五条第一項第二号の規定により出頭を命じられた鑑定人が、正当の事由がなくて出頭せず、又は鑑定をしないとき。

○ 地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「地理空間情報」とは、第一号の情報又は同号及び第二号の情報からなる情報をいう。

一 空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（当該情報に係る時点に関する情報を含む。以下「位置情報」という。）

二 前号の情報に関連付けられた情報

2 この法律において「地理情報システム」とは、地理空間情報の地理的な把握又は分析を可能とするため、電磁的方式により記録された地理空間情報を電子計算機を使用して電子地図（電磁的方式により記録された地図をいう。以下同じ。）上で一体的に処理する情報システムをいう。

3 この法律において「基盤地図情報」とは、地理空間情報のうち、電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となる測量の基準点、海岸線、公共施設の境界線、行政区画その他の国土交通省令で定めるものの位置情報（国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて電磁的方式により記録されたものをいう。

4 この法律において「衛星測位」とは、人工衛星から発射される信号を用いてする位置の決定及び当該位置に係る時刻に関する情報の取得並びにこれらに関連付けられた移動の経路等の情報の取得をいう。

○ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るため、国土交通大臣及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、地域福利増進事業の実施のための措置、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の特例、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供その他の特別の措置を講じ、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「所有者不明土地」とは、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地をいう。

2 この法律において「特定所有者不明土地」とは、所有者不明土地のうち、現に建築物（物置その他の政令で定める簡易な構造の建築物で政令で定める規模未満のもの（以下「簡易建築物」という。）を除く。）が存せず、かつ、業務の用その他の特別の用途に供されていない土地をいう。

3 この法律において「地域福利増進事業」とは、次に掲げる事業であつて、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われるものをいう。

一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路、駐車場法（昭和三十二年法律第六号）による路外駐車場その他一般交通の用に供する施設の整備に関する事業

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校又はこれに準ずるその他の教育のための施設の整備に関する事業

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館（同法第四十二条に規定する公民館に類似する施設を含む。）又は図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館（同法第二十九条に規定する図書館と同種の施設を含む。）の整備に関する事業

四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業の用に供する施設の整備に関する事業

五 病院、療養所、診療所又は助産所の整備に関する事業

六 公園、緑地、広場又は運動場の整備に関する事業

七 住宅（被災者の居住の用に供するものに限る。）の整備に関する事業であつて、災害（発生した日から起算して三年を経過していないものに限る。次号イにおいて同じ。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域内において行われるもの

八 購買施設、教養文化施設その他の施設で地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものとして政令で定めるものの整備に関する事業であつて、次に掲げる区域内において行われるもの

イ 災害に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域

ロ その周辺の地域において当該施設と同種の施設が著しく不足している区域

九 前各号に掲げる事業のほか、土地収用法第三条各号に掲げるものうち地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものとして政令で定めるものの整備に関する事業

十 前各号に掲げる事業のために欠くことができない通路、材料置場その他の施設の整備に関する事業

四 この法律において「特定登記未了土地」とは、所有権の登記名義人の死亡後に相続登記等（相続による所有権の移転の登記その他の所有権の登記をいう。以下同じ。）がされていない土地であつて、土地収用法第三条各号に掲げるものに関する事業（第二十七条第一項及び第三十九条第一項において「収用適格事業」という。）を実施しようとする区域の適切な選定その他の公共の利益となる事業の円滑な遂行を図るため当該土地の所有権の登記名義人となり得る者を探索する必要があるものをいう。

（基本方針）

第三条 国土交通大臣及び法務大臣は、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索（以下「所有者不明土地の利用の円滑化等」という。）に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 所有者不明土地の利用の円滑化等の意義及び基本的な方向

二 所有者不明土地の利用の円滑化等のための施策に関する基本的な事項

三 特定所有者不明土地を使用する地域福利増進事業に関する基本的な事項

四 特定登記未了土地の相続登記等の促進に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する重要事項

3 国土交通大臣及び法務大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 国土交通大臣及び法務大臣は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（国の責務）

第四条 国は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体その他の者が行う所有者不明土地の利用の円滑化等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、所有者不明土地の利用の円滑化等に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の実情に応じた

施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(特定所有者不明土地への立入り等)

第六条 地域福利増進事業を実施しようとする者は、その準備のため他人の土地(特定所有者不明土地に限る。次条第一項及び第八条第一項において同じ。)又は当該土地にある簡易建築物その他の工作物に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、当該土地又は工作物に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、地域福利増進事業を実施しようとする者が国及び地方公共団体以外の者であるときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた場合に限る。

(障害物の伐採等)

第七条 前条の規定により他人の土地又は工作物に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物又は垣、柵その他の工作物(以下「障害物」という。)の伐採又は除去(以下「伐採等」という。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより当該障害物の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて、伐採等を行うことができる。この場合において、都道府県知事は、許可を与えようとするときは、あらかじめ、当該障害物の確知所有者(所有者で知れているものをいう。以下同じ。)に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の規定により障害物の伐採等をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を、伐採等をしようとする日の十五日前までに公告するとともに、伐採等をしようとする日の三日前までに当該障害物の確知所有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物の伐採等をしようとする者は、その現状を著しく損傷しないときは、前二項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより当該障害物の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて、直ちに伐採等を行うことができる。この場合においては、伐採等をした後遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を、公告するとともに、当該障害物の確知所有者に通知しなければならない。

(証明書等の携帯)

第八条 第六条の規定により他人の土地又は工作物に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書(国及び地方公共団体以外の者にあつては、その身分を示す証明書及び同条ただし書の許可を受けたことを証する書面)を携帯しなければならない。

2 前条第一項又は第三項の規定により障害物の伐採等をしようとする者は、その身分を示す証明書及び同条第一項又は第三項の許可を受けたことを証する書面を携帯しなければならない。

3 前二項の証明書又は書面は、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(損失の補償)

第九条 地域福利増進事業を実施しようとする者は、第六条又は第七条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(裁定申請)

第十条 地域福利増進事業を実施する者(以下「事業者」という。)は、当該事業を実施する区域(以下「事業区域」という。)内にある特定所有者不明土地を使用しようとするときは、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、次に掲げる権利(以下「土地使用権等」という。)の取得についての裁定を申請することができる。

一 当該特定所有者不明土地の使用権(以下「土地使用権」という。)

二 当該特定所有者不明土地にある所有者不明物件(相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない物件をいう。第三項第二号において同じ。)の所有権(次項第七号において「物件所有権」という。)

2 前項の規定による裁定の申請(以下この款において「裁定申請」という。)をしようとする事業者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した裁定申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業者の氏名又は名称及び住所

二 事業の種別(第二条第三項各号に掲げる事業の別をいう。)

三 事業区域

四 裁定申請をする理由

五 土地使用権の目的となる特定所有者不明土地(以下この款(次条第一項第二号を除く。))において単に「特定所有者不明土地」という。)の所在、地番、地目及び地積

六 特定所有者不明土地の所有者の全部又は一部を確知することができない事情

七 土地使用権等の始期(物件所有権にあっては、その取得の時期。以下同じ。)

八 土地等使用権(土地使用権又は物件使用権をいう。以下同じ。)の存続期間

3 前項の裁定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次に掲げる事項を記載した事業計画書

イ 事業により整備する施設の種類、位置、規模、構造及び利用条件

ロ 事業区域

ハ 事業区域内にある土地で特定所有者不明土地以外のもの及び当該土地にある物件に関する所有権その他の権利の取得に関する計画(次条

第一項第五号において「権利取得計画」という。）

二 資金計画

ホ 土地等使用権の存続期間の満了後に特定所有者不明土地を原状に回復するための措置の内容
ヘ その他国土交通省令で定める事項

二 次に掲げる事項を記載した補償金額見積書

イ 特定所有者不明土地の面積（特定所有者不明土地を含む一団の土地が分割されることとなる場合にあっては、当該一団の土地の全部の面積を含む。）

ロ 特定所有者不明土地にある所有者不明物件の種類及び数量

ハ 特定所有者不明土地等（特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある所有者不明物件をいう。以下この款において同じ。）の
確知所有者の全部の氏名又は名称及び住所

ニ 特定所有者不明土地等の確知権利者（土地又は当該土地にある物件に関し所有権以外の権利を有する者であつて、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお確知することができないもの以外の者をいう。次条第五項及び第十七条第一項において同じ。）の全部の氏名又は名称及び住所並びにその権利の種類及び内容

ホ 土地等使用権等を取得することにより特定所有者不明土地所有者等（特定所有者不明土地等に関し所有権その他の権利を有する者をいう。以下この款において同じ。）が受ける損失の補償金の見積額及びその内訳

三 事業区域の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の長の意見書

四 事業の実施に関して行政機関の長の許可、認可その他の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたことを証する書類又は当該行政機関の長の意見書

五 その他国土交通省令で定める書類

4 前項第三号及び第四号の意見書は、事業者が意見を求めた日から三週間を経過してもこれを得ることができなかったときは、添付することを要しない。この場合においては、意見書を得ることができなかった事情を疎明する書類を添付しなければならない。

5 事業者は、裁定申請をしようとするときは、当該裁定申請に係る事業の内容について、あらかじめ、協議会の開催その他の国土交通省令で定める方法により、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（公告及び縦覧）

第十一条 都道府県知事は、裁定申請があつたときは、当該裁定申請に係る事業が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するかどうかを確認しなければならない。

一 事業が地域福利増進事業に該当し、かつ、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること。

二 土地等使用権の目的となる土地が特定所有者不明土地に該当するものであること。

三 土地等使用権の存続期間が事業の実施のために必要な期間を超えないものであること。

- 四 事業により整備される施設の利用条件がその公平かつ適正な利用を図る観点から適切なものであること。
 - 五 権利取得計画及び資金計画が事業を確実に遂行するため適切なものであること。
 - 六 土地等使用権の存続期間の満了後に第二号の土地を原状に回復するための措置が適正かつ確実に行われると見込まれるものであること。
 - 七 事業者が事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。
 - 八 その他基本方針に照らして適切なものであること。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による確認をしようとするときは、あらかじめ、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図る見地からの関係市町村長の意見を聴かなければならない。
 - 3 都道府県知事は、第一項の規定による確認をしようとする場合において、前条第四項の規定により意見書の添付がなかったときその他必要があるとき認めるときは、裁定申請に係る事業の実施について関係のある行政機関の長の意見を求めなければならず。
 - 4 都道府県知事は、第一項の規定による確認の結果、裁定申請に係る事業が同項各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公告し、前条第二項の裁定申請書及びこれに添付された同条第三項各号に掲げる書類を当該公告の日から六月間公衆の縦覧に供しななければならない。
 - 一 裁定申請があった旨
 - 二 特定所有者不明土地の所在、地番及び地目
 - 三 次のイ又はロに掲げる者は、縦覧期間内に、国土交通省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、都道府県知事に当該イ又はロに定める事項を申し出るべき旨
 - イ 特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある物件に關し所有権その他の権利を有する者であつて、前条第二項の裁定申請書、同条第三項第一号の事業計画書又は同項第二号の補償金額見積書に記載された事項（裁定申請書にあつては、同条第二項第一号及び第六号に掲げる事項を除く。）について異議のあるもの 当該異議の内容及びその理由
 - ロ 特定所有者不明土地の所有者であつて、前条第三項第二号の補償金額見積書に特定所有者不明土地の確知所有者として記載されていないもの（イに掲げる者を除く。） 当該特定所有者不明土地の所有者である旨
 - 四 その他国土交通省令で定める事項
 - 5 都道府県知事は、前項の規定による公告をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、裁定申請があつた旨を、前条第三項第二号の補償金額見積書に記載された特定所有者不明土地等の確知所有者及び確知権利者に通知しなければならない。
- （裁定申請の却下）
- 第十二条 都道府県知事は、前条第一項の規定による確認の結果、裁定申請に係る事業が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当しないと認めるときは、当該裁定申請を却下しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前条第四項の規定による公告をした場合において、同項の縦覧期間内に同項第三号イの規定による申出があつたとき又は同号ロに掲げる者の全てから同号ロの規定による申出があつたときは、当該公告に係る裁定申請を却下しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定により裁定申請を却下したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その理由を示して、その旨を当該裁定申請をした事業者に通知しなければならない。

(裁定)

第十三条 都道府県知事は、前条第一項又は第二項の規定により裁定申請を却下する場合を除き、裁定申請をした事業者が土地使用権等を取得することが当該裁定申請に係る事業を実施するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、土地使用権等の取得についての裁定をしなければならない。

2 前項の裁定（以下この条から第十八条までにおいて単に「裁定」という。）においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特定所有者不明土地の所在、地番、地目及び面積

二 土地使用権等の始期

三 土地等使用権の存続期間

四 土地使用権等を取得することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失の補償金の額

3 裁定は、前項第一号に掲げる事項については裁定申請の範囲を超えてはならず、同項第三号の存続期間については裁定申請の範囲内かつ十年を限度としなければならない。同項第四号の補償金の額については裁定申請に係る補償金の見積額を下限としなければならない。

4 都道府県知事は、裁定をしようとするときは、第二項第四号に掲げる事項について、あらかじめ、収用委員会の意見を聴かなければならない。

5 収用委員会は、前項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、その委員又はその事務を整理する職員に、裁定申請に係る特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある簡易建築物その他の工作物に立ち入り、その状況を調査させることができる。

6 前項の規定により立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 第五項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(裁定の通知等)

第十四条 都道府県知事は、裁定をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨及び前条第二項各号に掲げる事項を、裁定申請をした事業者及び当該事業に係る特定所有者不明土地所有者等で知れているものに文書で通知するとともに、公告しなければならない。

(裁定の効果)

第十五条 裁定について前条の規定による公告があったときは、当該裁定の定めるところにより、裁定申請をした事業者は、土地使用権等を取得し、特定所有者不明土地等に関するその他の権利は、当該事業者による当該特定所有者不明土地等の使用のため必要な限度においてその行使を制限される。

(損失の補償)

第十六条 裁定申請をした事業者は、次項から第六項までに定めるところにより、土地使用権等を取得することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失を補償しなければならない。

2 損失の補償は、金銭をもってするものとする。

3 土地使用権等の取得の対価の額に相当する補償金の額は、近傍類似の土地又は近傍同種の物件の借賃その他の当該補償金の額の算定の基礎となる事項を考慮して定める相当の額とする。

4 特定所有者不明土地の一部を使用することにより残地の価格が減じ、その他残地に関して損失が生ずるときは、当該損失を補償しなければならない。

5 特定所有者不明土地の一部を使用することにより残地に通路、溝、垣その他の工作物の新築、改築、増築若しくは修繕又は盛土若しくは切土をする必要が生ずるときは、これに要する費用を補償しなければならない。

6 前三項の規定による補償のほか、土地使用権等を取得することにより特定所有者不明土地所有者等が通常受ける損失は、補償しなければならない。

(補償金の供託)

第十七条 裁定申請をした事業者は、裁定において定められた土地使用権等の始期までに、当該裁定において定められた補償金を特定所有者不明土地所有者等で確認することができないもの(補償金の供託の対象となる特定所有者不明土地等の共有持分の割合が明らかでない場合)にあっては、当該特定所有者不明土地等の確知所有者及び確知権利者を含む。)のために供託しなければならない。

2 前項の規定による補償金の供託は、当該特定所有者不明土地の所在地の供託所にするものとする。

(裁定の失効)

第十八条 裁定申請をした事業者が裁定において定められた土地使用権等の始期までに当該裁定において定められた補償金の供託をしないときは、当該裁定は、その時以後その効力を失う。

(土地等使用権の存続期間の延長)

第十九条 第十五条の規定により土地使用権等を取得した事業者(以下「使用者」という。)は、第十三条第一項の裁定において定められた土地使用権の存続期間(第四項において準用する第十五条の規定により土地等使用権の存続期間が延長された場合)にあっては、当該延長後の存続期間。第三項及び第二十四条において同じ。)を延長して使用権設定土地(第十五条の規定により取得された土地使用権の目的となっている土地をいう。以下同じ。)の全部又は一部を使用しようとするときは、当該存続期間の満了の日の九月前から六月前までの間に、当該使用権設定土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、土地等使用権の存続期間の延長についての裁定を申請することができる。

2 第十条(第一項及び第五項を除く。)から第十二条までの規定は、前項の規定による裁定の申請について準用する。この場合において、次の

表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第十条第二項	次に掲げる事項	第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項
第十条第二項第五号	土地使用権の目的となる特定所有者不明土地（以下この款（次条第一項第二号を除く。）において単に「特定所有者不明土地」という。）	第十九条第一項に規定する使用権設定土地（その一部を使用しようとする場合にあつては、当該使用に係る土地の部分に限る。以下単に「使用権設定土地」という。）
第十条第二項第六号並びに第三項第一号ハ及びホ並びに第二号イ及びロ並びに第十一条第四項第二号及び第三号	特定所有者不明土地	使用権設定土地
第十条第二項第八号	存続期間	存続期間を延長する期間及び当該延長後の存続期間
第十条第三項第一号ホ及び第十一条第一項第六号	存続期間	延長後の存続期間
第十条第三項第二号ハからホまで及び第十一条第五項	特定所有者不明土地等	使用権設定土地等
第十条第三項第二号ハ	特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地	使用権設定土地又は当該使用権設定土地
第十条第三項第二号ホ	土地使用権等を取得する土地	土地等使用権の存続期間を延長する
第十一条第一項第二号	特定所有者不明土地	使用権設定土地所有者等
第十一条第一項第三号	存続期間	所有者不明土地
第十一条第四項	六月間	存続期間を延長する期間 三月間

3 都道府県知事は、前項において準用する第十二条第一項又は第二項の規定により第一項の規定による裁定の申請を却下する場合を除き、同項の規定による裁定の申請をした使用権者が有する土地等使用権の存続期間を延長することが当該申請に係る事業を実施するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、土地等使用権の存続期間の延長についての裁定をしなければならない。

4 第十三条（第一項を除く。）から前条までの規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第十三条第二項	次に掲げる事項	第一号、第三号及び第四号に掲げる事項
第十三条第二項第一号	特定所有者不明土地	第十九条第一項に規定する使用権設定土地（その一部を使用しようとする場合にあつては、当該使用に係る土地の部分に限る。以下単に「使用権設定土地」という。）
第十三条第二項第三号	存続期間	存続期間を延長する期間及び当該延長後の存続期間
第十三条第二項第四号並びに第十六条第一項及び第六項	土地使用権等を取得する	土地等使用権の存続期間を延長する
第十三条第二項第四号	特定所有者不明土地所有者等	使用権設定土地所有者等（使用権設定土地等（使用権設定土地又は当該使用権設定土地にある第十条第一項第二号に規定する所有者不明物件をいう。以下同じ。）に關し所有権その他の権利を有する者をいう。以下同じ。）
第十三条第三項	存続期間	土地等使用権の存続期間を延長する期間
第十三条第五項、第十六条第四項及び第五項並びに第十七条第二項	特定所有者不明土地	使用権設定土地
第十四条、第十六条第一項及び第六項並びに第十七条第一項	特定所有者不明土地所有者等	使用権設定土地所有者等
第十五条	は、土地使用権等を取得し	が有する土地等使用権の存続期間は、延長され
第十五条及び第十七条第一項	特定所有者不明土地等	使用権設定土地等
第十六条第三項	土地使用権等の取得	土地等使用権の存続期間の延長
第十七条第一項及び前条	において定められた土地使用権等の始期	による延長前の土地等使用権の存続期間の満了の日

（標識の設置）

第二十条 使用権者は、国土交通省令で定めるところにより、使用権設定土地の区域内に、当該使用権設定土地が地域福利増進事業の用に供され

ている旨を表示した標識を設けなければならない。ただし、当該区域内に設けることが困難であるときは、事業区域内の見やすい場所にこれを設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を使用権者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(裁定に基づく地位の承継)

第二十一条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の使用権者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、当該使用権者が実施する事業の全部を承継する法人に限る。）は、当該使用権者が有していた第十三条第一項の裁定（第十九条第三項の裁定を含む。以下この款において単に「裁定」という。）に基づく地位を承継する。

(権利の譲渡)

第二十二条 使用権者は、土地使用権等の全部又は一部を譲り渡そうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。この場合において、当該使用権者は、土地使用権等の全部を譲り渡そうとするときはその実施する事業の全部を、土地使用権等の一部を譲り渡そうとするときはその実施する事業のうち当該土地使用権等の一部に対応する部分を併せて譲り渡さなければならない。

2 都道府県知事は、前項の承認をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(裁定の取消し)

第二十三条 都道府県知事は、使用権者が次の各号のいずれかに該当するときは、裁定（前条第一項の承認を含む。以下この条において同じ。）を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。
 - 二 実施する事業が第十一条第一項各号（第二号を除き、第十九条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなったとき。
 - 三 正当な理由なく裁定申請（第十九条第一項の規定による裁定の申請を含む。）に係る事業計画に従って事業を実施していないと認められるとき。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により裁定を取り消したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。
- 3 裁定は、前項の規定による公告があつた日以後その効力を失う。

(原状回復の義務)

第二十四条 使用権者は、土地等使用権の存続期間が満了したとき又は前条第一項の規定により裁定が取り消されたときは、使用権設定土地を原状に回復し、これを返還しなければならない。ただし、当該使用権設定土地を原状に回復しないことについてその確知所有者の全ての同意が得

られたときは、この限りでない。

(原状回復命令等)

第二十五条 都道府県知事は、前条の規定に違反した者に対し、相当の期限を定めて、使用権設定土地を原状に回復することを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により使用権設定土地の原状回復を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復を命ずべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反するときは、その者の負担において、当該原状回復を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

3 前項の規定により使用権設定土地の原状回復を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(報告及び立入検査)

第二十六条 都道府県知事は、この款の規定の施行に必要な限度において、使用権者(裁定申請をしている事業者でまだ土地使用権等を取得していないもの及び使用権者であった者を含む。以下この項において同じ。)に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、使用権者の事務所、使用権設定土地その他の場所に立ち入り、その事業の状況若しくは事業に係る施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第十三条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(裁定申請)

第二十七条 起業者(土地収用法第八条第一項に規定する起業者をいう。以下同じ。)は、同法第二十条の事業の認定を受けた収用適格事業について、その起業地(同法第十七条第一項第二号に規定する起業地をいう。)内にある特定所有者不明土地を収用し、又は使用しようとするときは、同法第二十六条第一項の規定による告示があった日(同法第三十一条の規定により収用又は使用の手続が保留されていた特定所有者不明土地にあつては、同法第三十四条の三の規定による告示があった日)から一年以内に、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定を申請することができる。

2 前項の規定による裁定の申請(以下この款において「裁定申請」という。)をしようとする起業者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した裁定申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 起業者の氏名又は名称及び住所

二 事業の種類

- 三 収用し、又は使用しようとする特定所有者不明土地（以下この款（次条第一項各号列記以外の部分及び第二十九条第一項を除く。）において単に「特定所有者不明土地」という。）の所在、地番、地目及び地積
 - 四 特定所有者不明土地の所有者の全部又は一部を確知することができない事情
 - 五 特定所有者不明土地に関する所有権その他の権利を取得し、又は消滅させる時期
 - 六 特定所有者不明土地等（特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある物件をいう。次項第二号ハ及び第三十一条第三項において同じ。）の引渡し又は当該物件の移転の期限（第三十二条第二項第三号において「特定所有者不明土地等の引渡し等の期限」という。）
 - 七 特定所有者不明土地を使用しようとする場合においては、その方法及び期間
- 3 前項の裁定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 土地収用法第四十条第一項第一号の事業計画書に記載すべき事項に相当するものとして国土交通省令で定める事項を記載した事業計画書
 - 二 次に掲げる事項を記載した補償金額見積書
 - イ 特定所有者不明土地の面積（特定所有者不明土地を含む一団の土地が分割されることとなる場合にあっては、当該一団の土地の全部の面積を含む。）
 - ロ 特定所有者不明土地にある物件の種類及び数量
 - ハ 特定所有者不明土地等の確知所有者の全部の氏名又は名称及び住所
 - ニ 特定所有者不明土地の確知関係人（土地収用法第八条第三項に規定する関係人（ホにおいて単に「関係人」という。）であつて、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお確知することができないもの以外の者をいう。次条第二項において同じ。）の全部の氏名又は名称及び住所並びにその権利の種類及び内容
 - ホ 特定所有者不明土地を収用し、又は使用することにより特定所有者不明土地所有者等（特定所有者不明土地の所有者又は関係人をいう。以下同じ。）が受ける損失の補償金の見積額及びその内訳
 - 三 その他国土交通省令で定める書類

（公告及び縦覧）

- 第二十八条 都道府県知事は、裁定申請があつた場合においては、起業者が収用し、又は使用しようとする土地が特定所有者不明土地に該当しないと認めるときその他当該裁定申請が相当でないと認めるときを除き、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公告し、前条第二項の裁定申請書及びこれに添付された同条第三項各号に掲げる書類を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 一 裁定申請があつた旨
 - 二 特定所有者不明土地の所在、地番及び地目
 - 三 次のイ又はロに掲げる者は、縦覧期間内に、国土交通省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、都道府県知事に当該イ又はロに定める事項を申し出るべき旨
 - イ 特定所有者不明土地所有者等又は特定所有者不明土地の準関係人（土地収用法第四十三条第二項に規定する準関係人をいう。）であつて、

前条第二項の裁定申請書又は同条第三項第二号の補償金額見積書に記載された事項（裁定申請書にあっては、同条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を除く。）について異議のあるもの 当該異議の内容及びその理由

ロ 特定所有者不明土地の所有者であつて、前条第三項第二号の補償金額見積書に特定所有者不明土地の確知所有者として記載されていないもの（イに掲げる者を除く。） 当該特定所有者不明土地の所有者である旨

四 その他国土交通省令で定める事項

2 都道府県知事は、前項の規定による公告をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、裁定申請があつた旨を、前条第三項第二号の補償金額見積書に記載された特定所有者不明土地の確知所有者及び確知関係人に通知しなければならない。

（裁定申請の却下）

第二十九条 都道府県知事は、裁定申請があつた場合において、起業者が収用し、又は使用しようとする土地が特定所有者不明土地に該当しないと認めるときその他当該裁定申請が相当でないと認めるときは、当該裁定申請を却下しなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定による公告をした場合において、同項の縦覧期間内に同項第三号イの規定による申出があつたとき又は同号ロに掲げる者の全てから同号ロの規定による申出があつたときは、当該公告に係る裁定申請を却下しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定により裁定申請を却下したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その理由を示して、その旨を当該裁定申請をした起業者に通知しなければならない。

（裁定手続の開始の決定等）

第三十条 都道府県知事は、裁定申請があつた場合においては、前条第一項又は第二項の規定により当該裁定申請を却下するときを除き、第二十八条第一項の縦覧期間の経過後遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定手続の開始を決定してその旨を公告し、かつ、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する登記所に、当該特定所有者不明土地及び当該特定所有者不明土地に関する権利について、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定手続の開始の登記を嘱託しなければならない。

2 土地収用法第四十五条の三の規定は、前項の裁定手続の開始の登記について準用する。

3 第一項の規定による裁定手続の開始の決定については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

（土地収用法との調整）

第三十一条 裁定申請に係る特定所有者不明土地については土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請をすることができず、同項の規定による裁決の申請に係る特定所有者不明土地については裁定申請をすることができない。

2 裁定申請に係る特定所有者不明土地については、土地収用法第二十九条第一項の規定は、適用しない。

3 裁定申請に係る特定所有者不明土地等については、土地収用法第三十六条第一項の規定にかかわらず、同項の土地調査及び物件調査を作成することを要しない。

- 4 裁定申請に係る特定所有者不明土地について、第二十八条第一項の規定による公告があるまでの間に土地収用法第三十九条第二項の規定による請求があったときは、当該裁定申請は、なかつたものとみなす。
- 5 裁定申請について第二十八条第一項の規定による公告があったときは、当該裁定申請に係る特定所有者不明土地については、土地収用法第三十九条第二項の規定による請求をすることができない。
- 6 第二十九条第二項の規定により裁定申請が却下された場合における当該裁定申請に係る特定所有者不明土地についての土地収用法第二十九条第一項及び第三十九条第一項の規定の適用については、これらの規定中「一年以内」とあるのは、「特定期間（当該事業に係る特定所有者不明土地（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第二条第二項に規定する特定所有者不明土地をいう。）について同法第二十七条第一項の規定による裁定の申請があつた日から同法第二十九条第二項の規定による処分に係る同条第三項の規定による通知があつた日までの期間をいう。）を除いて一年以内」とする。

（裁定）

- 第三十二条 都道府県知事は、第二十九条第一項又は第二項の規定により裁定申請を却下するとき及び裁定申請が次の各号のいずれかに該当するときを除き、裁定申請をした起業者が当該裁定申請に係る事業を実施するため必要な限度において、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定をしなければならない。
 - 一 裁定申請に係る事業が土地収用法第二十六条第一項の規定により告示された事業と異なるとき。
 - 二 裁定申請に係る事業計画が土地収用法第十八条第二項の規定により事業認定申請書に添付された事業計画書に記載された計画と著しく異なるとき。
- 2 前項の裁定（以下この款において単に「裁定」という。）においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 特定所有者不明土地の所在、地番、地目及び面積
 - 二 特定所有者不明土地に関する所有権その他の権利を取得し、又は消滅させる時期
 - 三 特定所有者不明土地等の引渡し等の期限
 - 四 特定所有者不明土地を使用する場合においては、その方法及び期間
 - 五 特定所有者不明土地を収用し、又は使用することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失の補償金の額
- 六 第三十五条第二項の規定による請求書又は要求書の提出があつた場合においては、その採否の決定その他当該請求又は要求に係る損失の補償の方法に關し必要な事項
- 3 裁定は、前項第一号及び第四号に掲げる事項については裁定申請の範囲を超えてはならず、同項第五号の補償金の額については裁定申請に係る補償金の見積額を下限としなければならない。
- 4 都道府県知事は、裁定をしようとするときは、第二項第五号に掲げる事項について、あらかじめ、収用委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 収用委員会は、前項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、その委員又はその事務を整理する職員に、裁定申請に係る特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある簡易建築物その他の工作物に立ち入り、その状況を調査させることができる。

6 第十三条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による立入調査について準用する。

(裁定の通知等)

第三十三条 都道府県知事は、裁定をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨及び前条第二項各号に掲げる事項を、裁定申請をした起業者及び当該事業に係る特定所有者不明土地所有者等で知れているものに文書で通知するとともに、公告しなければならない。

(裁定の効果)

第三十四条 裁定について前条の規定による公告があつたときは、当該裁定に係る特定所有者不明土地について土地収用法第四十八条第一項の権利取得裁決及び同法第四十九条第一項の明渡裁決があつたものとみなして、同法第七章の規定を適用する。

(損失の補償に関する土地収用法の準用)

第三十五条 土地収用法第六章第一節(第七十六条、第七十七条後段、第七十八条、第八十一条から第八十三条まで、第八十六条、第八十七条及び第九十条の二から第九十条の四までを除く。)の規定は、裁定に係る特定所有者不明土地を収用し、又は使用することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失の補償について準用する。この場合において、同法第七十条ただし書中「第八十二条から第八十六条まで」とあるのは「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号。以下「所有者不明土地法」という。)第三十五条第一項において準用する第八十四条又は第八十五条」と、「収用委員会の裁決」とあるのは「都道府県知事の裁定」と、同法第七十一条中「権利取得裁決」とあり、並びに同法第七十三条、第八十四条第二項及び第八十五条第二項中「明渡裁決」とあるのは「所有者不明土地法第三十二条第一項の裁定」と、同法第八十条中「前二条」とあるのは「所有者不明土地法第三十五条第一項において準用する前条」と、同法第八十四条第一項中「起業者、土地所有者又は関係人」とあるのは「起業者」と、同項及び同条第二項、同条第三項において準用する同法第八十三条第三項から第六項まで並びに同法第八十五条中「収用委員会」とあるのは「都道府県知事」と、同法第八十四条第二項、同条第三項において準用する同法第八十三条第三項及び同法第三項及び同法第八十五条第二項中「裁決を」とあるのは「裁定を」と、同条第一項中「起業者又は物件の所有者」とあるのは「起業者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項において準用する土地収用法第七十九条の規定による請求又は同項において準用する同法第八十四条第一項若しくは第八十五条第一項の規定による要求をしようとする起業者は、裁定申請をする際に、併せて当該請求又は要求の内容その他国土交通省令で定める事項を記載した請求書又は要求書を都道府県知事に提出しなければならない。

(立入調査)

第三十六条 都道府県知事は、この款の規定の施行に必要な限度において、その職員に、裁定申請に係る特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある簡易建築物その他の工作物に立ち入り、その状況を調査させることができる。

2 第十三条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による立入調査について準用する。

第三十七条 施行者（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十六項に規定する施行者をいう。第三項において同じ。）は、同法第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認を受けた都市計画事業（同法第四条第十五項に規定する都市計画事業をいう。第三十九条第一項及び第四十六条第二号において同じ。）について、その事業地（同法第六十条第二項第一号に規定する事業地をいう。）内にある特定所有者不明土地を収用し、又は使用しようとするときは、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定を申請することができる。

2 第二十七条第二項及び第三項、第二十八条から第三十条まで並びに第三十一条第一項及び第三項から第五項までの規定は、前項の規定による裁定の申請について準用する。この場合において、第二十七条第二項中「起業者は」とあるのは「施行者（都市計画法第四条第十六項に規定する施行者をいう。以下同じ。）は」と、同項第一号、第二十八条第一項並びに第二十九条第一項及び第三項中「起業者」とあるのは「施行者」と、第二十七条第三項第一号及び第二号二、第二十八条第一項第三号イ、第三十条第二項並びに第三十一条第一項及び第三項から第五項までの規定中「土地収用法」とあるのは「都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 都道府県知事は、前項において準用する第二十九条第一項又は第二項の規定により第一項の規定による裁定の申請（以下この項において「裁定申請」という。）を却下するとき及び裁定申請が次の各号のいずれかに該当するときを除き、裁定申請をした施行者が当該裁定申請に係る事業を実施するため必要な限度において、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定をしなければならぬ。

一 裁定申請に係る事業が都市計画法第六十二条第一項の規定により告示された事業と異なるとき。
二 裁定申請に係る事業計画が都市計画法第六十条第一項第三号（同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の事業計画と著しく異なるとき。

4 第三十二条（第一項を除く。）から前条までの規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、第三十三条中「起業者」とあるのは「施行者（都市計画法第四条第十六項に規定する施行者をいう。以下同じ。）」と、第三十四条及び第三十五条中「土地収用法」とあり、及び「同法」とあるのは「都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法」と、同条第一項中「起業者」とあるのは「施行者」と、同条第二項中「起業者」とあるのは「施行者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三十八条 国の行政機関の長又は地方公共団体の長（次条第五項において「国の行政機関の長等」という。）は、所有者不明土地につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の管理人の選任の請求をすることができる。

第三十九条 都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業（以下「地域福利増進事業等」という。）の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等（土地又は当該土地にある物件に關し所有権その他の権利を有する者をいう。以下同じ。）を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、その保有する土地所有者等関連情報（

土地所有者等と思料される者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所その他国土交通省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業等を実施しようとする者からその準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるとして土地所有者等関連情報の提供の求めがあつたときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、当該地域福利増進事業等を実施しようとする者に対し、土地所有者等関連情報を提供するものとする。

3 前項の場合において、都道府県知事及び市町村長は、国及び地方公共団体以外の者に対し土地所有者等関連情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該土地所有者等関連情報を提供することについて本人（当該土地所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得なければならない。ただし、当該都道府県又は市町村の条例に特別の定めがあるときは、この限りでない。

4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

5 国の行政機関の長等は、地域福利増進事業等の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、当該土地に工作物を設置している者その他の者に対し、土地所有者等関連情報の提供を求めることができる。

第四十条 登記官は、起業者その他の公共の利益となる事業を実施しようとする者からの求めに応じ、当該事業を実施しようとする区域内の土地につきその所有権の登記名義人に係る死亡の事実の有無を調査した場合において、当該土地が特定登記未了土地に該当し、かつ、当該土地につきその所有権の登記名義人の死亡後十年以上三十年以内において政令で定める期間を超えて相続登記等がされていないと認めるときは、当該土地の所有権の登記名義人となり得る者を探索した上、職権で、所有権の登記名義人の死亡後長期間にわたり相続登記等がされていない土地である旨その他当該探索の結果を確認するために必要な事項として法務省令で定めるものをその所有権の登記に付記することができる。

2 登記官は、前項の規定による探索により当該土地の所有権の登記名義人となり得る者を知ったときは、その者に対し、当該土地についての相続登記等の申請を勧告することができる。この場合において、登記官は、相当でないときを除き、相続登記等を申請するために必要な情報を併せて通知するものとする。

3 登記官は、前二項の規定の施行に必要な限度で、関係地方公共団体の長その他の者に対し、第一項の土地の所有権の登記名義人に係る死亡の事実その他当該土地の所有権の登記名義人となり得る者に関する情報の提供を求めることができる。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による所有権の登記にする付記についての登記簿及び登記記録の記録方法その他の登記の事務並びに第二項の規定による勧告及び通知に関し必要な事項は、法務省令で定める。

(職員の派遣の要請)

第四十一条 地方公共団体の長は、地域福利増進事業等の実施の準備のためその職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に対し、国土交通省の職員の派遣を要請することができる。

(職員の派遣の配慮)

第四十二条 国土交通大臣は、前条の規定による要請があつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣するよう努めるものとする。

(地方公共団体の援助)

第四十三条 地方公共団体は、地域福利増進事業を実施しようとする者その他の所有者不明土地を使用しようとする者の求めに応じ、所有者不明土地の使用の方法に関する提案、所有者不明土地の境界を明らかにするための措置に関する助言、土地の権利関係又は評価について特別の知識経験を有する者のあつせんその他の援助を行うよう努めるものとする。

(手数料)

第四十四条 都道府県は、第二十七条第一項又は第三十七条第一項の規定による裁定の申請に係る手数料の徴収については、当該裁定の申請をする者から、実費の範囲内において、当該事務の性質を考慮して損失の補償金の見積額に応じ政令で定める額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

(権限の委任)

第四十五条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(事務の区分)

第四十六条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

- 一 第二十八条、第二十九条、第三十条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十五条第一項において準用する土地収用法第八十四条第一項、第八十五条第二項及び第八十九條第一項、第三十五條第一項において準用する同法第八十四条第三項において準用する同法第八十三條第三項から第三十六條第一項に規定する事務(同法第十七條第一項各号に掲げる事業又は同法第二十七條第二項若しくは第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業に限るものに限る。)
- 二 第三十七條第二項において準用する第二十八條、第二十九條及び第三十條第一項、第三十七條第三項、同條第四項において準用する第三十條、同項において準用する第三十五條第一項において準用する土地収用法第八十四條第二項、第八十五條第二項及び第八十九條第一項、第三十七條第四項において準用する第三十五條第一項において準用する同法第八十四條第三項において準用する同法第八十三條第三項から第六項まで並びに第三十七條第四項において準用する第三十六條第一項に規定する事務(都市計画法第五十九條第一項から第三項までの規定により国土交通大臣の認可又は承認を受けた都市計画事業に関するものに限る。)

(省令への委任)

第四十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令又は法務省令で定める。

(経過措置)

第四十八条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第四十九条 第二十五条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第五項（第十九条第四項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第五項若しくは第三十六条第一項（第三十七条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第二十条第一項又は第二項の規定に違反した者

三 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

2 前項（第二号（第二十条第二項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。

第五十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

○ 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）

（中央建設工事紛争審査会の庶務）

第十一条 中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）の庶務は、国土交通省土地・建設産業局建設業課において処理する。

（中央建設業審議会の庶務）

第三十一条 中央建設業審議会の庶務は、国土交通省土地・建設産業局建設業課において処理する。

○ 地価公示法施行令（昭和四十四年政令第百八十号）（抄）

（土地鑑定委員会に関し必要な事項）

第二条 土地鑑定委員会（以下「委員会」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員二人以内を置くことができる。

- 2 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 3 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者のうちから、それぞれ国土交通大臣が任命する。
- 4 特別委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 特別委員及び専門委員は、非常勤とする。
- 6 委員会の庶務は、国土交通省土地・建設産業局地価調査課において処理する。
- 7 委員会の委員長は、会議の日時及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 8 委員会は、その所掌事務に関し、必要があると認めるときは、学識経験がある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 9 前二項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

目次

第一章 本省

第一節 秘書官（第一条）

第二節 内部部局等

第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官及び国際統括官の設置等（第二条―第十七条の二）

第二款 特別な職の設置等（第十八条―第二十一条）

第三款 課の設置等

第一目 大臣官房（第二十二条―第三十五条）

第二目 総合政策局（第三十六条―第六十一条）

第三目 国土政策局（第六十二条―第七十条）

第四目 土地・建設産業局（第七十一条―第八十条）

第五目 都市局（第八十一条―第九十条）

第六目 水管理・国土保全局（第九十一条―第一百四条）

第七目 道路局（第一百五―第一百五十三条）

第八目 住宅局（第一百四―第二百一一条）

第九目 鉄道局（第二百二―第二百二十九条の二）

第十目 自動車局（第二百三十―第二百三九条）

第十一目 海事局（第二百四十―第二百五六条）

第十二目 港湾局（第二百五七―第六十三条）

第十三目 航空局（第六十四―第八十一条）

第十四目 北海道局（第八十二―第八十九条）

第十五目 政策統括官（第九十条）

第三節 審議会等（第九十一条）

第四節 施設等機関（第九十二―二百五条）

第五節 地方支分部局

第一款 地方整備局（第二百六―二百八条）

第二款 北海道開発局（第二百九―二百一一条）

第三款 地方運輸局（第二百十二―二百十六条）

第四款 地方航空局（第二百七条・第二百八条）

第五款 航空交通管制部（第二百九条・第二百十条）

第二章 外局

第一節 観光庁

第一款 特別な職（第二百一一条・第二百二条）

第二款 内部部局（第二百一三条―第二百二条の十）

第二節 気象庁

第一款 特別な職（第二百二五条）

第二款 内部部局（第二百二六条―第二百三三条）

第三款 施設等機関（第二百三四条―第二百三九条）

第四款 地方支分部局（第二百四〇条―第二百四二条）

第三節 運輸安全委員会事務局

第一款 特別な職（第二百四三条）

第二款 内部部局（第二百四三条の二―第二百四三条の九）

第四節 海上保安庁

第一款 特別な職（第二百四四条・第二百四五条）

第二款 内部部局（第二百四六条―第二百五三条）

第三款 施設等機関（第二百五四―第二百五七条）

第四款 地方支分部局（第二百五八条・第二百五九条）

附則

（大臣官房及び局並びに政策統括官及び国際統括官の設置等）

第二条 本省に、大臣官房及び次の十三局並びに政策統括官二人及び国際統括官一人を置く。

総合政策局

国土政策局

土地・建設産業局

都市局

水管理・国土保全局

道路局

住宅局

鉄道局

自動車局

海事局

港湾局

航空局

北海道局

2 大臣官房に官庁営繕部を、水管理・国土保全局に水資源部、下水道部及び砂防部を、航空局に航空ネットワーク部、安全部及び交通管制部を置く。

(総合政策局の所掌事務)

第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通省の所掌事務に関する総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。
- 二 国土交通省の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること(大臣官房及び他局並びに政策統括官及び国際統括官の所掌に属するものを除く。)
- 三 社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進に関すること(大臣官房の所掌に属するものを除く。)
- 四 総合的な交通体系の整備に関すること。
- 五 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること(都市局の所掌に属するものを除く。)
- 六 公共交通機関の確保及びその機能の改善に関する総合的な事業の助成に関すること。
- 七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)第十条第一項第九号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関すること。
- 八 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の組織及び運営一般に関すること。
- 九 土地の使用及び収用に関すること(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)の規定による大深度地下の使用並びに所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)の規定による所有者不明土地の使用及び収用に関するものを除く。)
- 十 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の規定による建設機械施工の技術検定に関すること。
- 十一 海洋汚染等(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第十五号の二に規定する海洋汚染等)をいう。以下同じ。)及び海上災害の防止に関すること(海上保安庁並びに海事局及び港湾局の所掌に属するものを除く。)
- 十二 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律(平成十九年法律第三十四号)の施行に関すること。
- 十三 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、航空保安業務の高度化その他の交通の発達及び改善並びに気象業務に係るものに関する

- こと（気象庁及び他局の所掌に属するものを除く。）。
- 十四 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 十五 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関すること。
- 十六 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三十六第四項第十二号に規定する住宅団地再生貨物運送共同化事業に関すること。
- 十七 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。
- 十八 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第七条第三項第三号に規定する貨物運送共同化事業に関すること。
- 十九 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二十 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること（航空局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十一 貨物自動車ターミナルに関すること。
- 二十二 貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二十三 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）第二十二条第一項に規定する交通安全基本計画をいう。第三十条第五号において同じ。）に係る事項の実施に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 二十四 建設工事用機械に係る建設技術に関する指導及び普及に関すること。
- 二十五 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）第七条に規定する資格に関すること。
- 二十六 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関すること。
- 二十七 独立行政法人環境再生保全機構の行う業務に関すること。
- 二十八 国土交通省の所掌に係る公共事業の円滑かつ計画的な実施を推進するための当該各公共事業（鉄道整備事業、港湾整備事業及び空港整備事業並びにこれらに関連するものを除く。第四十七条第一号において同じ。）間の調整に関すること。
- 二十九 直轄事業の施行の合理化のための方策（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること（土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。）。
- 三十 直轄事業に係る建設工事用機械の整備及び運用（二以上の部局に共通するものに限る。）に関すること。
- 三十一 直轄事業の積算基準（建設工事用機械の使用に係る二以上の部局に共通する積算基準に限る。）に関すること。
- 三十二 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）の規定による基本指針の策定の取りまとめに關すること並びに同法に規定する整備計画並びに特定周辺整備地区及び施設整備方針のうち建設業者の使用に供するための再生処理を行う特定施設以外の特定施設に係るものに関すること。
- 三十三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
- 三十四 社会資本整備審議会の庶務（産業分科会、住宅地分科会、都市計画・歴史的風土分科会、河川分科会、道路分科会及び建築分科会に

係るものを除く。)に関すること。

三十五 交通政策審議会の庶務(観光分科会、陸上交通分科会、海事分科会、港湾分科会、航空分科会及び気象分科会に係るものを除く。)に関すること。

三十六 運輸審議会の庶務に関すること。

三十七 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること(国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所に係るものに限る。)

三十八 中央交通安全対策会議の庶務(海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものに限る。)に関すること。

三十九 国土交通省の所掌事務に関する情報化に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

四十 国土交通省の情報システムの整備及び管理に関すること。

四十一 国土交通省の保有する個人情報情報の保護に関すること。

四十二 国土交通省の所掌事務に関する調査、情報の分析及び統計に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

四十三 国立国会図書館支部国土交通省図書館に関すること。

四十四 国土交通省設置法(以下「法」という。)第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること(道路局の所掌に属するものを除く。)

四十五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省の所掌事務に係る政策に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(国土政策局の所掌事務)

第五条 国土政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策に関する関係行政機関の事務の調整に関すること(政策統括官の所掌に属するものを除く。)

三 首都圏その他の各大都市圏及び東北地方その他の各地方のそれぞれの整備及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(都市局の所掌に属するものを除く。)

四 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業(首都圏その他の各大都市圏及び北海道の区域内において行われるものを除く。)に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

五 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業に係る別に政令で定める事業(北海道総合開発計画に基づくものを除く。)に関する関係行政機関の経費の見積りの方針及び配分計画の調整に関すること。

六 株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第十五条第一項の規定により同項の規定による解散前の日本政策投資銀行から承継する資産のうち株式会社日本政策投資銀行法施行令(平成二十年政令第二百号)附則第五条に規定する資産に該当するものの管理に関すること(北海道局の所掌に属するものを除く。)

- 七 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項に規定する土地利用基本計画に関すること。
- 八 国土調査に関すること（土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。）。
- 九 国会等の移転（国会等の移転に関する法律（平成四年法律第九号）第一条に規定する国会等の移転をいう。以下同じ。）に係る総合的な政策の企画及び立案に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 十 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 十一 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。以下同じ。）の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 十二 小笠原総合事務所の機構及び定員並びに運営に要する経費に関する関係行政機関との連絡調整に関すること。
- 十三 小笠原総合事務所の事務の運営の指導及び改善に関すること。

（土地・建設産業局の所掌事務）

第六条 土地・建設産業局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地価対策その他土地に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 国土利用計画法の規定による土地取引の規制その他土地利用の調整に関すること。
- 三 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に関すること。
- 四 公共用地取得制度に関すること。
- 五 直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。
- 六 直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事務の総括に関すること。
- 七 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。
- 八 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関すること。
- 九 宅地の供給及び管理に関すること（都市局及び住宅局の所掌に属するものを除く。）。
- 十 農住組合の設立及び業務に関すること（都市局の所掌に属するものを除く。）。
- 十一 地価の公示に関すること。
- 十二 不動産の鑑定評価に関すること。
- 十三 地籍調査その他の地籍整備に関すること。
- 十四 不動産の発達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化に関すること。
- 十五 建設業（浄化槽工事業を含む。）の発達、改善及び調整並びに建設工事の請負契約の適正化に関すること（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。
- 十六 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに

関すること。

十七 測量業の発達、改善及び調整に関すること。

十八 公共工事の前払金保証事業の発達、改善及び調整に関すること。

十九 直轄事業における労働力及び資材の調達の円滑化に関する調整及び指導に関すること。

二十 直轄事業の積算基準（労働力の調達に係る積算基準に限る。）に関すること。

（都市局の所掌事務）

第七条 都市局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（国土政策局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

二 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）及び中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）の施行に関すること。

三 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域、近畿圏の近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域並びに中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備及び開発に関すること。

四 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）に規定する業務核都市基本方針及び業務核都市基本構想に関すること。

五 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業（首都圏その他の各大都市圏内において行われるものに限る。）に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

六 首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止並びに首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に関すること。

七 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の施行に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

八 災害が発生した地域及び災害危険区域からの住居の集団的移転を促進する事業の援助及び助成に関すること。

九 都市計画及び都市計画事業に関すること。

十 景観法（平成十六年法律第十号）の規定による良好な景観の形成に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

十一 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）の規定による宅地の造成等の規制に関すること。

十二 宅地の耐震化（地震時における地盤の滑動、崩落又は液状化による被害の防止を図るために行う宅地の改良をいう。第八十四条第六号において同じ。）の推進に関すること。

十三 土地区画整理事業に関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること及び水管理・国土保全局の所掌に属するものを除く。）。

十四 民間都市開発事業に関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。

十五 前二号に掲げるもののほか、市街地再開発事業、流通業務団地造成事業その他市街地の整備改善に関すること（防災街区整備事業及び独

立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること並びに住宅局及び港湾局の所掌に属するものを除く。)

十六 防災街区整備事業(都市計画において定められた防災都市施設(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十条に規定する防災都市施設をいう。以下同じ。))の整備を伴うものに限る。))の助成及び監督に関すること。

十七 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、次に掲げるものに関すること。

イ 建築物の敷地の整備(賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので重要な公共施設の整備を伴うものに限る。))並びに整備した敷地の管理及び譲渡に係る業務

ロ 市街地再開発事業(賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものに限る。))に係る業務

ハ 防災街区整備事業(賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。))に係る業務

ニ 土地区画整理事業(宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものに限る。))に係る業務

ホ 流通業務団地造成事業(宅地の造成と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものに限る。))に係る業務

十八 新住宅市街地開発事業に関すること。

十九 新都市基盤整備事業に関すること。

二十 駐車場に関すること(道路局及び自動車局の所掌に属するものを除く。))。

二十一 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による資金の貸付け(以下「都市開発資金の貸付け」という。))に関すること(土地・建設産業局及び住宅局の所掌に属するものを除く。))。

二十二 都市公園その他の公共空地及び保勝地の整備及び管理(皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑にあつては、これらの整備に限る。))に関すること。

二十三 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関すること。

二十四 市民農園の整備の促進に関すること。

二十五 屋外広告物に関すること。

二十六 古都(明日香村を含む。))における歴史的風土の保存に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十七 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号。第三十条を除く。))の施行に関すること。

(鉄道局の所掌事務)

第十一条 鉄道局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 鉄道、軌道及び索道(以下「鉄道等」という。))の整備並びにこれらの整備及び運行に関連する環境対策に関すること(道路局の所掌に属するものを除く。))。

二 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)の施行に関すること(土地・建設

産業局及び都市局の所掌に属するものを除く。)

- 三 鉄道等による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 四 鉄道等の安全の確保に関すること(道路局の所掌に属するものを除く。)
- 五 鉄道等に関する事故及びこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること(運輸安全委員会の所掌に属するものを除く。)
- 六 鉄道等の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器(これらの部品を含む。以下「陸運機器等」という。)の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器等の製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の組織及び運営一般に関すること。

(政策統括官の職務)

第十七条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 国土交通省の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関する事務の総括に関すること。
- 二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策であつて次に掲げる事項に係るものに関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
 - イ 土地利用
 - ロ 交通施設の整備
 - ハ 地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項に規定する地理空間情報(第六十六条第一号において単に「地理空間情報」という。)の活用の推進
 - ニ 土地に関する総合的かつ基本的な政策(有効かつ適切な利用が阻害され、又は阻害されるおそれがある土地に係るものに限る。)の企画及び立案並びに推進に関する調整に関すること。
 - 三 土地基本法(平成元年法律第八十四号)第十一条の規定による土地に関する動向及び基本的な施策に関する年次報告等に関する調整に関すること。
 - 四 国会等の移転に係る総合的な政策の企画及び立案に関する調整に関すること。
 - 五 大深度地下使用協議会における大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令(平成十二年政令第五百号)第四条第二号及び第三号に掲げる行政機関並びに関係都道府県との協議に関すること。
 - 六 国土交通省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

(次長)

- 第十九条 総合政策局、土地・建設産業局、水管理・国土保全局、道路局、鉄道局、自動車局、海事局及び航空局に、それぞれ次長一人を置く。
- 2 次長は、局長を助け、局の事務を整理する。

- (総括審議官、技術総括審議官、政策立案総括審議官、公共交通・物流政策審議官、建設流通政策審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、海外プロジェクト審議官、公文書監理官、政策評価審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官及び技術審議官)
- 第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、政策立案総括審議官一人、公共交通・物流政策審議官一人、建設流通政策審議官一人、危機管理・運輸安全政策審議官一人、海外プロジェクト審議官一人、公文書監理官一人、政策評価審議官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、審議官二十一人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)及び技術審議官五人を置く。
- 1 総括審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。
 - 2 技術総括審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。
 - 3 政策立案総括審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。
 - 4 公共交通・物流政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する交通機関の整備並びに貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。
 - 5 建設流通政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する建物その他の施設の建設並びに宅地及び建物の流通に係る市場の整備に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。
 - 6 危機管理・運輸安全政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する危機管理及び運輸の安全の確保に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。
 - 7 海外プロジェクト審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する国際関係事務で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るもの、経済上の連携その他の対外経済関係に関するもの及び国際協力に係るものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。
 - 8 公文書監理官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報保護の適正な実施の確保に関する重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。
 - 9 政策評価審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する政策の評価に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。
 - 10 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。
 - 11 審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
 - 12 技術審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(参事官及び技術参事官)

- 第二十一条 大臣官房に、参事官十八人及び技術参事官一人を置く。
- 2 大臣官房に置く参事官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。
- 3 大臣官房に置く技術参事官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

(大臣官房に置く課等)

- 第二十二條 大臣官房に、官庁営繕部に置くもののほか、次の七課並びに監察官一人、危機管理官一人及び運輸安全監理官一人を置く。
 - 人事課
 - 総務課
 - 広報課
 - 会計課
 - 地方課
 - 福利厚生課
 - 技術調査課
- 2 官庁営繕部に、次の四課を置く。
 - 管理課
 - 計画課
 - 整備課
 - 設備・環境課

(広報課の所掌事務)

第二十六條 広報課は、広報に関する事務をつかさどる。

(会計課の所掌事務)

第二十七條 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 二 国土交通省の所掌事務に関する財政投融资計画に関する事務の総括に関すること（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 国土交通省所管の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- 四 国土交通省所管の特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- 五 東日本大震災復興特別会計の経理のうち国土交通省の所掌に係るものに関すること。

六 庁内の管理に関すること。

(地方課の所掌事務)

第二十八条 地方課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 本省と地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、国土地理院、小笠原総合事務所、国土交通政策研究所、国土技術政策総合研究所、国土交通大学校及び航空保安大学校との間の連絡調整に関すること。
- 二 地方整備局、国土地理院及び国土技術政策総合研究所(以下この条において「地方整備局等」という。)の機構及び定員並びに地方整備局等の運営に要する経費の調整に関すること(法第三十一条第二項第二号に掲げる事務のうち法第四条第一項第十五号(油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。)、第五十七号、第五十八号及び第六十一号(港湾に係るものに限る。)、第一百一号から第一百三号まで並びに第二百二十八号(港湾に係るものに限る。))に掲げる事務並びに法第三十一条第一項第六号に掲げる事務並びに第九十四条第一項各号に掲げる事務のうち法第四条第一項第五十七号及び第六十一号(港湾に係るものに限る。)、第一百一号、第二百二号並びに第九号(空港等の整備及び保全に係るものに限る。))に掲げる事務に係るもの(次号において「港湾空港関係事務」という。))に関するものを除く。)
- 三 地方整備局等の行う工事、工事の設計及び工事管理並びに工事に関する調査に係る入札及び契約に関する事務その他の地方整備局等の事務の運営の指導及び改善に関すること(港湾空港関係事務に関するものを除く。)
- 四 公共事業の入札及び契約の改善に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

(技術調査課の所掌事務)

第三十条 技術調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 直轄事業に係る建設技術に関する研究及び開発に関すること(他局及び官庁営繕部の所掌に属するものを除く。)
- 二 直轄事業に係る技術基準及び積算基準(二以上の部局に共通するものに限る。))に関すること(総合政策局及び土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。)
- 三 直轄事業に係る電気通信施設の整備及び管理に関すること。
- 四 公共工事に係る評価の適正化に係る技術基準及び費用の縮減に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
- 五 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であつて、測量その他の国土の管理に係るものに関すること。
- 六 建設技術に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに建設技術に関する指導及び普及に関すること(他局及び官庁営繕部の所掌に属するものを除く。)
- 七 国土交通省の所掌事務に関する建設技術に関する事務の総括に関すること。
- 八 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること(総合政策局の所掌に属するものを除く。)

(総務課の所掌事務)

第三十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総合政策局の所掌事務に関する総合調整に関すること（政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 国土交通省の所掌事務に関する財政投融资計画に関する事務の総括に関すること（政府関係金融機関の行う投融资に関するものに限る。）。
- 三 総合的な交通体系の整備に関すること（交通政策課及びモビリティサービス推進課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 土地の使用及び収用に関すること（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の規定による大深度地下の使用並びに所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定による所有者不明土地の使用及び収用に関するものを除く。）。
- 五 交通安全基本計画に係る事項の実施に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 六 国土交通省の所掌事務に関する交通の安全の確保に関する事務の総括に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。
- 七 社会資本整備審議会の庶務（産業分科会、住宅地分科会、都市計画・歴史的風土分科会、河川分科会、道路分科会及び建築分科会に係るものを除く。）に関すること。
- 八 交通政策審議会の庶務（交通体系分科会、技術分科会、観光分科会、陸上交通分科会、海事分科会、港湾分科会、航空分科会及び気象分科会に係るものを除く。）に関すること。
- 九 運輸審議会の庶務に関すること。
- 十 中央交通安全対策会議の庶務（海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものに限る。）に関すること。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、総合政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（公共事業企画調整課の所掌事務）

第四十七条 公共事業企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通省の所掌に係る公共事業の円滑かつ計画的な実施を推進するための当該各公共事業間の調整に関すること。
- 二 直轄事業の施行の合理化のための方策（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること（土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 直轄事業に係る建設工事用機械の整備及び運用（二以上の部局に共通するものに限る。）に関すること。
- 四 直轄事業の積算基準（建設工事用機械の使用に係る二以上の部局に共通する積算基準に限る。）に関すること。
- 五 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の規定による基本指針の策定の取りまとめに関すること並びに同法に規定する整備計画並びに特定周辺整備地区及び施設整備方針のうち建設業者の使用に供するための再生処理を行う特定施設以外の特定施設に係るものに関すること。
- 六 建設業法の規定による建設機械施工の技術検定に関すること。
- 七 建設工事用機械に係る建設技術に関する指導及び普及に関すること。
- 八 建設工事用機械に関する調査及び統計に関すること。

(情報政策課の所掌事務)

第五十一条 情報政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総合政策局の所掌事務(第四条第三十九号から第四十三号までに掲げるものに限る。)に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 国土交通省の所掌事務に関する情報化に関すること(他の所掌に属するものを除く。)
- 三 国土交通省の保有する個人情報情報の保護に関すること。
- 四 国土交通省の所掌事務に関する調査、情報の分析及び統計に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

(国土政策局に置く課等)

第六十二条 国土政策局に、次の六課並びに計画官二人及び特別地域振興官一人を置く。

総務課

総合計画課

広域地方政策課

国土情報課

地方振興課

離島振興課

(総務課の所掌事務)

第六十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土政策局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(他課及び計画官の所掌に属するものを除く。)
- 三 国土政策局の所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 四 国土審議会の庶務(土地政策分科会、北海道開発分科会、水資源開発分科会及び豪雪地帯対策分科会に係るものを除く。)
- 五 前各号に掲げるもののほか、国土政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(総合計画課の所掌事務)

第六十四条 総合計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土利用計画及び国土形成計画の企画及び立案並びに推進に関すること(広域地方政策課及び計画官の所掌に属するものを除く。)
- 二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策に関する関係行政機関の事務の調整に関すること(政策統括官の所掌に属するものを除く。)

- 三 国土利用計画法第九条第一項に規定する土地利用基本計画に関すること。
- 四 国会等の移転に係る総合的な政策の企画及び立案に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 五 多極分散型国土形成促進法の規定による国の行政機関等の東京都区部からの移転等に関すること。

（国土情報課の所掌事務）

第六十六条 国土情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策（地理空間情報の活用推進に係るものに限る。）の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の基礎となる事項の調査及び研究に関すること。
- 三 国土調査に関すること（土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。）。

（地方振興課の所掌事務）

第六十七条 地方振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（離島振興課及び特別地域振興官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 豪雪地帯の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（離島振興課の所掌事務）

第六十八条 離島振興課は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方における離島の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務（特別地域振興官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（計画官の職務）

第六十九条 計画官は、命を受けて、国土利用計画若しくは国土形成計画で全国の区域について定めるものの企画及び立案に関する事務のうち重要な専門的事項に係る事務を分掌し、又は総務課及び総合計画課の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画する。

（特別地域振興官の職務）

第七十条 特別地域振興官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、離島（東京都小笠原村並びに鹿児島県奄美市及び大島郡に属するものに限る。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 小笠原総合事務所の機構及び定員並びに運営に要する経費に関する関係行政機関との連絡調整に関すること。

三 小笠原総合事務所の事務の運営の指導及び改善に関すること。

(土地・建設産業局に置く課)

第七十一条 土地・建設産業局に、次の八課を置く。

総務課

企画課

地価調査課

地籍整備課

不動産業課

不動産市場整備課

建設業課

建設市場整備課

(総務課の所掌事務)

第七十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 土地・建設産業局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 土地・建設産業局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

三 土地・建設産業局の所掌事務に係る国際協力に関すること。

四 土地・建設産業局の所掌に属する国際関係事務で海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関すること。

五 公共用地取得制度に関すること。

六 直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

七 直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事務の総括に関すること。

八 公有地の拡大の推進に関する法律の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。

九 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関すること。

十 国土審議会土地政策分科会の庶務に関すること。

十一 前各号に掲げるもののほか、土地・建設産業局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(企画課の所掌事務)

第七十三条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 土地・建設産業局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること(総務課の所掌に属するものを除く)。

二 地価対策その他土地に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること（政策統括官並びに地価調査課及び不動産市場整備課の所掌に属するものを除く。）。

三 国土利用計画法の規定による土地取引の規制その他土地利用の調整に關すること（地価調査課の所掌に属するものを除く。）。

四 所有者不明土地の利用の円滑化等に關する特別措置法の施行に關すること。

五 宅地の供給及び管理に關すること（都市局及び住宅局の所掌に属するものを除く。）。

六 農住組合の設立及び業務に關すること（都市局の所掌に属するものを除く。）。

第七十四条 削除

（不動産業課の所掌事務）

第七十七条 不動産業課は、不動産業の発達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化に關する事務（総務課及び不動産市場整備課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（建設業課の所掌事務）

第七十九条 建設業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 建設業（浄化槽工業業を含む。）の発達、改善及び調整に關すること（総合政策局並びに総務課及び建設市場整備課の所掌に属するものを除く。）。

二 建設工事の請負契約の適正化に關すること（建設市場整備課の所掌に属するものを除く。）。

三 建設工事に係る資材の再資源化等に關する法律第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに關すること。

四 公共工事の前払金保証事業の発達、改善及び調整に關すること。

五 社会資本整備審議会産業分科会の庶務に關すること。

（建設市場整備課の所掌事務）

第八十条 建設市場整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 建設業者及び建設コンサルタント（以下この条において「建設業者等」という。）の経営の方法の改善及び技術の向上のための方策（建設業者に係るものにあつては、専ら専門工事業者（主として土木一式工事又は建築一式工事を請け負う建設業者以外の建設業者をいう。）に係るものに限る。）に關する企画及び立案並びに指導に關すること。

二 建設工事の下請契約（発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が注文者となるものを除く。）の適正化に關すること。

三 建設業者等の労働力及び資材の調達に關する企画及び立案並びに指導に關すること。

四 建設コンサルタントの共同の請負又は受託の方式の改善のための方策に關する企画及び立案並びに指導に關すること。

- 五 建設業者等が行う業務に必要な資金のあっせんに関すること。
- 六 建設業者等の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。
- 七 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の規定による基本方針の策定に関する事務のうち、建設業者等に係る創業に関すること。
- 八 測量業の発達、改善及び調整に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。
- 九 直轄事業における労働力及び資材の調達の円滑化に関する調整及び指導に関すること。
- 十 直轄事業の積算基準（労働力の調達に係る積算基準に限る。）に関すること。

（都市局に置く課）

第八十一条 都市局に、次の八課を置く。

総務課

都市政策課

都市安全課

まちづくり推進課

都市計画課

市街地整備課

街路交通施設課

公園緑地・景観課

（総務課の所掌事務）

第八十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 都市局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会の庶務に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、都市局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（都市政策課の所掌事務）

第八十三条 都市政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること（総務課及び都市安全課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止に関すること。
- 三 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の施行に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

- 四 筑波研究学園都市の建設に関する総合的な計画の企画及び立案並びに推進に關すること。
- 五 関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画の企画及び立案並びに推進に關すること。
- 六 大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号）の規定による大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備及び開発に關する総合的な計画の企画及び立案並びに推進に關すること。
- 七 大都市の機能の改善を図る観点からの、琵琶湖の総合的な保全に關する関係行政機関の事務の調整に關すること。
- 八 首都圏整備計画の策定及び実施に關する状況の国会に対する報告並びにその概要の公表並びに近畿圏整備計画及び中部圏開発整備計画の実施に關する状況の公表に關すること。

（都市安全課の所掌事務）

第八十四条 都市安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市局の所掌事務に關する総合的な防災に關する企画及び立案並びに都市局の所掌事務に關する防災に係る施策の調整に關すること。
- 二 都市局の所掌事務に關する第四十条第一号イに掲げる事項に關する総合的な政策の企画及び立案並びに都市局の所掌事務に關する当該事項に係る政策の調整に關すること。
- 三 災害が発生した地域及び災害危険区域からの住居の集団的移転を促進する事業の援助及び助成に關すること。
- 四 都市局の所掌事務に係る災害復旧事業の指導（公園に係るものにあつては、工事の指導を除く。）、監督及び助成に關すること。
- 五 宅地造成等規制法の規定による宅地の造成等の規制に關すること。
- 六 宅地の耐震化の推進に關すること。
- 七 密集市街地における防災街区の整備の促進に關する法律（第二章から第四章まで、第五章第一節、第二節及び第四節並びに第六章から第八章までを除く。）の施行に關すること（防災街区計画整備組合が施行する防災街区整備事業、土地区画整理事業及び市街地再開発事業に關することを除く。）。
- 八 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）に規定する緑地等の設置に關する計画に關すること。

第八十五条 削除

（まちづくり推進課の所掌事務）

第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市局の所掌事務に關するまちづくりの推進に關する基本的な政策の企画及び立案に關すること。
- 二 官民の連携によるまちづくりの推進を図る活動の指導及び助成に關すること。
- 三 都市局の所掌事務に關する都市の再生に關する基本的な政策の企画及び立案に關すること。
- 四 大都市の機能の改善に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること（国土政策局及び政策統括官並びに都市政策課の所掌に

属するものを除く。)

- 五 首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法の施行に関すること(都市政策課の所掌に属するものを除く。)
- 六 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域、近畿圏の近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域並びに中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備及び開発に関すること(市街地整備課の所掌に属するものを除く。)
- 七 多極分散型国土形成促進法に規定する業務核都市基本方針及び業務核都市基本構想に関すること。
- 八 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業(首都圏その他の各大都市圏内において行われるものに限る。)
)に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 九 首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に関すること(公園緑地・景観課の所掌に属するものを除く。)
- 十 民間都市開発事業に関すること(港湾局の所掌に属するものを除く。)
- 十一 民間都市再生事業に関すること(港湾局の所掌に属するものを除く。)
- 十二 民間拠点施設整備事業(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第七条第一項に規定する拠点施設整備事業で民間事業者が施行するものをいう。)
)に関すること(港湾局の所掌に属するものを除く。)
- 十三 中心市街地の活性化に関する法律の施行に関すること(他局の所掌に属するものを除く。)
- 十四 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)に規定する都市再生歩行者経路協定、退避経路協定、管理協定、都市再生整備歩行者経路協定、都市利便増進協定及び低未利用土地利用促進協定に関すること並びに同法に規定する退避施設協定及び非常用電気等供給施設協定に関すること(住宅局の所掌に属するものを除く。)
- 十五 独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する事務であつて都市局の所掌に属するものの総括に関すること。
- 十六 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、建築物の敷地の整備(賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので重要な公共施設の整備を伴うものに限る。)
)並びに整備した敷地の管理及び譲渡に係るものに関すること。
- 十七 都市開発資金の貸付けに関する法律第六項、第七項及び第九項の規定による資金の貸付けに関すること(同条第七項の規定による資金の貸付けにあつては、独立行政法人都市再生機構の行う前号に規定する業務に係るものに限る。)

(市街地整備課の所掌事務)

第八十八条 市街地整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 土地区画整理事業に関すること(独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること及び水管理・国土保全局の所掌に属するものを除く。)
- 二 市街地再開発事業に関すること(独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること及び住宅局の所掌に属するものを除く。)
- 三 防災街区整備事業(都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。)
)の助成及び監督に関すること。
- 四 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、次に掲げるものに関すること。
- イ 市街地再開発事業(賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものに限る。)

）に係る業務

ロ 防災街区整備事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務

ハ 土地区画整理事業（宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務

ニ 流通業務団地造成事業（宅地の造成と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務

五 住宅街区整備事業に関する事（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する事を除く。）。

六 流通業務市街地の整備に関する事（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する事を除く。）。

七 都市再開発法の規定による再開発事業の計画の認定に関する事。

八 農住組合が行う交換分合に関する事。

九 都市の低炭素化の促進に関する法律第九条第一項に規定する集約都市開発事業に関する事（住宅局の所掌に属するものを除く。）。

十 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二条第五項に規定する工業団地造成事業に関する事（同法第十八条の二第一項に規定する処分管理計画に関する事を除く。）。

十一 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号）第二条第四項に規定する工業団地造成事業に関する事（同法第二十五条第一項に規定する処分管理計画に関する事を除く。）。

十二 新住宅市街地開発事業に関する事。

十三 新都市基盤整備事業に関する事。

十四 まちづくりに関する総合的な事業（主として住宅の供給を目的とするものを除く。）の指導及び助成に関する事。

十五 都市開発資金の貸付けに関する事（土地・建設産業局及び住宅局並びにまちづくり推進課及び公園緑地・景観課の所掌に属するものを除く。）。

（下水道企画課の所掌事務）

第百条 下水道企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 下水道部の所掌事務に関する総合調整に関する事。

二 下水道部の所掌事務に関する法令案の作成に関する事。

三 下水道に関する中長期的な計画の企画及び立案に関する事。

四 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の施行に関する事（下水道事業課及び流域管理官の所掌に属するものを除く。）。

五 日本下水道事業団の行う業務に関する事。

六 前各号に掲げるもののほか、下水道部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

（住宅生産課の所掌事務）

第一百九条 住宅生産課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 工場生産住宅その他これに類するものの建設及び供給に関する指導及び助成に關すること。
- 二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）の施行に關すること（同法第六章に規定する事務にあつては、施工技術並びに住宅紛争処理支援センターが行う費用の助成及び負担金の徴収に係るものに限る。）。
- 三 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）の施行に關すること（土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。）。
- 四 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。第十七条を除く。）の規定による長期優良住宅の普及の促進に關すること。
- 五 住宅建設その他建築に関する新工法及び施工技術の指導及び助成に關すること。
- 六 建築物その他の構築物に共通する設計、施行方法及び安全条件に係る産業標準に關すること。
- 七 建築用資材の需給及び価格の調査に關すること。
- 八 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定による建築物に關するエネルギーの使用の合理化に關すること。
- 九 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物の普及の促進に關すること。
- 十 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上に關すること。

（都市鉄道政策課の所掌事務）

第二百二十五条 都市鉄道政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市鉄道その他の大都市における旅客の運送に係る鉄道等（以下この条において「都市鉄道等」という。）の利用の促進及び都市鉄道等による運送サービスの向上に關する基本的な政策の企画及び立案に關すること。
- 二 都市鉄道等の整備に關すること（道路局及び他課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に關する特別措置法の施行に關すること（土地・建設産業局及び都市局の所掌に属するものを除く。）。
- 四 都市鉄道等（索道を除く。）による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に關すること（事業の許可及び特許、事業の承継、法人の解散並びに事業の停止の命令に關する事務に限る。）。
- 五 東京地下鉄株式会社の行う業務に關すること（鉄道事業課の所掌に属するものを除く。）。

（地方整備局の内部組織）

第二百八条 東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局にそれぞれ副局長二人を、

- 2 北陸地方整備局に次長一人を、四国地方整備局に次長二人を置く。
- 3 副局長は、地方整備局長を助け、命を受けて地方整備局の事務をつかさどる。
- 4 次長は、地方整備局長を助け、地方整備局の事務を整理する。
- 5 地方整備局に、次の八部を置く。

総務部

企画部

建政部

河川部

道路部

港湾空港部

営繕部

用地部

- 6 四国地方整備局の総務部長は四国地方整備局の次長の職を占める者を、九州地方整備局の総務部長は九州地方整備局の副局長の職を占める者をもって充てられるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、地方整備局の内部組織は、国土交通省令で定める。

附 則

(都市局の所掌事務についての読替え)

- 4 都市局の所掌事務については、当分の間、第七条第十八号中「関すること」とあるのは、「関すること(独立行政法人都市再生機構の行う業務に関するものを除く。)」とする。

(国土政策局地方振興課の所掌事務の特例)

- 8 国土政策局地方振興課は、第六十七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
令和三年三月三十一日	過疎地域の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
令和四年三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

令和七年三月三十一日

振興山村の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。
半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。

(国土政策局離島振興課の所掌事務の特例)

第九条 国土政策局離島振興課は、第六十八条に規定する事務のほか、令和五年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。
- 二 離島振興計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画にすること。

(国土政策局特別地域振興官の特例)

第十条 国土政策局特別地域振興官は、第七十条各号に掲げる事務のほか、令和六年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 奄美群島の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。
- 二 奄美群島振興開発計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画にすること。
- 三 独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務にすること。
- 四 小笠原諸島の総合的な振興及び開発にすること。

○ 国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）（抄）

（庶務）

第六条 審議会の庶務は、国土交通省国土政策局総務課において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ同表の下欄に掲げる課において処理する。

分科会	課
土地政策分科会	国土交通省土地・建設産業局総務課
北海道開発分科会	国土交通省北海道局総務課
水資源開発分科会	国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源政策課
豪雪地帯対策分科会	国土交通省国土政策局地方振興課

○ 社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）（抄）

（庶務）

- 11 審議会の庶務は、国土交通省総合政策局総務課において総括し、及び処理する。ただし、産業分科会、住宅地分科会、都市計画・歴史的風土分科会、河川分科会、道路分科会及び建築分科会に係るものについては、次項から第七項までに定めるところにより処理する。
- 12 産業分科会の庶務は、国土交通省土地・建設産業局建設業課において総括し、及び処理する。ただし、不動産業に関する重要事項に係るものについては、国土交通省土地・建設産業局不動産業課において処理する。
- 13 住宅地分科会の庶務は、国土交通省住宅局住宅政策課において総括し、及び処理する。ただし、宅地に関する重要事項に係るものについては、国土交通省土地・建設産業局総務課において処理する。
- 14 都市計画・歴史的風土分科会の庶務は、国土交通省都市局総務課において処理する。
- 15 河川分科会の庶務は、国土交通省水管理・国土保全局総務課において処理する。
- 16 道路分科会の庶務は、国土交通省道路局総務課において処理する。
- 17 建築分科会の庶務は、国土交通省住宅局建築指導課において総括し、及び処理する。ただし、官公庁施設に関する重要事項に係るものについては、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課において処理する。